

## II 制度提言



# 記載例

**【将来像・基本施策・施策展開】**  
提案する制度に該当する将来像、新たな振興計画(骨子案)に基づく基本施策・施策展開を記載しています。

将来像	Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
基本施策	(6) 離島における安全・安心の確保と魅力ある生活環境の創出
施策展開	ア 人流・物流・情報流に係るコスト低減

## 提案する制度名 離島住民等交通コスト負担軽減制度

**【分類】**  
提案する制度の分類について、「財政特例」、「規制緩和」、「要件緩和」、「税制優遇」、「その他」を選択し、記載しています。

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

**【目指すすがた】**  
提案する制度が目指すすがたについて記載しています。

**目指すすがた**

- 県全体の均衡ある発展のため、離島住民等の交通コスト低減を安定的かつ継続的に実施することにより、離島・過疎地域における移手段の維持・確保及び生活利便性が向上し、定住条件の整備が図られる。

**【SDGsのゴール】**  
提案する制度に関連する「SDGsの17のゴール」について記載しています。

## 制度概要



1. 航路・航空路の運賃の低減化による住民負担の軽減及び地方路線を将来にわたって維持するため、次の経費を対する国の財政支援(交付金制度:国庫交付率8/10)を創設する。**【新規】【財政特例】**
  - (1) 離島住民等の船賃及び航空運賃を低減するための経費  
**【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-①、P4-⑨、P5-⑩】**

**【制度概要】**  
提案する制度の概要について記載しています。

**【沖縄らしいSDGsの優先課題】**  
提案する制度に関連する沖縄らしいSDGsの優先課題を記載しています。(参考資料参照)

**【現状・課題】**  
提案する制度の現状・課題について、沖縄の特殊事情を踏まえ記載しています。

**現状・課題**

- 沖縄県内の離島を結ぶ交通機関は、船又は飛行機に頼らざるを得ず、陸上交通と比較して割高な運賃は人的移動の大きな障害となっている。
- 現在は沖縄振興特別推進交付金を活用し、割高な船賃及び航空賃を低減する事業を実施し、離島住民等の交通コストの負担を軽減している。また、中核病院や高校がない小規模離島については、観光客等の交流人口の航空運賃を約3割低減している。
- 令和元年度に経済波及効果調査を行ったところ、1.9倍の費用対効果があることが算出されており、引き続き航路・航空路の運賃の低減に取り組む必要があるが、当該事業を安定的かつ継続的に実施することが課題である。

**【担当部課】**  
提案する制度の担当部課を記載しています。

**必要性**

- 離島住民が住み慣れた島で安心して暮らし続けるためには、島外への移動利便性を高めることが必要不可欠であり、住民の経済的負担となっている航路及び航空路の運賃の低減を安定的かつ継続的に実施していくためには恒久的な制度を創設する必要がある。

**【必要性】**  
提案する制度を要望する必要性を記載しています。

**担当部課** 企画部 交通政策課

**【関連する施策展開】**  
提案する制度に関連する施策展開を記載しています。

関連する施策展開

なし

将来像	すべての将来像に関連
基本施策	すべての基本施策に関連
施策展開	すべての施策展開に関連

## 提案する制度名 沖縄振興交付金制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

目指すすかた

- 沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み沖縄振興特別措置法で講じられている沖縄振興交付金制度などの特別措置を最大限に活用し、
  - (1) 平和で生き生きと暮らせる「誰一人取り残すことのない優しい社会」の実現
  - (2) 世界とつながり、時代を切り拓く「強しなやかな自立型経済」の構築
  - (3) 人々を惹きつけ、ソフトパワーを具現化する「持続可能な海洋島しょ圏」の形成を目指す。

## 制度概要



### <沖縄振興交付金の継続(沖縄振興特別措置法第105条の2から第105条の4)>

1. 沖縄県知事が作成した沖縄振興交付金事業計画に基づき県及び市町村等が実施する事業又は事務に要する経費に対して、国が交付金を交付する規定を継続する。【継続】【財政特例】
2. 沖縄振興特別措置法第105条の2第2項第2号を県及び市町村が設置する基金の財源に充てることができる規定を継続する。【継続】【財政特例】

【沖縄らしいSDGの優先課題:P1-①～P5-⑫】

現状・課題

- 沖縄振興交付金は、沖縄県が自主的な選択に基づいて実施する沖縄の振興に資する事業等(市町村等を主体として実施する事業等含む。)の経費に充てるために国が交付金を交付できる制度として平成24年度に創設され、沖縄の振興の基盤となる施設に関する事業(当該事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務・事業を含む。)に対して交付される沖縄振興公共投資交付金と、観光・情報通信産業・農林水産業などの産業の振興のほか幅広い分野の沖縄振興に資する事務・事業に活用できる沖縄振興特別推進交付金がある。

- 平成24年度から令和3年度までの沖縄振興公共投資交付金の総額は、6,882億円(予算ベース)となっており、高率補助制度による国庫補助率の嵩上げもあり、社会資本施設等の整備に活用され、モノレールの延長や港湾関連施設、農林水産基盤、医療施設、教育施設、水道施設などの整備に活用されている。

モノレール延長  
(浦添前田駅)



港湾整備  
(小浜港)



農林水産基盤整備  
(水利施設整備事業(北大東村北振地区))



医療施設等整備  
(県立八重山病院)



教育施設整備  
(糸満市立兼城小学校)



水道施設整備  
(新石川浄水場)



- しかしながら、その予算額は、ピーク時の平成26年度の932億円から令和3年度には477億円と約1/2にまで落ち込んでおり、事業期間の長期化や事業計画の後ろ倒しによる全体計画の遅れが生じている。その結果、老朽化施設の修繕や更新が進まないことによる住民生活の安全の確保に向けた減災・防災対策の遅れや、豪雨・台風襲来時の宅地・農地への浸水被害や河川等への赤土流出等の対策の遅れなどが生じている。さらに、同交付金を活用した事業と国が県内で直接実施する事業や県及び市町村等が省庁の個別の補助金を活用して実施した事業が連携した一体的な効果の発現に支障をきたしている(例:国道の改良と連携した県道及び市町村道の整備)。
- 平成24年度から令和3年度までの沖縄振興特別推進交付金の総額は、6,929億円(予算ベース)となっており、これまでの全国一律の制度では対象とならなかった、沖縄の抱える特殊事情に基因する課題などに活用されている。これまで、離島の定住条件整備、保育士の育成・確保やひとり親家庭の自立支援等による子育てセーフティーネットの充実、沖縄観光ブランド戦略の推進やスポーツキャンプの誘致等による観光振興、高度IT人材の育成等による情報通信関連産業の高度化など多岐にわたる分野において事業が実施され、大きな成果を上げている。

沖縄振興特別推進交付金の活用により実施できた主な市町村事業

～観光～

観光プロモーション、観光案内版設置、観光イベントの開催、クルーズ船歓迎支援、民泊支援、観光ルートの美化 など

～離島～

住民交通コストの軽減、船舶の欠航時におけるヘリのチャーター等、水産物の輸送コスト低減、繁殖用雌牛の導入、高齢者福祉施設・保育施設・人工透析施設・サテライト塾の整備 など

～教育～

学習支援員・特別支援員・英語支援員等の配置、不登校対策、公営学習塾の運営、電子黒板等の整備、スポーツ・文化活動に係る派遣費助成、国際交流の推進 など

～子育て～

認可外保育の環境整備、保育士の確保、認定こども園の整備、預かり保育の実施、放課後児童クラブの運営支援、ひとり親家庭の生活自立・支援 など

～防災～

防災マップ、防災計画の作成、備蓄倉庫、海拔表示、避難所案内板・AEDの設置、デジタル防災無線・津波避難タワー・避難路の整備、自主防災組織の立ち上げ支援 など

～施設の整備～

観光拠点、スポーツ拠点、文化発信拠点、防災拠点となる施設、医療福祉施設、公園・憩いの場、定住促進住宅、公営墓地等の整備、

離島児童生徒支援センター



那覇クルーズターミナル



津波避難施設(南城市久高島)



- その予算額は、ピーク時の平成26年度の826億円から令和3年度は504億円(ピーク時の約6割)と大きく減少している。その一方で、離島における定住条件の整備、農林水産物の流通条件の不利性の解消、子育て・教育環境の充実、観光振興などについては、継続した取り組みが必要であり、同交付金の予算額の減少に伴い、県や市町村が主体的に実施できる新規事業の採択の余地が狭まっている。

- 県が令和2年3月に取りまとめた総点検報告書において、これまでの沖縄振興の取組により、社会基盤の整備や産業振興などに多くの成果があった一方で、一人当たりの県民所得が全国最低の水準にとどまり、子どもの貧困率や非正規雇用率の高さなど沖縄振興特別措置法が目的とする沖縄の「自立的発展」と「豊かな住民生活の実現」が十分とは言えない状況にあることが明らかとなった。
- 本県は、本土市場からの遠隔性や離島が散在する地理的特性により高コスト構造を抱え、観光産業をはじめとした労働集約型の産業構造となっており、比較優位のある付加価値の高い産業の振興、労働生産性や地域内の経済循環を高めしていく施策を展開することにより強い経済構造を構築していくことが求められている。
- また、離島の条件不利性、米軍基地問題などの沖縄の特殊事情から派生する固有課題や子どもの貧困の問題、雇用の質の改善などの重要性が増した課題への取り組みも求められている。
- 平成24年度に沖縄振興交付金が創設され、この10年間で、全国一律の制度では対応できない沖縄の抱える固有課題の解決に沖縄県及び市町村等が主体的に取り組み、多くの成果をあげてきた。令和3年1月28日開催の知事と県内全市町村長で構成する沖縄振興会議においても、令和4年度以降の沖縄振興特別推進交付金の継続と沖縄振興予算の拡充についての確認がなされたところである。
- 引き続き、沖縄の持つ特殊な諸事情から派生する課題の解決に向けて、県及び市町村等の主体的な取組が推進できるよう、沖縄振興交付金の継続が必要である。

**担当部課**

企画部 企画調整課、市町村課、総務部 財政課

**関連する施策展開**

---

提案する制度の性質上、すべての施策展開に関連する

将来像	すべての将来像に関連
基本施策	すべての基本施策に関連
施策展開	すべての施策展開に関連

**提案する制度名** 民間活力を活用したSDGsによる課題の解消推進制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	○	○

**目指すすがた**

- SDGsに積極的に取り組むことが県内企業の主流となり、SDGsが創出する市場や雇用をいち早く取り込むこと等によって、全国的にもモデルとなるような「社会的課題解決型の持続的成長企業」が多数、誕生する。
- 沖縄の置かれた特殊な諸事情に基因する政策課題の解決に向け、民間セクターの参画が進み、官民連携が強化される。
- このことにより、新たな沖縄振興の取組が加速し、沖縄が日本経済成長の牽引役としての地位を確立する。

**制度概要** 

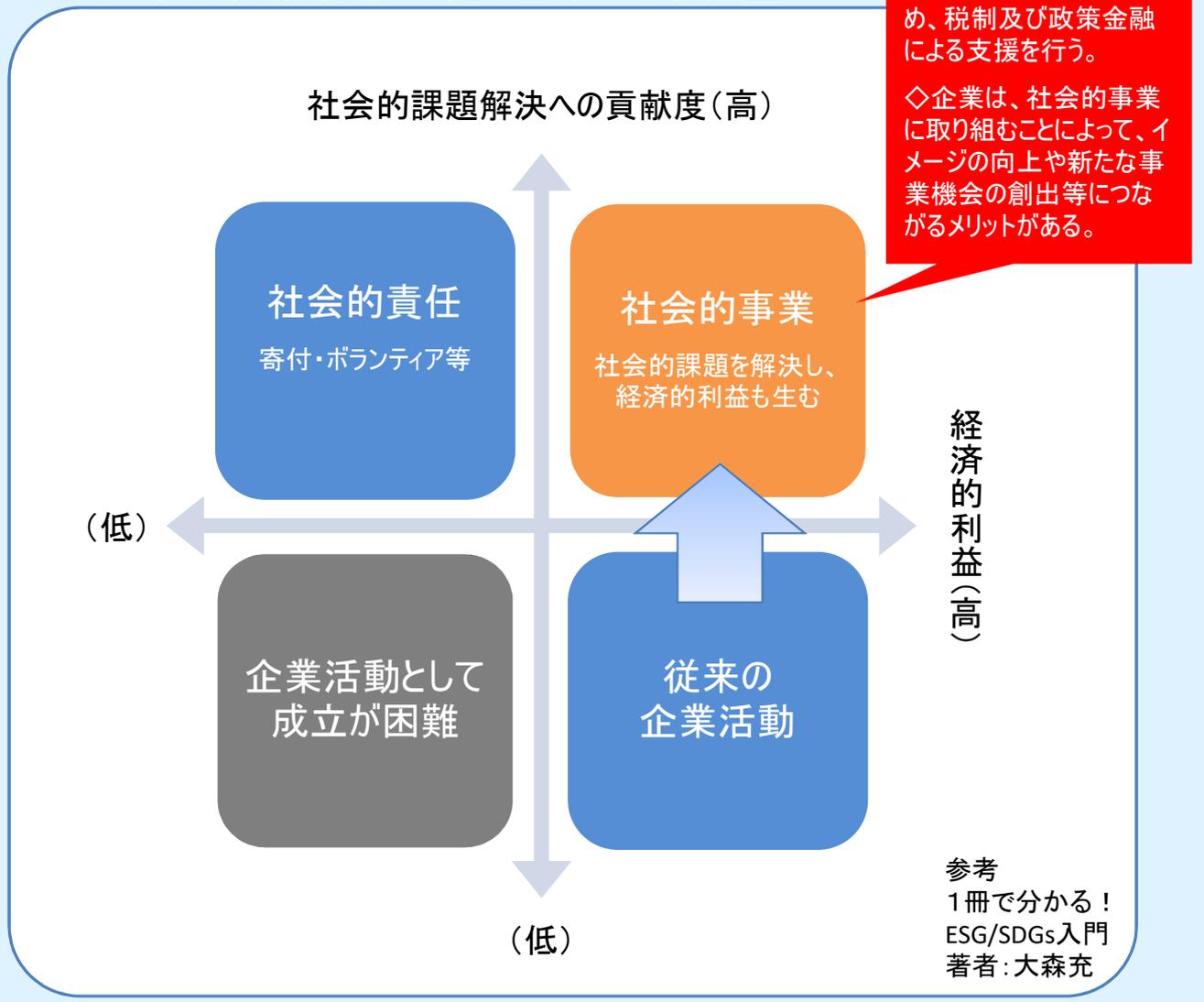
企業によるSDGsの取組を促進するとともに、沖縄の置かれた特殊な諸事情に基因する政策課題との関係を「見える化」すること等により、官民一体となった持続可能な沖縄振興の仕組みを構築する。

具体的には、以下のスキーム及び措置を備えた特別地区制度を創設する。

1. 沖縄県内において本業としてSDGsに取り組む企業が、「SDGs実施計画」を作成して、知事又は主務大臣（以下、「知事等」という。）の認定を申請する。【新規】【その他】
2. 知事等は、申請のあった実施計画の内容が、SDGsの達成に寄与するものであり、沖縄の政策課題の解決を図るために、有効かつ適切なものであると認められるなど、一定の要件を満たす場合に、認定する。【新規】【その他】

3. 企業が、認定された計画に基づき実施する事業の用に供する財やサービスを構築した場合（機械及び装置、器具及び備品、建物及び附属設備並びに構築物を取得した場合又は人材の確保・育成の取組を行った場合）には、当該企業の所得又は当該所得に対する調整前法人税額から財やサービスの構築に要した費用に次の割合を乗じて計算した金額を控除する課税の特例を適用する。【新規】【財政特例】【税制優遇】
- (1) 法人税 投資税額控除 機械等 15%、建物等 8%、人材50%  
特別償却 機械等 50%、建物等 25%
  - (2) 地方税 県又は市町村が、事業所税、事業税、不動産所得税、固定資産税の課税を免除した場合は、5年間、地方交付税による減収補填措置の対象とする。
4. 企業が、認定された計画に基づく事業の実施に必要な資金を円滑に調達できるようにするため、国又は県は政策金融と連動した支援を行う。【新規】【その他】
- 【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-①～P5-⑫】

図：社会貢献活動から見た企業の取組類型



- 累次の沖縄振興の取組により、社会資本の整備を中心に本土との格差が縮小するとともに、リーディング産業である観光リゾート産業及び情報通信関連産業が成長するなど着実に発展を遂げてきた。
- 一方、一人当たり県民所得が全国の7割程度であるなど、沖縄振興は未だ道半ばである。また、新たに生じた課題や重要性を増した課題への対応、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に象徴される社会経済情勢の変化への対応など、政策課題は多岐にわたっている。
- 大企業を中心に経営層へのSDGsの浸透は一定程度進んできたが、企業数で見ると99.7%（沖縄は99.9%）を占める中小企業への更なる浸透が課題となっている（国のSDGs実施方針改訂版より）。

- 複雑化・多様化する各種課題に、きめ細かく、かつ継続的に対応するため、これまで以上に民間のアイデアやノウハウを取り込む等、官民連携を促進し、沖縄振興の取組を持続可能な形で加速する必要がある。
- 官民連携の枠組みの構築にあたっては、世界共通のゴールとして広く認知され、国策としても推進するSDGsを媒介とした制度とすることによって、広範な企業に参画を促す必要がある。
- 中小企業は、地域社会と経済を支える存在であり、SDGsの取組を後押しすることが重要である（国のSDGs実施方針改訂版より）。
- ESGに優れた企業は社会の発展に貢献し、将来も持続的に成長するという考え方が普及しつつある。また、今後は、中小企業にとってもSDGsへの対応がビジネスにおける取引条件となる可能性も指摘されていることから、県内の中小企業がいち早く対応して企業価値を高め、持続可能な経営を行う戦略として活用できるよう支援する必要がある。

担当部課

企画部 企画調整課、環境部 環境政策課、商工労働部 産業政策課、文化観光スポーツ部 観光政策課

関連する施策展開

提案する制度の性質上、すべての施策展開に関連する

将来像	I 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して
基本施策	(1) 世界に誇れる環境モデル地域の形成
施策展開	ア 社会生活における資源循環の推進

## 提案する制度名 島しょ地域の特性を踏まえた持続可能な資源循環構築制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

**目指すすがた**

- 人間活動と環境の調和が図られた持続可能な社会に向けて、廃棄物の回収や適正処理、海岸環境の保全及びリサイクルを推進することで、世界に誇れる環境モデル地域の形成を目指す。

制度概要

3 すべての人に健康と福祉

11 住み続けられるまちづくりを

12 つくる責任 つかう責任

14 海の豊かさを保たせよう

**<島しょ地域の特性を踏まえた持続可能な循環型社会の構築>**

- 県及び市町村が実施する島しょ地域の特性を踏まえた持続可能な循環型社会の構築に向けた次の取組を推進するため、国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】
  - 廃棄物のリサイクル技術、処理技術及び熱回収技術及びIoT技術の開発又は導入並びにプラスチック製品の利用削減
  - 使用済み太陽光パネル及び発電設備のリサイクル並びに適正処理

**<離島廃棄物処理促進に関する財政支援>**

- 離島地域における廃棄物処理を促進するため、市町村の次の処理等に要する費用に対する国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】
  - 一般廃棄物と産業廃棄物を「合わせ処理」する施設の整備
  - 島内において処理困難な廃棄物(産業廃棄物、海岸漂着物を含む。)を島外へ輸送するまで一時保管する施設の整備
  - (2)の廃棄物を島外で処理するための輸送

### <海岸漂着物の回収への支援>

1. 海岸管理者及び市町村が海岸漂着物の回収及び処理等に要する費用に対する国の財政支援を拡充する(国庫補助率を9/10から10/10へ引き上げる。)。【拡充】【財政特例】

### <石綿(アスベスト)含有建材調査・除去・処理促進に対する支援>

1. 石綿含有建材の調査、除去及び処理に係る国の財政支援(国庫補助率9.5/10)を創設する。【新規】【財政特例】

### <放置艇・廃船等の処分費用に係る国費支援の拡充>

1. 港湾管理者及び漁港管理者が、良好な港湾及び漁港環境を維持するため行う放置艇及び廃船の撤去又は廃棄等の費用に対する国の財政支援を拡充する(採択要件を拡充するとともに、国庫補助率を1/3から10/10へ引き上げる。)。【拡充】【財政特例】  
【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-②、P3-⑦】

### <島しょ地域の特性を踏まえた持続可能な循環型社会の構築>

- 近年、本県の一般廃棄物の排出量は増加傾向にあり、また、リサイクル率も全国平均を大幅に下回っており、今後は、入域観光客の増加による廃棄物の増加も懸念されることである。
- また、沖縄県でも太陽光発電の導入が進んでおり、今後大量廃棄の時代を迎えるため、そのリサイクル及び適正処理が必要となるが、多くの離島を抱える島嶼県であるため一般廃棄物と同様、リサイクルや適正処理に係るコスト負担が課題である。
- 規模の利益を得にくい沖縄県に適した技術の開発及び導入が必要であり、開発した技術を共通の課題を持つ亜熱帯島しょの東南アジアなどの国々に技術移転等することにより、国際貢献につながる。

### <離島廃棄物処理促進に関する財政支援>

- 本県は島しょ地域という地理的要因に起因する輸送費の発生や小規模処理による低い効率など、他県と比較して資源循環コストが嵩む構造的不利性を抱えており、特に、離島市町村では人手不足や技術不足の課題に加え、産業廃棄物処理業者がない等の理由により、処分のために沖縄本島や他の離島への海上輸送が必要となるなど高コスト構造となっている。
- 一般廃棄物と性状が同一の産業廃棄物(木くず、プラスチック類等の可燃物等)は、あわせ処理を行うことが合理的である。

### <海岸漂着物の回収への支援>

- 沖縄は日本唯一の離島県であり、県全体で約2,037kmの海岸線延長(全国4位)を有し、亜熱帯特有のサンゴ礁や美しい海浜、広大なマングローブ植生帯や特徴的な干潟等、優れた自然景観を有しているが、本県の狭あいな島しょ性により、環境負荷に対して脆弱である。

- 県内の多くの島々には主に海外からの大量のごみが漂着し続けており、6割は浮子、ペットボトル等のプラスチックゴミであり、海岸の景観や生態系、ひいては沖縄の基幹産業でもある観光にも影響を与えかねない深刻な問題となっている。

#### <石綿(アスベスト)含有建材調査・除去・処理促進に対する支援>

- 近年、地震や大雨などの大規模災害で全壊、半壊した建物から飛散した石綿による健康被害や大気汚染が問題となっているが、台風常襲地帯である本県は、他の地方自治体と住宅事情が異なり、約94%が鉄筋・鉄骨コンクリート造(平成30年度住宅・土地統計調査)であり、耐久性及び断熱性を高めるため、現在では使用が禁止されている石綿含有建材を使用した住宅が数多く存在しているものと考えられる。そのため、石綿含有建材の除去・処理に向けて「住宅・建築物アスベスト改修事業」による支援に取り組んできた。
- 鉄筋・鉄骨コンクリート造の住宅は、木造に比べて法定耐用年数が長いというメリットがあるものの、解体工事費用が高額となることから、空き家となり放置される可能性もあり、津波等の自然災害を被りやすい条件にある本県ではその対策が課題である。

#### <放置艇・廃船等の処分費用に係る国費支援の拡充>

- 県内港湾及び漁港において、所有者が放置・廃棄した船舶が存在しており、新たな船舶が受け入れられないなど、良好な港湾及び漁港環境の維持や港湾及び漁港の利活用に支障が生じている。
- 放置艇の隻数は全国的では減少しているものの、沖縄県内では、漁業者の高齢化、漁業経営環境の悪化等のほか、海洋性レクリエーション等の観光産業が盛んで船舶所有の需要が大きいため、放置艇は増加傾向にある。放置艇が解消されない要因の一つとして、本県は離島県のため、船舶の廃棄処分に係る運搬費用が高額とならざるを得ず、所有者による経費負担が困難な場合にそのまま放置されてしまうケースは多いと考えられる。
- なお、現行では社会資本整備総合交付金(海域環境創造・自然再生等事業)又は水産基盤整備事業補助金(水産環境整備事業)及び沖縄振興公共投資交付金(水域環境保全創造事業)により、撤去費用の一部を補助する制度があるものの対象は限定されている。

#### <島しょ地域の特性を踏まえた持続可能な循環型社会の構築>

- 自然環境の保全と社会経済活動とのバランスを図り、環境負荷の低減及びコストの低減につながる亜熱帯島しょ県ならではの循環型社会の構築の推進に係る国の財政支援が必要である。

#### <離島廃棄物処理促進に関する財政支援>

- 特に離島における廃棄物処理は、民間活用や広域的対応が困難で高コスト構造であり、処理を円滑に推進できるよう国の財政支援が必要である。

#### <海岸漂着物の回収への支援>

- 海岸漂着物は回収しても繰り返し漂着するため、継続して回収・処理を行う必要があり、海岸漂着物に係る体制を強化することにより、本県の観光資源である美しい海浜の景観を守る必要がある。

＜石綿(アスベスト)含有建材調査・除去・処理促進に対する支援＞

- 未だ多くの住宅で使用されている石綿含有建材について、災害時の大気汚染や県民の健康被害リスクを抑制するため、石綿含有建材の調査・除去・処理を促進する必要がある。

＜放置艇・廃船等の処分費用に係る国費支援の拡充＞

- 放置・廃棄された船舶の存在は、美観や港湾及び漁港の効率的利用の阻害要因になるばかりでなく、海洋性レクリエーション産業等の観光産業発展の足かせともなることから、放置・廃棄された船舶を速やかに撤去・廃棄するため、国の財政支援を拡充する必要がある。

担当部課

環境部 環境整備課、環境保全課、農林水産部 農地農村整備課、漁港漁場課、土木建築部 海岸防災課、港湾課

関連する施策展開

- 1-(2)-イ 水域・陸域・大気・土壌環境の保全・再生
- 1-(3)-ア 海岸環境の保全及び利活用

将来像	I 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して
基本施策	(1) 世界に誇れる環境モデル地域の形成
施策展開	イ 脱炭素島しょ社会の実現に向けたエネルギー施策の推進

## 提案する制度名 島しょ型エネルギー社会基盤形成制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	○	—	○	○

**目指すすがた**

■ エネルギーの安定的かつ適正な供給体制を確保しつつ、再生可能エネルギー導入拡大及び革新的技術の社会実装を促進する等のエネルギー施策を展開することで、地球温暖化対策を推進するとともに、低炭素で災害に強い、沖縄らしい島しょ型エネルギー社会を目指す。

## 制度概要



### <地球温暖化対策の更なる推進>

1. 沖縄県を革新的技術（水素利用等）の導入拡大に向けた先進モデル地域として指定し、国の実証実験及び社会実装を実施するとともに、県が実施する次の取組に対する国の財政支援（国庫補助率 8/10）を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 革新的技術を活用した脱炭素島しょづくりに向けた取組
2. 太陽光発電システム又は風力発電等の再生可能エネルギー設備を有する法人又は個人が、次の(1)又は(2)の取得に要する費用に対する国の財政支援を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 建物の電気系統に電気を流すことが可能な電気自動車
  - (2) 電気自動車から自らが所有する建物の電気系統に電気を流すための充放電設備
3. 民生業務・家庭部門への地球温暖化対策に対する国の財政支援を創設する。【新規】【財政特例】

- (1) 県又は市町村が実施する民間事業者・団体、個人へのLED等の省エネ機器への転換に係る補助事業に対する国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。
- (2) 沖縄型ネット・ゼロ・エネルギーハウス(ZEH(ゼッチ))を普及するため、戸建住宅におけるZEH化支援事業(経産省)の補助上限額を60万円/戸から120万円/戸に引き上げる。

### <クリーンエネルギー導入支援>

1. 沖縄振興特別措置法に、クリーンエネルギーの導入拡大及び安定的かつ適正な供給の確保に寄与すると認められるものの整備に対して、国及び地方公共団体による必要な資金の確保その他の援助に関する規定を追加する。【新規】【その他】
2. 再生可能エネルギー活用設備等に関する次の特例措置を創設する。【新規】【財政特例】【税制優遇】
  - (1) 再生可能エネルギー活用設備の導入及び同エネルギー活用に向けた計画策定等に関する国の現行補助事業等に優遇措置を適用する。
    - ア 地域の系統線を活用したエネルギー面的利用事業補助金(経産省)の国庫補助率を2/3及び3/4から8/10に嵩上げするとともに、事業期間を令和13年度まで延長する。
    - イ 脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業(地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築支援事業)(経産省)の補助対象に水溶性天然ガス(地産のクリーンエネルギー)を追加及び国庫補助率を一律8/10に嵩上げするとともに、事業期間を令和13年度まで延長する。
    - ウ 地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業(経産省)の補助対象にEV充電器単体を追加及び国庫補助率を一律8/10に嵩上げするとともに、事業期間を令和13年度まで延長する。
    - エ 畜産バイオマス地産地消緊急対策事業(農水省)の国庫補助率を一律8/10に嵩上げするとともに、補助対象者を「バイオマス産業都市構想に位置付けられた事業実施体制の構成員」とする要件を免除する。
    - オ 地域で自立したバイオマスエネルギーの活用モデルを確立するための実証事業(経産省)の国庫補助率を2/3から8/10に嵩上げするとともに、事業期間を令和13年度まで延長する。

- カ 地方税法制定附則第15条第30項の固定資産税の課税標準の特例に沖縄県内に設置される以下の対象設備を追加及び当該施設の固定資産税の課税標準の軽減を1/2にするとともに、措置期間を令和13年度まで延長する。
- (ア) 海洋再生可能エネルギー発電設備、エネルギーマネジメントシステム、エネルギーマネジメントに資する需要設備、蓄エネルギーシステム(MGセット(モーター発電機システム)、蓄電池等)、太陽熱設備、自営線等
- (2) 地方公共団体、民間事業者・団体、個人等が以下の再生可能エネルギー活用設備を新たに取得する場合の国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設するとともに、地方税法に同設備の固定資産課税標準を取得後3年間は2/3以内に軽減する税制優遇の規定を追加する。
- ア 再生可能エネルギー発電設備等(太陽光発電設備(エネルギーマネジメント機能が備わった自家消費主目的の設備)、風力発電設備、中小水力発電設備、バイオマス発電設備、海洋再生可能エネルギー発電設備、太陽熱設備
- イ エネルギーマネジメントに資する設備(エネルギーマネジメントシステム、エネルギーマネジメントに資する需要設備、蓄エネルギーシステム(MGセット(モーター発電機システム)、蓄電池等)、自営線等)
- (3) 地方公共団体、民間事業者・団体等が再生可能エネルギー活用に向けた事業計画策定や事業化可能性調査等を実施する場合の国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。
3. クリーンエネルギー導入拡大に資する技術開発等及び規制緩和に関する次の特例措置を創設する。【新規】【財政特例】【規制緩和】
- (1) 新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業(経産省)の国庫補助率を1/2及び2/3から8/10に嵩上げ並びに補助対象者の要件を以下のとおり拡大するとともに、事業期間を令和13年度まで延長する。
- ア 沖縄の厳しい自然条件に起因する制約(例:風力発電の極値風速規制)を克服する技術開発については、中小企業に限らず申請を可能とする。

(2) 地方公共団体、民間事業者・団体等が以下のクリーンエネルギー導入拡大に資する技術開発等を行う場合の国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。

ア 沖縄の風力発電設備の設置基準(極値風速)を克服する風力発電技術開発

イ クリーンエネルギー導入拡大に資する技術開発

ウ その他エネルギー関連技術開発

(3) 電気事業法第48条(工事計画届出)に規定する、風力発電設備の設置(1,000～2,000kW級風車で極値風速90m/s程度)の審査において、安全性の確保を前提に、監視システムや安全対策の強化等の運用面の工夫により、既存機種を設置を可能とする規制の見直し又は設置を可能とするエリアを設定する。

4. ガス供給事業の用に供する天然ガス(県産水溶性天然ガスについては自家消費を含む)に係る石油石炭税(1,860円/t)を免除する。【新規】【税制優遇】

5. ガス供給設備の導入及びガス活用に向けた計画策定等に関する次の特例措置を創設する。【新規】【財政特例】【税制優遇】

(1) ガス供給設備の導入及びガス活用に向けた計画策定等に関する国の現行補助事業等に優遇措置を適用する。

ア 港湾機能高度化施設整備事業(LNGバンカリング拠点形成支援施設)(国交省)の国庫補助率を1/3から8/10に嵩上げするとともに、事業期間を令和13年度まで延長する。

イ 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(経産省)の国庫補助率を一律8/10に嵩上げするとともに、事業期間を令和13年度まで延長する。

ウ 構造改善推進事業費補助金(石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち構造改善推進事業に係るもの)(経産省)の国庫補助率を1/2から8/10に嵩上げするとともに、事業期間を令和13年度まで延長する。

エ 脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業(環境省)の国庫補助率を一律8/10に嵩上げするとともに、事業期間を令和13年度まで延長する。

オ 地方税法第349条の3第2項の固定資産税の課税標準の特例に沖縄県内に設置される以下の対象設備を追加する。

(ア) ガス導管(特定ガス導管事業用)、LNGサテライト(ガス小売事業用)、船舶燃料供給設備(船舶燃料供給事業用)等

(2) 地方公共団体、民間事業者・団体が以下のガス供給設備を新たに取得する場合の国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設するとともに、地方税法に同設備に係る固定資産課税標準を軽減する税制優遇(ア及びイは取得後5年間1/3次の5年間2/3、ウ及びエは2/3以内)の規定を追加する。

ア 天然ガス供給設備(ガス導管、LNGサテライト、船舶燃料供給設備等)

イ 水溶性天然ガス活用設備(坑井、プラント、送ガス機、パイプライン、蓄電池、ガス発電設備、ガスホルダー、排水の有効活用設備等)

ウ LPガスの供給体制の強靱化に資する設備(バルク設備、遠隔開閉栓等システム、遠隔検針システム等)

エ 水素・アンモニア活用設備(製造設備、貯蔵設備、供給設備、発電設備等)

(3) 地方公共団体、民間事業者・団体等がガス活用に向けた計画策定又は可能性調査等を実施する場合の国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。

6. コージェネ設備の導入等に関する次の特例措置を創設する。【新規】【財政特例】【税制優遇】

(1) コージェネ設備の導入等に関する国の現行補助事業等に優遇措置を適用する。

ア 社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金(経産省)の国庫補助率を1/2及び2/3から8/10に嵩上げするとともに、事業期間を令和13年度まで延長する。

イ 燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金(経産省)の国庫補助率を1/3から8/10に嵩上げするとともに、事業期間を令和13年度まで延長する。

ウ 災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(経産省)の国庫補助率を一律8/10に嵩上げするとともに、事業期間を令和13年度まで延長する。

エ 地方税法制定附則第15条第31項の固定資産税の課税標準の特例について、沖縄県内の課税標準の軽減を11/12から2/3にするとともに、措置期間を令和13年度まで延長する。

(2) 地方公共団体、民間事業者・団体、個人等が以下の設備を新たに取得する場合の国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設するとともに、地方税法に同設備の固定資産課税標準を取得後3年間は2/3以内とする税制優遇の規定を追加する。

ア コージェネレーション設備及びこれと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は占有の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連携用保護装置、ポンプ、配管

イ 燃料電池設備

7. 先進船舶の導入等に関する次の特例措置を創設する。【新規】【財政特例】【税制優遇】

(1) 先進船舶の導入等に関する国の現行補助事業に優遇措置を適用する。

ア 代替燃料活用による船舶からのCO2排出削減対策モデル事業(環境省)の国庫補助率を1/2から8/10に嵩上げするとともに、事業期間を令和13年度まで延長する。

イ 地方税法第349条の3第2項の固定資産税の課税標準の特例について、沖縄県内に所在する事業者が所有する内航船舶においては、1/2から1/6にするとともに、措置期間を令和13年度まで延長する。

(2) 地方公共団体、民間事業者・団体、個人等が以下の対象設備を新たに取得する場合の国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設するとともに、地方税法に同設備の固定資産課税標準を令和13年度まで1/6に軽減する税制優遇の規定を追加する。

ア 環境負荷の低いLNGや水素等を燃料とし、沖縄県内に所在する事業者が所有する沖縄を航行する船舶

### ＜電気の安定的かつ適正な供給の確保に係る措置＞

1. 次の特例措置の適用期限を10年間延長する。【拡充】【税制優遇】

(1) ものづくり産業イノベーション促進地域(現行の産業高度化・事業革新促進地域)における税制優遇に係る規定を電気事業者へ準用(沖縄振興特別措置法第65条第1項)

(2) 発電事業者が沖縄の事業場において、発電に要する石炭、液化天然ガスの引取りに係る石油石炭税の免除(沖縄振興特別措置法第65条第2項)。

(3) 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を2/3とする特例措置(地方税法附則第15条第5項)

## 2. 次の特例措置を継続する。【継続】【その他】

- (1) 国及び地方公共団体が、電気事業の用に供する設備の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努める規定を継続する。(沖縄振興特別措置法第63条)
- (2) 沖縄電力株式会社が民営化された際に、電気事業法上の許可を受けているとみなすとした沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律の適用(沖縄振興特別措置法本法附則第10条第1項)
- (3) 沖縄電力株式会社が民営化された際、課税の特例と特別勘定について規定した沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律の適用(沖縄振興特別措置法本法附則第10条第2項)

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-⑥、P3-⑦】

### <共通>

- 本県は、構造的不利性から電源構成、一次エネルギー供給内訳が本土と大きく異なることから、国が掲げる2030年度の目標とは一致しないエネルギーミックスとならざるをえない。
- 電源構成については、地理的・地形的・需要規模の制約から原子力、大規模水力、地熱の開発が物理的に困難な状況にあり、石油や石炭といった化石燃料に対する依存度が全国と比較して高い。
- 一方、国は非効率な石炭火力発電所について、段階的な休廃止策を検討している。
- 令和32年(2050年)までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするため、再生可能エネルギーの導入拡大に繋がる技術の確立や、ゼロエミッション火力発電技術の導入などに向けて、多額の支出が見込まれており、現行でも他の地域に比べ高い水準にある県民の電気料金負担の更なる増が懸念されている。
- 県では、宮古島における電力の需給調整システム構築や、波照間島における再生可能エネルギーを活用したモーター発電機導入の実証等、SDGsの理念を踏まえ、県内の再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでいるところである。

### <地球温暖化対策の更なる推進>

- 令和32年(2050年)までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするため、再生可能エネルギーで製造・貯蔵した水素の多用途への活用、発電所からの二酸化炭素の回収・貯蔵(CCS)技術の確立等、早期の実用化に向けた実証等が求められている。
- 本県においては、鉄軌道を中心とした交通網整備の遅れから自動車保有台数が毎年増加し、令和元年度で117万台を越え、この10年で約20%増加している。しかし、県内における電気自動車の導入台数は、車両価格が高いこともあり、令和元年度末で1,123台(0.1%)と低調である。

- 固定価格買取制度(FIT)の導入から10年が経過し、今後、FITを制度に基づく買取義務が終了する事業者又は個人が増加することから、カーボンフリーなエネルギー源として自家消費を促すことが求められる。
- 本県の最終エネルギー消費における二酸化炭素の排出割合は電力が約5割を占めており、中でも民生業務・家庭部門においては省エネ機器の普及やZEH化を推し進め、消費エネルギーの削減による低炭素化を図ることが求められる。

### <クリーンエネルギー導入支援>

#### 【電源部門】

- 本県は小規模離島であるが故に、系統内での気象条件がほぼ一定であることから、太陽光発電や風力発電といった出力変動電源が電力系統の安定性に大きな影響を及ぼすため、再生可能エネルギーの大量導入が困難な状況にある。
- 本島や大規模離島の太陽光電源の接続可能量(30日等出力制御枠※)が上限近くに達している系統については、今後、太陽光発電の出力抑制が見込まれ、更なる再生可能エネルギーの導入拡大の妨げとなっている。(一部離島は既に超過)  
 ※電力会社が出力制御の上限(30日や360時間)を超えて出力制御を行わなければ、送配電系統への接続が新たに受け入れられなくなる接続量。
- 国内の風力発電設備設置に係る審査基準が厳格化されており、県内で設置に要する審査基準を満たす設備が国内外において製造されていない。

#### 【非電力部門】

- 需要規模の制約から、埋設導管によって都市ガスを含む天然ガス(化石燃料中もっとも環境負荷が低い)を供給する事業者の数が少なく、一部のエリアでしか天然ガスを利用できない。本県の全国面積比率が0.60%に対して都市ガスの全国導管延長比率は0.26%に過ぎない。
- 本県のエネルギー自給率は1.9%程度【2017年度】に留まっており、エネルギーセキュリティの観点からエネルギー自給率の向上が求められる。(全国:11.8%【2018年度】)

### <電気の安定的かつ適正な供給の確保に係る措置>

- 本土から遠く離れているため、他の電力会社との電力の広域融通(広範囲での需給調整)の枠外にあり、安定的な電力供給のためには、高い供給予備力が必要である。
- 広域な海域に島が点在しており、供給コストの高い離島を多く抱えているなど、これらの構造的不利性に起因し、県内の電気料金は、県外の旧一般電気事業者9社の平均電気料金と比較して高い状況にある。
- また、離島も含めユニバーサルサービスを提供している一般送配電事業者が、電気の安定的かつ適正な供給を実施できる体制を確保する必要がある。

- 本県の化石燃料に依存している電源構成を脱却し、令和32年(2050年)までに二酸化炭素排出量実質ゼロを達成し、沖縄らしいSDGs推進のための優先課題であるエコアイランドの実現に向けて、革新的技術の導入拡大に向けた国の実証実験の実施及び国の財政特例を創設する必要がある。
- 電気自動車の普及拡大と太陽光発電による充電を促すことによって、最も排出割合の高い運輸部門における二酸化炭素削減が必要である。
- 国とは異なる沖縄らしいエネルギーミックスの達成に向けて、再生可能エネルギーや天然ガス等の利用を促進するため、よりインセンティブの高い制度を創設する必要がある。
- 再生可能エネルギーの接続量の拡大に向けて、効率的にエネルギーを利活用するエネルギーマネジメントシステム等の導入を促進する必要がある。
- 一方、地理的・地形的・需要規模の制約により水力発電や原子力発電の開発が困難なこと等から、現時点では、安定的かつ適正な供給のためには石炭火力に頼らざるを得ない状況である。今後、「再生可能エネルギーの導入拡大」や「エネルギーの自立分散化」等の推進により構造的不利性の緩和を目指していくが、電力供給システムの転換は県民生活に支障が生じないよう段階的に行う必要があること等から、当面の間、電気の安定的かつ適正な供給の確保に係る措置の継続が必要である。

**担当部課**

商工労働部 産業政策課、環境部 環境再生課

**関連する施策展開**

2-(5)-ア 計画的な生活基盤の整備

将来像	I 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して
基本施策	(2) 自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用
施策展開	ア 生物多様性の保全・継承

## 提案する制度名 自然環境の保全再生支援・促進制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	○

**目指すすがた**

- 本県の緑豊かなやんばるの森や島々、サンゴ礁が発達した広大な海域等、多くの固有種や希少種が生育・生息する生物多様性に富んだ豊かな自然環境を保全・再生し、次世代に継承する。

### 制度概要

14 海の豊かさを  
まもろう

15 陸の豊かさも  
まもろう

17 パートナシップで  
自然をまもろう

＜自然環境の保全再生支援＞

1. 自然環境の保全及び再生（沖縄振興特別措置法第84条の3）を努力規定から義務規定に強化する。【拡充】【その他】
2. 県及び市町村が実施する次の取組に対して、国の財政支援（国庫補助率8/10）を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) サンゴ礁、藻場、干潟、河川、森林・原野等の自然環境の保全及び再生
  - (2) サンゴ礁、藻場、干潟及び河川等に蓄積した赤土等の除去
  - (3) 希少動植物の保護
  - (4) 外来種対策
  - (5) 環境教育の取組

＜うちなーロードセーフティ事業＞

1. 希少な野生生物を保護するため、道路整備完了路線において、県及び市町村が次の道路施設の整備に要する経費に係る国の財政支援（国庫補助率8/10）を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 横断ボックス、小動物警戒標識及び小動物保護側溝

## ＜国立自然史博物館の設立＞

### 1. 沖縄振興特別措置法に次の規定を追加する。【新規】【その他】

- (1) 沖縄に国立自然史博物館を設立する。
- (2) (1)で設置した施設の運営に係る次の基本的な事項
  - ア 自然史科学の研究の集積や国際的な拠点の形成
  - イ 自然史科学の研究を行う関係者間の連携の促進
  - ウ その他必要な措置

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P3－⑦、P5－⑫】

## 現状・課題

- 沖縄県は、亜熱帯海洋性気候の下、サンゴ礁が発達した青い海と貴重な野生生物が数多く生息・生育する緑豊かな島々から構成され、固有の自然環境を有している。
- 沖縄の自然環境が育てている多様な生物と生態系は、文化・産業・防災等の面において多くの恩恵を与える一方、人的活動や地球温暖化を一因とする気候変動の影響等を受けやすいほか、人為的な移動や人や物の移動が活発になることによる非意図的な外来生物の侵入により、沖縄の貴重な動植物の生息・生育に影響を与えている。
- 特に生物多様性の極めて高い沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録を目指す中で、遺産価値の保全と適正な利用の両立を図る必要がある。
- 近年、生息域や生態系の変遷に伴う道路通行車両の増加など、様々な要因からロードキルが発生しており、道路環境の改善等によるロードキル抑制が課題となっている。
- 沖縄県の位置する南西諸島は、生物多様性の宝庫であるとともに、地質学的、気候帯的に重要な地域として世界から関心が寄せられており、日本学術会議では国立自然史博物館を本県に設立する構想に掲げている。沖縄県では国立自然史博物館の設立・誘致に向けて、シンポジウムを開催するなど機運醸成に努めており、その実現への期待が高まっている。

## 必要性

- 自然環境の保全及び再生に向けては、人口や観光客の増加、さらには経済活動の進展など沖縄を取り巻く社会経済環境が変化中、沖縄の豊かな自然環境を劣化させることなく次世代に引き継ぐため、沖縄振興特別措置法において義務規定へ強化するとともに、サンゴ礁をはじめとする自然環境の再生・再生や、ロードキルなどから貴重な動植物を保護・保全する取組を強化していくには、国による財政支援制度等を法律に位置付け、国、県が連携して推進していくことが必要である。
- 東アジア・東南アジアの中心に位置する沖縄に国立自然史博物館を設立することで、東アジア及び東南アジア全体の自然史科学を支える拠点として国際貢献に大きく寄与する。また、世界自然遺産登録を目指す沖縄島北部及び西表島を含む生物多様性の極めて高い沖縄に設立することにより、世界的に類のない展示と自然のフィールドを活かした研究・調査、人材育成、新しい魅力要素としての観光拠点として多大な貢献が期待されることから、沖縄振興特別措置法において明確に位置付けていくことが望まれる。

**担当部課**

環境部 自然保護課、環境保全課、環境再生課、土木建築部 道路管理課

**関連する施策展開**

---

1-(2)-イ 水域・陸域・大気・土壌環境の保全・再生

1-(3)-ア 海洋環境の保全及び利活用

将来像	I 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して
基本施策	(3) 持続可能な海洋共生社会の形成
施策展開	ウ 陸からの汚濁負荷の低減

## 提案する制度名 赤土等流出防止対策制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

**目指すすがた**

■ 河川や海域の生態系のみならず観光産業や漁業にも大きな影響を与える赤土等の流出を防止することで、水産資源・観光資源でもある本県のサンゴ礁や藻場を良好な状態に保全・再生し次世代に引き継ぎ、人間社会と調和した持続可能な海洋共生社会の実現を目指す。

### 制度概要



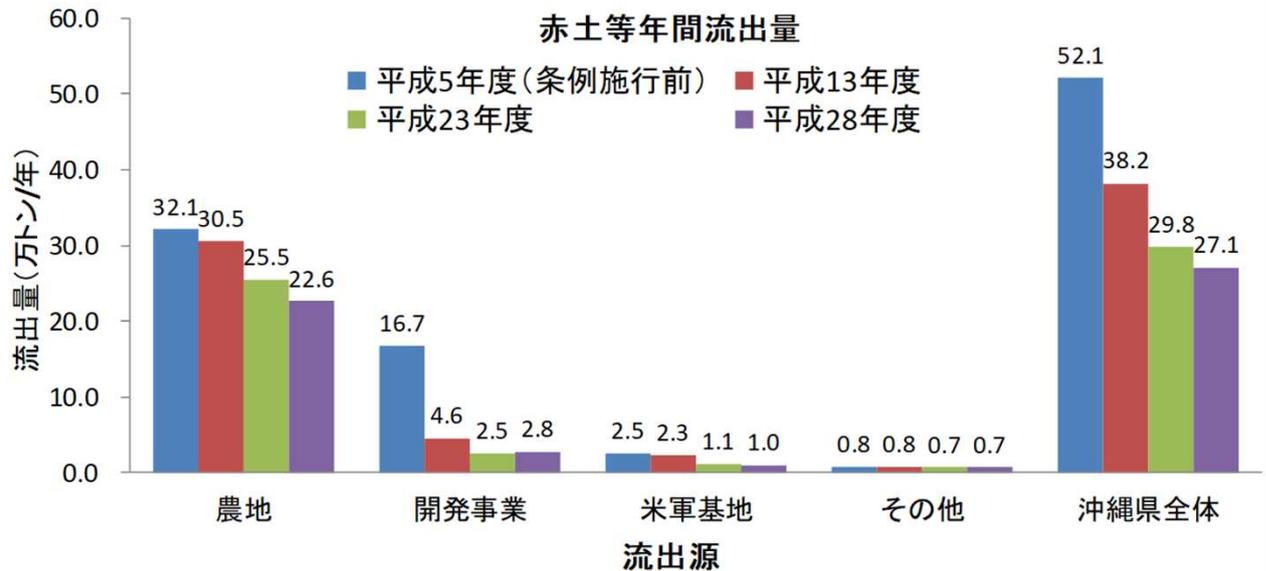




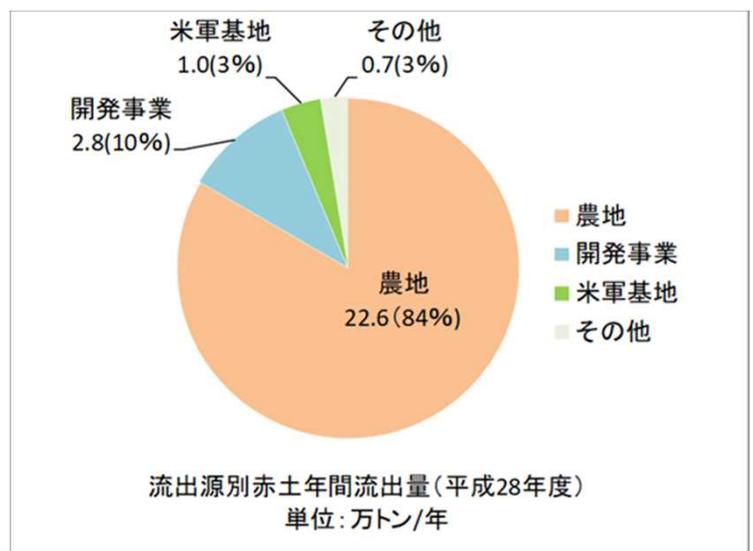

1. 赤土等流出防止対策のため実施する次の取組に要する費用に対して、国の財政支援（国庫補助率10/10）を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 農地において県及び市町村が実施するグリーンベルト整備、緑肥植栽、マルチング、沈砂池、排水路の維持管理等
  - (2) 農地以外において県及び市町村が実施する沈砂池、排水路及び砂防ダムの改修、浚渫、清掃等の維持管理等
  - (3) サトウキビ葉ガラの利用、緑肥種の開発等の対策資材の開発及び供給に関する取組
  - (4) 赤土等流出に関する専門的知識を有する人材の育成及び市町村に配置する農業環境コーディネーターの確保に関する取組
  - (5) 赤土等流出防止に関する調査・研究
  - (6) 修学旅行生の農業体験等のレスポンシブルツーリズムの取組
  - (7) 環境教育の取組

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P2-④、P3-⑦、P5-⑫】

- 赤土等の流出は、サンゴ礁生態系や河川への影響のみならず、観光産業や漁業にも影響を与えるため、平成7年に沖縄県赤土等流出防止条例を施行し、開発行為を対象に規制を行ってきた。これにより、平成28年度までに県全体の赤土等流出量はほぼ半減したものの、依然として年間約27万トンの流出が発生しており、モズク養殖等への被害のほか、本県が実施した海域調査において、全体の61%の海域で赤土等の堆積量が、サンゴへの影響や人為的な赤土等流出があると判断される水準に達しており、取組の強化が必要である。



- 農地については、勾配修正やマルチング等の土木的・営農的な対策を進めてきたが、平成28年度においても、その流出量は全体の約84%を占めており、より一層の対策の推進が課題である。



- 本県のサンゴ礁の経済価値は、観光レクリエーションで2,324億円/年、漁業で106億円/年と試算(環境省サンゴ礁価値評価分科会)されており、赤土等流出対策の充実や沖縄の自然環境保全に向けた県民参画及び環境教育が課題である。

- 赤土等の流出に伴うサンゴ礁海域や河川の環境汚染は、他県とは異なる気候特性や土壌特性等の自然的要因に起因することから、農地等からの赤土等流出を防止する対策を講じる必要がある。
- 赤土等流出防止対策を推進し、本県の海を保全・再生することで、本県の観光産業・漁業の更なる経済振興につながることから、国の財政支援が必要である。

担当部課

環境部 環境保全課、自然保護課、農林水産部 営農支援課、村づくり計画課、農地農村整備課

関連する施策展開

- 1-(2)-イ 水域・陸域・大気・土壌環境の保全・再生
- 3-(7)-キ 魅力と活力ある農山漁村地域の振興

将来像	I 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して
基本施策	(4) 沖縄文化の継承・創造と更なる発展
施策展開	ア 沖縄文化の継承・発展・普及

## 提案する制度名 沖縄文化の保存・継承・活用支援制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	○

**目指すすがた**

- 沖縄文化の源流を確認できる環境、文化の担い手の育成や文化活動を支える基盤、魅力的な沖縄文化の発信・交流等を通じ、県民一人ひとりが心の豊かさを享受し、ゆとりと安らぎのある生き生きとした暮らしが実感できる地域社会の形成を目指す。

## 制度概要



### <しまくとぅばの保存・普及・継承に向けた支援>

1. 沖縄文化の基層であり、県内各地域の多様なしまくとぅばについて、保存、普及及び継承に向けた取組を着実に推進するため、次のことについて沖縄振興特別措置法に規定を設ける。【新規】【その他】
  - (1) 国及び地方公共団体が当該取組に係る施策の推進に努める。
2. 県内各地において、県及び市町村が実施する次の取組に対する国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 沖縄文化の基層であるしまくとぅばの保存・普及・継承を推進する中核的な機能を果たす「しまくとぅば普及センター」の運営等、基盤形成に資する取組
  - (2) 県民へのしまくとぅばの定着に向けた連携体制の構築、保存・普及・継承のための各種調査及び人材育成、学校教育における教育プログラムの充実や生涯学習機会の提供などの学べる環境づくり、しまくとぅばに接する機会の創出等、しまくとぅばの保存・普及・継承に向けた環境づくりに資する取組

### <埋蔵文化財の保存・活用に関する特別措置>

1. 駐留軍用地跡地などにおける発掘調査の円滑な実施に向けて、県及び市町村が出土品の保存とその活用を図る施設の整備に要する費用に対する国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】

### <「琉球・沖縄関係資料」知の集積と発信>

1. 琉球王国時代から現在に至るまでの琉球及び沖縄関係資料について、県及び市町村が実施する次の取組に対する国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】

- (1) 資料の調査、収集、刊行
- (2) (1)の資料のデジタル化保存
- (3) (2)の資料の多言語化及び検索システムの構築による一般公開

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-①、P1-③、P2-④、P3-⑦】

### <しまくとぅばの保存・普及・継承に向けた支援>

- 本県は、その地理的、歴史的な背景によって培われた独自の豊かな文化芸術を有しており、県内各地域で世代を超えて受け継がれてきた言葉である「しまくとぅば」(島言葉)は、地域の伝統行事等で使用される大切な言葉であるとともに、組踊や琉球舞踊、沖縄芝居等といった沖縄文化の基層となっている。
- 県では「しまくとぅば普及推進計画」を策定し、県民大会の開催等県内における気運醸成を図るとともに、しまくとぅば普及センターを設置し「しまくとぅば検定」などの人材育成や、「しまくとぅば読本」を作成し、小中学校に配布に努めている。
- しかしながら、しまくとぅばを主に使う世代の減少や核家族化の影響もあり、しまくとぅばを話せる世代と若い世代との交流機会が減少しているため、しまくとぅばを使う人の割合は平成25年度の58%から令和元年度の調査は56.7%と微減している。
- 県内5地域(本島中南部、本島北部、宮古、八重山、与那国)の言語についてはユネスコでも消滅の危機があると指摘しており、しまくとぅばの保存・普及・継承に向けた全県的な取組と機運の醸成は喫緊の課題である。

### ＜埋蔵文化財の保存・活用に関する特別措置＞

- 平成25年4月5日付けで日米両政府により合意された「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」により、駐留軍用地の返還に伴い実施された埋蔵文化財の発掘調査件数は、平成24年度の3件（面積14,000㎡）から令和元年度の16件（面積64,471㎡）へと5倍増加している。
- 今後予定されている嘉手納以南の返還跡地においては、跡地利用特措法に基づき不発弾や土壌汚染除去等のため、岩盤等の基盤面まで掘削を行う支障除去作業を実施することから、広大な面積を発掘調査する必要があり、これに伴い出土する遺物も通常より膨大な量になる。現時点の試算ではコンテナ約33,000箱分と、県立埋蔵文化財センターの全収容能力約26,000箱分を大きく上回る量となっており、出土品の保存施設の確保が課題となっている。
- 加えて、出土した遺物を埋蔵文化財として適切に保存するとともに、県民自身が先史以来の文化や伝統への理解を深めることができるよう、企画展示や体験学習、出土遺物等の資料の閲覧が可能な場所・施設の確保についても今後の検討課題となっている。

### ＜「琉球・沖縄関係資料」知の集積と発信＞

- 琉球王国時代の書物を含む戦前の沖縄関係資料については、沖縄戦による資料の散逸・滅失に加えて、戦後は米国施政権下におかれ、十分な資料収集活動を行うことができなかった。
- 一方、国内外では、歴史的・文化的価値を有する貴重な琉球・沖縄関係資料等が多く散見されるが、こうした資料等については、自然災害等による消失リスクや廃棄される可能性も懸念されることから、県独自に調査・収集し、適切に保存していくことが望ましい。
- 琉球・沖縄の歴史と文化を継承するために、収集した資料等のデジタル化による保存や誰もが円滑に利用できる環境の整備が求められる。
- 沖縄振興特別推進交付金等を活用して事業が進められてきたが、調査の対象となる資料が膨大であり、かつ資料の劣化も進行している。収集・保存作業を加速化させる必要があり、財政面や人員確保の面で大きな課題となっている。

### ＜しまくとぅばの保存・普及・継承に向けた支援＞

- しまくとぅばは、沖縄文化の基層であり、しまくとぅばが失われていくということは伝統文化をはじめとする沖縄のユニークな文化が衰退していくことにつながり、中長期的にみた場合、その影響は少なからず本県のリーディング産業である観光にも影響していくものと思慮される。
- しまくとぅばを話す世代が年々減少していく中、若年層を中心にその保存・普及・継承にむけた全県的な取組を迅速・丁寧、かつ効果的に進めていくことが急務であり、加えてユネスコによる消滅危機にある言語とされていることから、国、県、市町村が連携し、県内各地域においてしまくとぅばの保存・普及・継承に向けた取組を着実に実施できるよう、国による財政支援を含めて沖縄振興特別措置法に位置づける必要がある。

**<埋蔵文化財の保存・活用に関する特別措置>**

- 持続可能な沖縄振興に向けて、近年増加する開発行為への対応に加え、駐留軍用地の返還跡地における発掘調査についても円滑に進める必要があるため、発掘調査の実施によって急増している埋蔵文化財の保存と県民が先史以来の文化や伝統の理解に必要な活用施設の確保について国の財政支援のもと実施する必要がある。

**<「琉球・沖縄関係資料」知の集積と発信>**

- 国内外に散在する琉球・沖縄関係資料について、調査・収集・保存作業を加速させるための体制構築や、調査・収集・刊行した資料のデジタル化・多言語化により、県民をはじめとして国内外へ広く普及啓発するための取組が必要であり、これらを安定的・継続的に実施していくためには、国の財政支援を創設する必要がある。

**担当部課**

文化観光スポーツ部 文化振興課、教育庁 生涯学習振興課、文化財課

**関連する施策展開**

1-(4)-イ 沖縄文化の担い手の育成

将来像	I 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して
基本施策	(4) 沖縄文化の継承・創造と更なる発展
施策展開	ウ 沖縄空手の保存・継承・発展

## 提案する制度名 「空手の聖地・沖縄」の形成に向けた支援

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	○

**目指すすがた**

- 空手の型に秘められた精緻な技と平和を希求し礼節を重んじる精神性が正しく次世代へ受け継がれている。
- 空手を取り巻く環境変化を的確に捉えた施策の推進により世界中の空手が「空手発祥の地・沖縄」を認識している。
- 空手家が豊かな人生を歩む「空手の聖地・沖縄」が確立されて空手による産業振興が図られている。

### 制度概要

4  
質の高い教育を  
みんなに

8  
働きがいも  
経済成長も

9  
産業と資源循環の  
革新をつくる

11  
社会福祉のある  
暮らしをつくる

17  
パートナーシップで  
目標を達成しよう

1. 沖縄振興特別措置法に「空手の聖地・沖縄」の形成に向けた国の支援に関する規定を設ける。【新規】【その他】
2. 沖縄空手の保存、継承及び持続的な発展に向けて、県又は市町村が実施する次の取組に対して国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 沖縄空手の指導者及び後継者の育成
  - (2) 沖縄空手会館を拠点とした「空手発祥の地・沖縄」の強力な発信
  - (3) 沖縄空手世界大会の定期開催等を通じた国際交流
  - (4) ユネスコ無形文化遺産の登録に向けた取り組み
  - (5) 空手を活用した産業の創出・振興

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-①、P2-④、P5-⑪】

- 県では、沖縄空手の目指すべき将来像とそれを実現するための振興方策として「沖縄空手振興ビジョン」及び同ビジョン実現に向けた具体的な工程等となる「沖縄空手振興ビジョンロードマップ」を策定し、戦略的に沖縄空手の保存・継承・発展のための取組を実施している。
- しかし、現行の沖縄振興特別措置法において、沖縄空手の保存・継承・発展については規定されておらず、同法に基づき策定する沖縄21世紀ビジョン基本計画では、「文化の発信・交流」分野として位置付けられている。
- 沖縄を発祥の地とする空手の保存・継承・発展に向けては、指導者及び後継者の育成、道場や空手関係団体の運営強化、認知度の向上、空手愛好家の受入体制の強化、空手関連産業という新たな沖縄型産業の創出などの課題がある。

- 県では、沖縄空手の保存・継承・発展に取り組むとともに、「空手発祥の地・沖縄」を世界に発信するため、沖縄空手会館を拠点に世界大会の定期開催や空手愛好家の受入体制強化、ユネスコ無形文化遺産の登録に向けた気運醸成を図ることとしている。
- 「空手の聖地・沖縄」の形成に向けた支援や国、県、市町村の責務等を明確にし、沖縄振興特別措置法に根拠を定めることにより、各施策を効果的に推進する必要がある。
- 効果的に沖縄空手の保存・継承・発展を図るため、国が強力に推進している武道ツーリズムや観光立国、文化芸術立国等に係る国の施策と密に連動する必要がある。
- 持続的に沖縄空手を保存・継承・発展させるためにも、沖縄振興特別措置法に基づく国の財政支援を創設する必要がある。

**担当部課** 文化観光スポーツ部 空手振興課

**関連する施策展開**

なし

将来像	I 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して
基本施策	(5) 悠久の歴史や伝統文化に育まれた魅力ある空間と風土の形成
施策展開	ア 首里城の復興

## 提案する制度名 首里城復興推進制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	○

**目指すすがた**

■ 首里城を中心とした古より体験・継承している歴史・文化を基層として、ふるさとへの誇りや愛着を感じられる社会が形成されるとともに、その時代に生きる私たちがそれぞれの挑戦を通じて多様で重層的な沖縄振興が果たされている。そして、これらが積み重なって沖縄の新たな歴史・文化が創造され、これらが基層に加わることで、さらに発展していく社会を目指す。

## 制度概要



1. 首里城の復興に向けて、首里城と世界遺産緩衝地帯となるその周辺一帯について、継続的な整備を推進するため、次のことについて沖縄振興特別措置法に規定を設ける。  
【新規】【その他】
  - (1) 国、県及び那覇市その他の関係機関が連携して施策の推進に努めること。
2. 首里城復興基本方針の掲げる施策の推進のため実施する次の取組に対して国の財政支援(国庫補助率9/10)を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 復元過程公開による観光資源としての活用
  - (2) 再発防止に向けた防火設備の整備及び安全性の高い施設管理体制の構築
  - (3) 首里城公園のさらなる魅力向上
  - (4) 首里杜地区の風格ある都市空間の創出及び交通環境の整備

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-③、P4-⑧】

- 首里城やその周辺地域は戦災により一帯が焼け野原となったが、地域の強い要望により、国営区域は国事業、県営区域は県事業として連携して昭和末期から平成の間に復元整備され、平成31年2月から国営区域の一部を県が管理許可を得て管理している特殊な経緯がある。
- 令和元年10月末に火災で焼失した首里城正殿等においては、復元が完成するまでの間、首里城を中核に世界遺産緩衝地帯となる周辺一帯を含めた施策を各主体の連携のもと継続して行い、魅力向上に繋げることが重要である。
- 首里城復興を目的とした復興基本計画は、沖縄振興計画としての性格を有するとともに、沖縄21世紀ビジョンが示した県民が描く将来像の実現に向け、「基本方針」や「基本施策」等を取りまとめた沖縄21世紀ビジョン基本計画と連動し、具体的に展開されるものであるが、一方、同基本計画は、令和3年度末が終期であることから、現在、新たな沖縄振興計画の策定に向け取り組んでいる。
- これら首里城復興基本計画の着実な推進に向けて、国、県等の行政による首里城復興の取組だけでなく、県民、企業、地域団体など、様々な主体による自主的な取り組みとともに、相互に協力・連携した復興の取組が活発化し、着実に復興基本計画の目的達成に向けて進んでいる。
- 現在、火災の原因究明及び再発防止について第三者委員会で検討するとともに、公園内の首里城復興展示室の整備、火災の破損瓦利活用の復興イベント等を実施しているが、首里城正殿等の火災及び新型コロナウイルス感染症等の影響により、来園者の減少が懸念される。

- 火災で焼失した首里城正殿等の復元が完成するまでの間(下のスケジュール参照)、引き続き、中城御殿跡整備をはじめ各種施策を講じて復興に取り組む必要がある。首里城復興の取組を推進するために、検討が進められているが、首里城の早期復元に合わせて復興の作業を加速化させる必要があり、財政面や人員確保の面で大きな課題となっている。

首里城正殿等の復元に向けたスケジュール

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9以降
材料調査(大径材)		市場調査							
設計		基本設計		実施設計					
材料調達(大径材)				調達・乾燥					
工事		仮設道路が引き撤去		本材倉庫					
				発注手続(WTO)		本体工事			
北殿、南殿等		撤去 検討		正殿復元の施工ヤードとして使用					工事

- 国等と連携し、国営・県営の一体的な整備検討を行い、国の首里城復元の施設計画を踏まえて、首里城の歴史・文化及び観光拠点としての早期復興、魅力向上及び復興に向けて継続的に取り組んでいくためには、財政支援を制度化する必要がある。
- 首里城復元はもとより、首里城を中心とした歴史・文化の観点から沖縄振興を目指すために国や県、那覇市等の関係機関で取り組む施策を連携のもと継続的に実施できるよう、令和4年度を始期とする新たな沖縄振興特別措置法に明記する必要がある。

**関連する施策展開**

---

- 1-(4)-ア 沖縄文化の継承・発展・普及
- 1-(5)-イ 沖縄の歴史と景観に配慮した空間の創出
- 3-(2)-ウ 多彩かつ質の高い観光の推進

将来像	I 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して
基本施策	(5) 悠久の歴史や伝統文化に育まれた魅力ある空間と風土の形成
施策展開	イ 沖縄の歴史と景観に配慮した空間の創出

## 提案する制度名 沖縄らしい景観形成支援制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	○

**目指すすがた**

- 沖縄の歴史、文化に根ざした伝統的な風景と都市・農村地域の景観が調和されることで、都市化の進展が見込まれる中であっても、風土を高め人々を引きつける魅力的な空間を創出する。

## 制度概要



### <沖縄らしい風景づくり>

1. 国は、県全体で共通するテーマに基づく風景づくり及び景観形成を推進するため、地区全体を1つのミュージアムに見立てる「沖縄まちなみミュージアム地区認定制度(仮称)」を創設する。【新規】【その他】
2. 県は、1の地区認定を国へ申請する場合、次の事項を記載した計画を作成し、併せて提出する。なお、当該計画の作成にあたっては、専門家及び関係市町村等で構成する協議会を設置し、意見を聞くものとする。【新規】【その他】
  - (1) 目指すべき姿
  - (2) 実施する取組の内容と実施期間
  - (3) 取組の実施体制
  - (4) その他取組の実施にあたって必要な事項
3. 市町村の要綱に基づき、1の地区認定を受けた区域内の住民及び企業が景観形成のため実施する次の取組に対して国の財政支援(国庫補助率9/10)を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 建物及び構築物への赤瓦の使用

- (2) 建物の外構への石積の設置
  - (3) 建物及び構築物への石張の使用
  - (4) 建物及び敷地内の緑化
  - (5) 景観形成のための無電柱化
  - (6) 夜景に配慮した照明の設置
  - (7) 上記のほか景観形成に資するとして市町村が要綱に定めた取組
4. 1の地区認定を受けた区域内に、沖縄らしい風景の保全・創出に寄与するとして国が認めた土地・建物及びその附属設備並びに構築物を取得した者に対して、県が不動産取得税を、市町村が固定資産税(取得から5年間)を課税免除した場合、その減収分を地方交付税で補填する国の財政特例を創設する。【新規】【財政特例】
  5. 沖縄らしい風景づくりを推進するため、次の取組に対して国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】
    - (1) 景観行政団体である市町村が景観形成を推進する地区において、市町村の要綱に基づき、住民や企業等が実施する3(1)～(4)、(6)及び(7)に示す景観形成の取組
    - (2) 景観行政団体である市町村が実施する次の取組
      - ア 景観計画の策定及び改定
      - イ 景観地区及び準景観地区の指定
      - ウ 景観協議会の設立
      - エ 公共事業で実施する景観アセスメントの構築・実施
      - オ その他景観形成のための取組
    - (3) 広域的な景観形成を目指す複数の市町村が協働で実施する次の取組
      - ア 景観計画の策定
      - イ 景観協議会の設立
      - ウ その他広域的な景観形成のための取組
    - (4) 県がICTや民間活力等を活用して実施する次の取組
      - ア シンポジウムやSNSによる広報啓発
      - イ 風景づくりに係る地域人材及び専門人材育成
      - ウ 景観向上に係る建築技術等研究開発
      - エ 良質な公共空間創出のための景観アセスメントの実施

オ 良好な景観形成に向けた屋外広告物に係る実態調査

カ その他景観形成のための取組

6. 国及び地方公共団体が、沖縄の特性にふさわしい良好な景観の形成を促進するために必要な措置を講ずるよう努める規定を継続する。(沖縄振興特別措置法第84条の2)

【継続】【その他】

### <花と緑あふれる緑化対策>

1. 県及び市町村が実施する次の取組に対する国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】
- (1) 花と緑のある良好な空間を創出し道路景観を向上させるため、観光地への主要アクセス道路及びその他景観形成上重要な道路において実施する次の取組
- ア ICタグを用いた街路樹マップシステムの構築
- イ 季節の花や花木など沖縄らしい植物を用いた修景緑化
- ウ 通行上の安全確保に必要な道路植栽の重点管理
- (2) 空港や港湾における季節の花や花木など沖縄らしい植物を用いた修景緑化
- (3) 緑化木病害虫の防除
- (4) 外来種ギンネムの防除及び緑の回廊形成に資する緑地整備

### <自然環境と海浜利用に配慮した海岸整備>

1. 県及び市町村が実施する海岸の保全と自然環境と調和し、海浜利用に配慮した海岸環境整備に対する国の財政支援を拡充する(国庫補助率を1/3から9/10へ引き上げる。)。【拡充】【財政特例】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-①、P2-④、P2-⑥、P3-⑦】

### <沖縄らしい風景づくり>

- 本県は、我が国唯一の亜熱帯性海洋性気候の元に形成された特有の自然環境や東アジア、東南アジア諸国との交流によってはぐまれていた歴史・文化がもたらす我が国でも独特の県土景観を有している。
- しかし、かつての沖縄の美しい風景は戦争で壊滅し、また、本土復帰後の沖縄振興策を通して、県民生活が飛躍的に向上する一方で、急速な社会資本や都市・地域の整備により、沖縄独自の自然や沖縄らしい風景はその多くが失われてしまった。

- 赤瓦や琉球石灰岩、フクギ並木によるまちなみ景観などの沖縄らしい風景は、国内外に発信できる質の高い貴重な観光資源となっているが、このような沖縄の地域特性や地域イメージを基本としつつ、人々の生活・経済活動により、日々新しい風景につくり変えられており、沖縄らしい風景の保全・創出が課題である。
- また、長年の取組により保全・創出された景観も、その継承ができなければ失われてしまうため、次世代へ繋がる継続的な仕組みづくりが課題である。
- それぞれの地域で育まれてきた個性あふれる風景を、普遍的な観光資源として国内外に発信できるよう、県には広域的な景観形成のための方針を示し、県全体の気運醸成や市町村間の広域調整など総括的な役割が求められている。
- これまで県で取り組んできた沖縄まちなみミュージアム地区制度については、税制優遇等の制度活用のメリットが生み出されていないことから、地区認定まで至っておらず、効果的な制度設計が課題である。
- 市町村においては、景観形成に係る予算・人材の確保、地域課題に対応した景観計画の改定、市町村を跨ぐ広域的景観形成、屋外広告物への柔軟な対応等が課題となっている。

#### <花と緑あふれる緑化対策>

- 県内各地の沿道や公共施設等においては、鮮やかな花を咲かせ南国沖縄のイメージを印象づける緑化木・植物が多用され、沖縄の貴重な観光資源となっている。
- 台風常襲地帯であることや、年中温暖で雨の多い気候から外来種ギンネムを含む雑木・雑草の繁茂が激しいことに加え、外来昆虫等による病害虫の被害が多発している。
- 沖縄県における緑化対策の実施に当たっては、沖縄土地本来の多様な生物が移動しやすく、かつ生息生育の場となるエコロジカルネットワークの創出が望まれ、生物多様性保全の観点が必要であり、緑化対策は単なる景観策でなくきめ細やかな視点が必要である。

#### <自然環境と海浜利用に配慮した海岸整備>

- 本土復帰時に、大きく立ち後れていた海岸事業は、復帰後から本格的に始まり、速やかに安全性を確保するため、直立護岸と消波工等の線的防護方式による整備が実施された。これにより、海岸整備率(国土交通省所管)は、昭和47年度の43.0%から平成29年度末には61.3%まで向上したものの、全国平均の66.9%を下回っている状況にある。
- 今後は、地域の特性に応じた、養浜や護岸背後の植栽等により自然環境と調和した海岸整備を行うことで、良好な景観の形成や、地域住民に親しまれるとともに観光振興にも資する海浜環境の提供を目指しているが、現行の海岸環境整備事業の国庫補助率は1/3であることから、限られた一般財源の中での財源確保が課題となっている。

### <沖縄らしい風景づくり>

- 風景づくりには、息の長い、長期的な視点に立った取組が必要であり、沖縄らしさを十分活かした風景づくりを進めることにより、美しく豊かな生活環境の実現、観光・交流・産業等の振興を促進し、沖縄振興を推進することが必要である。
- 調和した広域的景観の実現に向けて、これまで実施してきた景観施策を拡充するとともに、各市町村の掲げる目標の実現を図るため、広域的・継続的な景観形成の取組や、良好な景観形成のための取組に対して、国による安定的な財政支援が必要である。
- また、風景づくりにおいて民間部門の積極的な関与が必要不可欠であり、裾野の広い取組を全県的に展開していく観点からは地域住民も風景づくりに協力しやすい環境を創出していく必要がある。そのためには、イニシャルコストや固定資産税及び不動産取得税の負担を軽減する手法が効果的であることから、当該税制優遇に係る市町村の減収補填が必要である。

### <花と緑あふれる緑化対策>

- 花と緑にあふれる沖縄らしい景観形成を図り、世界水準の観光リゾート地形成に資するため、沖縄らしい熱帯・亜熱帯性の花木等を活用したそれぞれの地域にふさわしい緑地の創出が求められており、こうした取組を継続的に進めるには安定財源の確保が重要となるため、沖縄振興特別措置法において各種取組に係る支援制度を位置付ける必要がある。

### <自然環境と海浜利用に配慮した海岸整備>

- 離島島しょ県である本県においては、引き続き、海岸保全施設の新設・改良等により防護機能を確保するだけでなく、環境と利用に配慮した観光振興に資する海岸整備に取り組む必要があることから、海岸環境の整備も高率補助制度の対象とし、整備促進を図っていく必要がある。

## 担当部課

環境部 環境再生課、土木建築部 道路管理課、海岸防災課、都市計画・モノルール課

## 関連する施策展開

- 1-(1)-エ 環境と共生するまちづくりの推進
- 1-(5)-イ 沖縄の歴史と景観に配慮した空間の創出
- 3-(2)-ウ 多彩かつ質の高い観光の推進

将来像	Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
基本施策	(1) 誰もが安心して子育てができる環境づくり
施策展開	ア 子どもの貧困の解消に向けた取組の強化

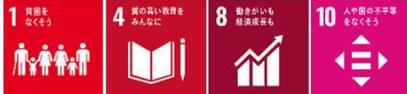
## 提案する制度名 沖縄の子どもの未来を創造する総合支援制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	○	—

**目指すすがた**

- 沖縄の未来を担う子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って成長している社会の実現を目指す。

### 制度概要



1. 県及び市町村が実施する子どもの貧困対策のための次の支援に対して国の財政支援（交付金制度：国庫交付率10/10）を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 食事の提供、生活指導や学習支援を行う子供の居場所事業の継続・拡充に対する財政支援
  - (2) 子供の貧困対策支援員の市町村配置に対する財政支援
  - (3) 県が実施する市町村の区域を超える広域的、又は、一般的な子供の居場所では対応が困難な子ども等への専門的な支援の実施に対する財政支援
  - (4) ひとり親家庭や低所得世帯への放課後児童クラブ利用料の軽減のための財政支援
  - (5) 準要保護者に対して学用品費や学校給食費等の費用を補助する就学援助事業に対する財政支援
  - (6) 子どもの貧困対策に資する事業であって、国との協議により交付金事業計画に掲げる事業

2. 県及び市が実施する生活困窮者自立支援法第7条第2項第2号に基づく子どもの学習・生活支援事業に対する国の財政支援を拡充する(国庫補助率を1/2から3/4へ引き上げる。)。【拡充】【財政特例】
3. 県内に現地法人を有し、一定要件を満たす中小企業者が、新たにひとり親世帯の親を正規雇用した場合、雇用を開始した年度から3年度分について、所得の20%を法人税の課税所得から控除する法人税の特例措置を創設する。【新規】【税制優遇】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-②、P5-⑩】

現状・課題

- 本県の子どもの貧困率は29.9%で、全国13.5%の約2.2倍となっている。また、労働者の現金給与総額が全国の約8割の水準、非正規雇用率が全国一高くなっており、ひとり親世帯の出現率が全国の約2倍、高等学校等進学率や大学等進学率は全国水準に達していない。
- さらに、経済的な困窮を抱える世帯は、社会的な孤立や生活上の困難、家庭で子どもと接するゆとりが持てないなどの問題を抱えていることが多い。
- これまで、国の「沖縄子供の貧困緊急対策事業」を活用した施策などの実施により、一定の効果が現れてきたものの、全小中学校区の約6割で子供の居場所が設置されていないなどの課題も残っている。

子どもの貧困に関する各種指標の全国比較

	沖縄	全国
相対的貧困率	29.9% (H27)	13.5% (R元)
現金給与総額	265.3千円 (H30)	336.7千円 (H30)
非正規雇用率	43.1% (H29)	38.2% (H29)
ひとり親世帯(母子世帯)の出現率	4.88% (H30)	2.47% (H28)

必要性

- 子どもの貧困問題は子どものライフステージに応じて、様々な課題が山積しており、その解消を早期に図ることは容易ではなく、中長期的に取り組んでいく必要がある。貧困の連鎖を断つためには、子どもに対する支援のみならず、保護者に対する生活や経済的な支援などきめ細やかな対策が求められる。
- そのため、取り組みを一過性のものとせず、継続的に推進していくことが重要であり、施策を後押しする制度の創設が必要である。

担当部課

子ども生活福祉部 子ども未来政策課、子育て支援課、青少年・子ども家庭課、保護・援護課、教育庁 教育支援課、保健体育課

## 関連する施策展開

---

2-(1)-イ 子育て支援の充実

2-(1)-ウ 子ども・若者の育成支援

将来像	Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
基本施策	(1) 誰もが安心して子育てができる環境づくり
施策展開	イ 子育て支援の充実

## 提案する制度名 黄金っ子(くがにっこ)応援特別制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	○

**目指すすがた**

- 世代に応じた子育て支援や地域の子育て支援体制の充実が図られ、誰もが経済状況に左右されず、安心して子どもを産み・育て、全ての子どもが「黄金っ子」として健やかに成長することができる環境の実現を目指す。

### 制度概要



1. 多子世帯の保育料及び放課後児童クラブ利用料を市町村が軽減した場合に軽減相当額を支援する国の財政支援(国庫補助率10/10)を創設する。【新規】【財政特例】
2. 潜在保育士を含む保育士並びに保育教諭を確保するための国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】
3. 認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図るための入所児童の処遇向上等に係る国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】
4. 幼児教育・保育施設と小学校との連携体制促進するための幼小接続アドバイザー配置に係る国の財政支援(国庫補助率10/10)を創設する。【新規】【財政特例】
5. 市町村が行う公的施設を活用した放課後児童クラブ、児童館の整備を支援するための国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】

6. 国及び地方公共団体が、沖縄における子育ての支援の充実を図るため、適切な配慮を行う規定を継続する。(沖縄振興特別措置法第84条の4第1項)【継続】【その他】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-①、P1-②】

現状・課題

- 米軍統治の時代が長く続いた本県においては、保育所や放課後児童クラブ、児童館などの子育て環境の整備が遅れていた。復帰後、国の高率補助等、様々な制度を活用して保育所等の整備を進めてきたが、全国と比べて認可外保育施設に入所する児童の割合が高いことや、放課後児童クラブの環境改善、利用料が高いことなども課題となっている。
- 合計特殊出生率が高く、人口増加県の一つであるが、今後、少子高齢化の進展や多子世帯への支援の拡充が課題である。
- 現在、「黄金っ子応援プラン」に基づき、保育の受け皿の整備を進めているものの、保育士不足が深刻な状況であり、潜在保育士の復職支援を含む保育士の確保及び保育ニーズのミスマッチ解消が喫緊の課題となっている。
- 認可外保育施設については、認可化移行促進と保育の質の確保・向上に取り組んできたところであるが、国の基準を達成できていない施設が多数ある。保育の無償化を継続するためには、経過措置が終わる令和6年9月までに国の基準を達成しなければならず、保育の質の確保・向上が急務となっている。
- 国が幼児教育・保育施設と小学校との連携を推進している中で、本県でも公立幼稚園が小学校に隣接・併設されていること等から公立幼稚園を中心に連携体制が推進されている。一方、認可外保育施設については、連携体制が脆弱な状況がある。

子育てに関する各種指標の全国比較

	沖縄	全国
合計特殊出生率(R元)	1.82	1.36
保育所入所待機児童率(R2.4月)	2.19%	0.44%
認可外保育施設への児童入所率(H30.3月)	15%	7%
放課後児童クラブの公的施設の活用割合(R元.5月)	33.7%	83.3%
放課後児童クラブ利用料金が8千円未満の施設割合(R元.5月)	35.2%	72.1%

必要性

- 歴史的背景から、認可外保育施設の多さのほか、公私連携幼保連携型認定こども園や公立幼稚園等が多いことなど、他県と異なる幼児教育・保育の環境下にある。このため、保幼こ小連携等を進め、全ての幼児教育・保育施設において質の高い教育・保育を提供する必要がある。
- 本県の合計特殊出生率は全国一高いものの、少子高齢化が進行することが想定され、多子世帯への経済的負担の軽減など、安心して子どもを産み育てられる子育て環境の充実を図ることにより、全国に先駆けた次世代育成支援モデル地域を目指すことが重要である。

**関連する施策展開**

---

- 2-(1)-ア 子どもの貧困の解消に向けた取組の強化
- 2-(1)-ウ 子ども・若者の育成支援
- 3-(10)-イ 多様な働き方の促進と働きやすい環境づくり

将来像	Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
基本施策	(2) 健やかな暮らしと安心を支える充実した医療提供体制の確保
施策展開	ア 健康・長寿おきなわの復活

## 提案する制度名 県民の健康づくりを推進する道路環境の整備

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

**目指すすがた**

- 健康・長寿おきなわの復活に向けて、県民一人ひとりが主体的に日々の健康づくりに取り組むための道路環境の整備を通じて、県民の健康増進を促進する。

### 制度概要



- 健康長寿おきなわの維持継承のため、県及び市町村が実施する次の道路環境の整備に対する国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】
  - ウォーキングやジョギングに利用しやすい歩道空間の形成
  - 誰もが安全で安心して歩ける歩道空間の形成

**現状・課題**

- 沖縄県の平均寿命は延伸しているものの、平成27年の全国順位は男性が36位、女性が7位と順位が下がっており、長寿県としての地位が危ぶまれ、「健康・長寿おきなわ」の維持・継承と長寿日本一の復活が課題となっている。
- 本県は、男女ともに肥満率が高く、メタリックシンドロームや生活習慣病の増加が懸念されているが、健康のために歩かない(運動しない)理由として「面倒だから」「時間がない」が多い状況である。

必要性

- 男女とも平均寿命日本一を取り戻し、「健康・長寿おきなわ」を維持継承するため、安全で気軽にウォーキングやジョギングを利用しやすい歩道空間を形成することにより、運動習慣の定着による県民の健康づくりを促進する必要がある。

担当部課 土木建築部 道路管理課

関連する施策展開

---

なし

将来像	Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
基本施策	(2) 健やかな暮らしと安心を支える充実した医療提供体制の確保
施策展開	イ 医療提供体制の充実・高度化

## 提案する制度名 医療提供体制確保支援制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	○	—	○

目指すすがた

- 県内各地域の医療ニーズ等を踏まえ、安定的かつ効率的で地域完結型の医療提供体制を構築することにより、住民の定住条件の整備を図り、医療サービスの地域格差を解消する。

## 制度概要



### <公立沖縄北部医療センター等に関する新たな支援>

1. 沖縄県と北部市町村から構成される北部医療組合が設置する公立沖縄北部医療センターの整備に係る次の経費に対する国の財政支援(補助対象経費の算定方法は、基準額方式から事業費(実額)方式を採用し、国庫補助率8/10とする)を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 取得費及び測量費を含めた用地費
  - (2) 設計監督費、事務費及び建築工事費を含めた施設整備費
  - (3) 医療機器を含めた機械器具費
2. 公立沖縄北部医療センター開院後の安定運営並びに同センターに従事する医師の育成及び確保を目的として、沖縄県と琉球大学病院が連携して設置する地域医療教育センター(仮称)について、その設置及び運営に要する費用に対して国の財政支援(補助対象経費の算定方法は、基準額方式から事業費(実額)方式を採用し、国庫補助率8/10とする)を創設する。【新規】【財政特例】

## ＜北部地域及び離島・へき地における公立病院及び診療所にかかる施設、設備、運営に対する支援＞

1. 北部地域、離島及びへき地における公立病院及び診療所の施設及び設備の整備費用又は運営費に係る国庫補助額の算定方法を次のとおり変更する。【拡充】【財政特例】
  - (1) 補助対象経費の算定方法を基準額方式から事業費(実額)方式へ変更
  - (2) 土地取得費、設計監督費、施設改修費及び職員宿舎の整備費を補助対象経費に追加
2. 厚生労働省に計上されている公立病院及び診療所の整備及び運営に係る予算を内閣府沖縄担当部局予算(沖縄振興予算)の一括計上へ追加する。【拡充】【財政特例】

## ＜北部地域・離島における診療報酬に係る総合入院体制加算の見直し＞

1. 北部地域及び離島の公立病院については、診療報酬の上乗せとなる総合入院体制加算の対象となる施設基準を、次のとおり緩和する。【新規】【要件緩和】
  - (1) 入院患者に占める重症患者の割合(重症度、医療・看護必要度)の下限を32%から23%へ引き下げ
  - (2) 地域包括ケア病棟を急性期医療を担う病院に併設している場合であって、圏域に回復期医療を担う病院がないときは、施設基準を満たすとする特例の創設
  - (3) 「薬剤師が、夜間当直を行うことにより調剤を24時間実施できる体制を確保している」から「調剤が必要な場合に概ね30分以内に対応可能な体制を確保している」へ変更
2. 1の適用によって増額する診療報酬については患者へ負担を転嫁することなく、国が北部地域及び離島の公立病院へ診療報酬増加分相当額を交付する国の財政支援(国庫補助率10/10)を創設する。【新規】【財政特例】

## ＜ICTを活用した遠隔医療の推進＞

1. 離島・へき地における遠隔医療の推進に必要な設備整備費及び運営費に対する高率補助制度(補助対象経費の算定方法は、基準額方式から事業費(実額)方式を採用し、国庫補助率8/10とする)を創設する。【新規】【財政特例】
2. 離島・へき地における、かかりつけ医と連携した遠隔医療に対する診療報酬算定の対象患者の拡大や、オンライン診療にかかる診療報酬の加算措置を行う。【新規】【財政特例】

**＜無医地区における医療の確保等（沖縄振興特別措置法第89条）＞**

1. 無医地区において、県が沖縄振興計画に基づき実施する沖縄振興特別措置法第89条第1項及び第2項の事業に係る費用に対して国の財政支援(国庫補助率3/4又は1/2)を継続する。【継続】【財政特例】
2. 国及び県は、無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保その他当該無医地区における医療の確保に努める。【継続】【その他】
3. 無医地区以外の地区において、医療の提供に支障が生じている場合、国及び県が必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制の整備等について適切な配慮を行う。【継続】【その他】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-②】

**＜共通＞**

- 沖縄県は隣接県がないことから、他の都道府県とは異なり、救急医療や災害医療など、県内の限られた医療資源で完結できる医療提供体制の構築を余儀なくされている。
- 新型コロナウイルス感染症の流行により、北部地域及び離島・へき地における医療提供体制の脆弱さが改めて浮き彫りになった。

**＜公立沖縄北部医療センター等に関する新たな支援＞**

- 本島北部地域は、県内の他地域に比べ一人当たりの市町村民所得が低く、過疎地域が多く存在することから、地域の実情に応じた定住条件の向上が課題である。特に、定住促進に必要となる生活インフラである医療提供体制においては、無医地区が依然として多く存在しているほか、産科、外科等では慢性的な医師不足が続いている。
- 慢性的な医師不足の原因の一つに、県立北部病院と北部地区医師会病院という同規模の急性期病院が2つあることで、必然的に医師の分散と患者の分散による診療制限、診療休止、中南部への患者の流出及び非効率的な経営が行われていた。
- これらの課題を解決するため、令和2年7月に県と北部12市町村等が両病院を統合して新たな基幹病院を設置する基本的枠組みが合意されたものの、公立沖縄北部医療センター開院後の安定的な医師の確保については検討課題として残されている。

**＜北部地域及び離島・へき地における公立病院及び診療所にかかる施設、設備、運営に対する支援＞**

- 高温多湿、海岸が近く台風等による強風、波浪の影響を受ける自然環境下であり、建築施設への影響が大きく、施設の老朽化の進行が早い。
- へき地診療所及び北部・離島の公立病院においては、圏域内での医療提供体制の完結を図るための医療施設、医療機器整備及び運営費の負担が大きい。

現状・課題

### ＜北部地域・離島における診療報酬に係る総合入院体制加算の見直し＞

- 本県の医療提供体制は、復帰当時、全国と比べて大きく立ち後れた状態にあったため、県立病院主導で医療提供体制が整備されたことにより、現在においても市町村立病院の設置が進まず、県内病床数に占める県立病院病床数の割合が11.9%（平成28年度：全国4位）と全国平均3.5%に比べ高い状況となっている。
- 北部圏域、宮古圏域及び八重山圏域においては、不採算医療や急性期医療については公立病院が担っているが、重症度が高い患者以外についても幅広く診療せざるを得ないため、診療報酬の算定方法における総合入院体制加算の施設基準を満たすことが困難である。

### ＜ICTを活用した遠隔医療の推進＞

- 離島・へき地においては、一人で様々な患者に対応できる総合診療医師の需要が高いが、身体的・精神的な負担が大きく、総合診療医師は慢性的に不足している。
- また、離島の医療機関を受診する観光客も増加しており、医療機関の負担が大きくなっている。
- 特に離島・へき地においては、主に県立診療所等の公的医療機関がその役割を担っているが、専門性の高い症例については、沖縄本島等の島外の医療機関へ通院せざるをえず、離島住民にとって、経済的・身体的に大きな負担となっている。

### ＜無医地区における医療の確保等＞

- これまで、医師不足等の解消のため各種施策を実施し、医師数が増加するなど着実に成果を上げてきたが、圏域や診療科による偏在が課題となっている。

### ＜公立沖縄北部医療センター等に関する新たな支援＞

- 北部医療圏における慢性的な医師不足を解消するためには、同規模の急性期病院である県立北部病院と北部地区医師会病院の2病院を統合し、公立沖縄北部医療センターを整備することで、安定的な医療提供体制を構築する必要があり、開院後の効率的な経営に資するため新たな支援制度が必要である。
- 公立沖縄北部医療センター開院後の良質かつ効率的な医療を提供するため、琉球大学病院との連携を図り、医師の確保及び医師の育成を行う地域医療教育センター（仮称）を設置するとともに、安定的かつ継続的な運営に向けては、国による財政支援や医師確保への配慮等について法制度に明確に位置付ける必要がある。

### ＜北部地域及び離島・へき地における公立病院及び診療所にかかる施設、設備、運営に対する支援＞

- 本県は、県内で完結できる医療提供体制を構築する必要があるが、中核病院の少ない北部地域及び離島・へき地において、ウィズ・コロナ、アフターコロナに対応した施設設備整備を推進し、住民の定住条件の整備を図る必要がある。

＜北部地域・離島における診療報酬に係る総合入院体制加算の見直し＞

- 北部地域・離島の診療報酬算定に係る要件を緩和し、総合入院体制加算により見込まれる増収分を補填する交付金制度(全額国庫)を創設することで、公立病院の経営安定化を図り、北部地域・離島において必要な医療を確保する必要がある。

＜ICTを活用した遠隔医療の推進＞

- 居住離島にしながら、遠隔で必要な医療を受けることが出来る5Gにも対応した体制を整備し、ウィズ・コロナ、アフターコロナに対応した遠隔医療を推進し、離島等における医療提供体制の確保を図る必要がある。

＜無医地区における医療の確保等＞

- 無医地区等が所在する小規模離島市町村においては、財政力が脆弱であることから、離島や過疎地における医療提供体制の整備など、無医地区における医療の確保等について引き続き取り組む必要がある。

担当部課

保健医療部 保健医療総務課、医療政策課、病院事業局 病院事業総務課、病院事業経営課

関連する施策展開

- 2-(2)-ウ 救急医療、災害医療、離島・へき地医療提供体制の確保・充実
- 2-(2)-エ 医療従事者の確保と資質向上
- 2-(6)-ウ 公平で良質な医療・福祉サービスの確保

将来像	Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
基本施策	(2) 健やかな暮らしと安心を支える充実した医療提供体制の確保
施策展開	Ⅰ 医療従事者の確保と資質向上

## 提案する制度名 薬剤師確保対策制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	○	—	—	○

**目指すすがた**

- 県内各地域の医療ニーズ等を踏まえ、医療の高度化、複雑化に対応し、地域医療を支える薬剤師を安定的に育成・確保することで、医療サービスの地域格差を解消する。

### 制度概要

3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



1. 県内国公立大学への薬学部(科)の設置及び同学部(科)の設置に伴う施設整備に要する費用に対して国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】
2. 本県の地域医療に貢献できる薬剤師を養成するため、1の支援を受けて設置した薬学部(科)においては、地域枠入学試験制度の導入を義務付ける。【新規】【その他】
3. 本県の薬剤師不足が改善するまでの間は、県内全域に薬剤師を派遣できるようにするため、薬剤師の調剤の業務を労働者派遣事業の対象とする規制を緩和する。【新規】【規制緩和】  
【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-②、P1-③】

**現状・課題**

- 本県は人口10万人あたりの薬剤師数が全国最下位であり、医療機関や薬局において慢性的に薬剤師不足の状況となっている。その要因として、県内に薬剤師を養成する大学がなく、県外へ進学する必要があることや多額の費用がかかること等が挙げられている。

- 沖縄科学技術大学院大学(OIST)や琉球大学等における創薬に関する基礎研究の支援、地域包括ケアシステムにおける多剤・重複投与の防止や患者の薬物療法の安全性・有効性の向上、医療費の適正化など、今後薬剤師に求められる役割は大きくなっている。
- 医師については派遣場所が離島・へき地の場合は一部例外として派遣が認められており、薬剤師も同様の内容で令和3年4月1日から規制が緩和されるが、沖縄県においては、県全域において薬剤師が不足している状況であることから、薬剤師確保は重要な課題となっている。

- 県内の薬剤師不足を解消するための抜本的な方策として、県内国公立大学への薬学部(科)を設置する必要がある。
- 実際に県内国公立大学への薬学部設置及び薬剤師育成までに相当な期間を要することから、当分の間、限りある人材を有効に活用し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保が必要である。

**担当部課**

保健医療部 衛生薬務課、病院事業局 病院事業総務課

**関連する施策展開**

- 2-(2)-イ 医療提供体制の充実・高度化
- 2-(2)-ウ 救急医療、災害医療、離島・へき地医療提供体制の確保・充実
- 2-(6)-ウ 公平で良質な医療・福祉サービスの確保
- 5-(3)-エ 医療・福祉など地域の安心を支える人材の育成

将来像	Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
基本施策	(2) 健やかな暮らしと安心を支える充実した医療提供体制の確保
施策展開	オ 感染症に備えた保健衛生、医療提供体制の拡充・強化

**提案する制度名** 新興・再興感染症等発生時における社会経済活動維持のための社会的検査体制の推進

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

**目指すすがた**

- 新型コロナウイルス感染症を含む新興・再興感染症等の発生時における経済損失を最小限に抑え、社会経済活動を継続するため、戦略的にPCR検査等を実施し「安全・安心の島 沖縄」を推進する。
- 特に、県外からの来訪者に接触する機会が多い観光関連事業者及び医療提供体制が脆弱な離島において、新型コロナウイルス感染拡大を防止し、社会活動の維持を図る。

**制度概要**



1. 新型コロナウイルス感染症を含む新興・再興感染症等の拡大を抑制するとともに社会経済活動を維持するため、社会活動維持に必要なライフライン関連事業者及び観光関連事業者がその従業者(エッセンシャルワーカー等)に対して実施するPCR検査等に要した費用に対して国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】  
【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-②】

**現状・課題**

- 沖縄県は島しょ県であることから、新型コロナウイルス感染症対応についても、県内の限られた医療資源で完結出来る体制の構築を余儀なくされており、特に離島地域においては、医療提供体制が脆弱であり、新型コロナウイルス感染症が県全体に拡大した際には、検査体制や医療提供体制がすぐに逼迫してしまう事態となり、県外・島外からの渡航自粛を強化するなど深刻な影響をもたらした。
- 本県における新型コロナウイルス感染症の流行の要因の一つとして、県外からの持ち込みが考えられるが、県外からの来訪者が空港を通過する際には無症状であることがほとんどであり、観光関連従事者(交通、宿泊、飲食店等)も感染者との接触があっても気づかないため、大きな不安を抱えている。

- そのため、県経済の牽引役である観光関連事業者や、社会活動維持に必要となるライフライン関連事業者（医療、介護、保健、交通、流通、電気、ガス、水道、教育等）における感染の早期発見や、従事者及びその家族の安全・安心の確保していくことは重要な課題である。

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を抑えながら、社会経済活動を展開していくことは、ウィズ・コロナの時代にあって必須であり、特に県経済の牽引役である観光関連と社会活動維持に必要となるライフライン関連事業者の安全・安心を確保するための環境整備は急務である。特に、医療提供体制が脆弱な離島地域においては検査体制を早急に強化する必要がある。
- エッセンシャルワーカー等への戦略的なPCR検査等については全国的にも統一的な対応方針が決まっていないため、対象者の範囲や検査の実施方法、費用負担については、制度的な裏付けがない状況である。このため、県独自の制度設計に基づき、観光関連従事者やライフライン関連従事者に対する全県的な検査体制を確立するとともに、検査の実効性を担保するためには沖縄振興特別措置法においてその制度的裏付けとなる規定を明記する必要がある。

担当部課

保健医療部 感染症対策課

関連する施策展開

なし

将来像	Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
基本施策	(2) 健やかな暮らしと安心を支える充実した医療提供体制の確保
施策展開	—

## 提案する制度名 沖縄県の国民健康保険事業に対する財政支援制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

**目指すすがた**

- 県内市町村国民健康保険事業特別会計において実質収支で赤字が無くなり、収支の均衡が取れるようになることにより、国民健康保険事業の安定運営を図り、県民が安心して医療サービスが受けられる。

### 制度概要



1. 国保被保険者に占める低所得者の加入割合が高いことに加え、前期高齢者の加入割合が低く、負担能力のない子どもの加入割合が高い沖縄の特殊事情に配慮し、子どもの加入割合が高いことに着目した国の財政支援を創設する。【新規】【財政特例】  
【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-②】

**現状・課題**

- 令和2年7月に国が公表した平成30年度の市町村国保の財政状況によると、全国では約215億円の黒字であり黒字化を達成しているが、本県については、約22億円の赤字であり依然として厳しい状況が続いている。
- 本県市町村国保の法定外繰入については、公費拡充前の平成29年度に比べ大きく改善しているが、平成30年度以降も50億円を超える法定外繰入が続いており、平成20年度から令和元年度までの12年間で約958億円に及ぶ法定外繰入を行っている。
- 本県市町村国保が赤字となる大きな要因は、前期高齢者の加入割合に重点を置いて算定される前期高齢者交付金が少ないことにあり、一人当たり交付額は全国平均の3分の1程度となっている。
- また、今後見込まれる収支不足を保険料(税)で補うには、一人当たりで20%もの引き上げが必要だが、本県市町村国保は、低所得者の加入割合及び負担能力のない子ども(20歳未満)の加入割合が高いことなどから、保険料(税)の早急かつ大幅な引き上げは困難な状況にある。

必要性

- 今後も都道府県単位化による安定的な財政運営によって持続可能な制度を構築するとともに、本県市町村国保の構造的な課題の解消につなげていくためにも、本県の特殊事情に配慮した財政支援が必要である。

**担当部課** 保健医療部 国民健康保険課

関連する施策展開

---

なし

将来像	Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
基本施策	(5) 安全・安心・快適に暮らせる生活基盤の充実・強化
施策展開	ア 計画的な生活基盤の整備

## 提案する制度名 都市公園の整備促進

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

目指すすがた

- 人口の集中する都市計画区域内において、災害時の避難場所、環境緑化や自然の保全、緑とふれあう憩いの場、レクリエーション活動の場として、都市公園の充実を図る。
  - (1) 災害時の避難場所  
災害防止、災害時の避難地、救急救命・救援活動の拠点としての機能により都市の防災性、安全性の確保に寄与する。
  - (2) 環境緑化や自然の保全  
生物多様性の確保、ヒートアイランドの解消等、人と自然が共生する都市環境の形成に寄与する。
  - (3) 緑あふれる憩いの場  
季節感を享受できる景観及び良好な街並みの形成、子どもの健全な育成の場・地域のコミュニティ活動の拠点の場・市民参画の場の提供に寄与する。
  - (4) レクリエーション活動の場  
都市住民の多様なレクリエーション活動や健康増進活動を支える場を提供する。

制度概要



1. 地域特性や社会環境の変化に応じた都市公園の整備更新を推進するため、次の措置を創設する。【拡充】【財政特例】
  - (1) 県又は市町村が実施する都市公園の整備に対する国の財政支援の拡充(国庫補助率1/2から9/10へ引き上げ)
  - (2) 社会資本整備総合交付金と沖縄振興公共投資交付金の対象事業の範囲の見直し

- 本県の一人当たり公園面積は、10.9㎡と全国平均の10.6㎡を上回っているものの、順位は32位と政令指定都市を有する都府県の多い下位グループにあり、公園面積が不足している状況にある。

特に、人口が集中し、広大な駐留軍用地が広がる那覇広域・南城・中部広域圏においては、7.9㎡と41位と同程度となっており、都市公園の不足が顕著である。

- 一方で、本県の人口は増加していることから、現在のペースで都市公園の整備を進めた場合、他都道府県と比べ相対的に都市公園不足の状況が悪化する恐れがある。

- 人口の集中する都市計画区域内において、災害時の避難場所等として都市公園の担う役割は重要であり、今回の新型コロナウイルス感染症の流行においても、健康を維持するための運動を行う場所として都市公園の重要性が再認識されている。

- 都市公園の用地取得に対する国庫補助率については、本県は1/2と全国の1/3よりも高い一方で、公園施設の新設及び改築に対する国庫補助率は本県、全国ともに1/2と同率となっている。人口増加が見込まれる中で全国並の水準を目指し都市公園の整備を推進するためには、整備量の拡大を図る必要があるが、現行の国庫補助率では多額の一般財源を要するため、他事業の進捗に影響を及ぼすおそれがあるため、これまでと同程度の規模で整備を進めざるを得ない状況にある。

- 加えて、都市部においては、土地価格の高騰に伴い公園用地の取得費が高まっている状況にあり、計画に基づく公園整備を進めるため、当初予定を上回る事業費を措置しなければならない状況にある。

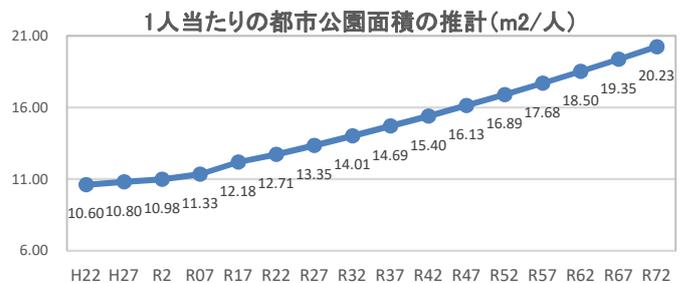
H30年度末 都道府県別一人当たり都市公園等整備現況

順位	都道府県名	一人当たり公園面積 (㎡/人)	順位	都道府県名	一人当たり公園面積 (㎡/人)	順位	都道府県名	一人当たり公園面積 (㎡/人)
1	北海道	28.8	17	石川県	14.5	33	三重県	10.6
2	秋田県	23.2	18	長崎県	14.2	34	熊本県	10.1
3	宮崎県	21.0	19	群馬県	14.2	35	徳島県	9.9
4	山形県	20.6	20	鳥取県	14.0	36	茨城県	9.9
5	島根県	20.5	21	鹿児島県	13.9	37	福岡県	9.5
6	宮城県	19.4	22	福島県	13.7	38	滋賀県	9.2
7	香川県	19.2	23	奈良県	13.7	39	和歌山県	9.0
8	青森県	18.2	24	大分県	13.4	40	静岡県	8.7
9	福井県	17.0	25	兵庫県	13.3	41	京都府	7.8
10	岡山県	16.8	26	愛媛県	12.9	42	愛知県	7.8
11	山口県	15.8	27	高知県	12.8	43	埼玉県	7.0
12	岩手県	15.6	28	佐賀県	12.0	44	千葉県	7.0
13	富山県	15.5	29	広島県	11.5	45	神奈川県	5.5
14	新潟県	15.1	30	山梨県	11.0	46	大阪府	5.4
15	長野県	14.8	31	岐阜県	11.0	47	東京都	4.3
16	栃木県	14.6	32	沖縄県	10.9		都道府県計	10.6

注) 特定地区公園(カントリーパーク)を含む。

面積は小数点以下第1位を四捨五入。

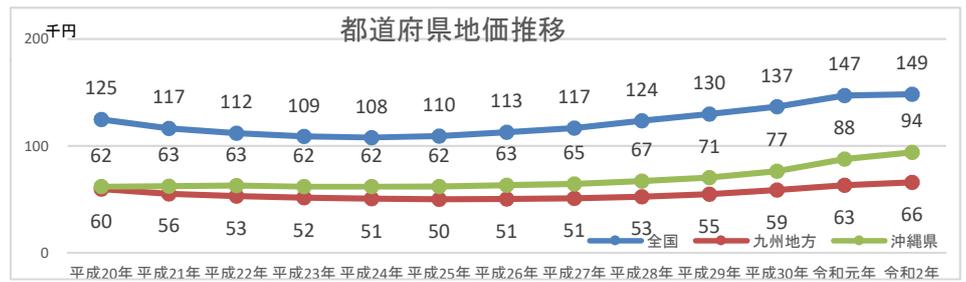
東日本大震災で大きな被害を受けた宮城県、福島県の一部地域は平成21年度末の数値を使用。



都道府県別地価平均価格(令和2年度)

(単位:円/㎡)

都道府県	全用途	都道府県	全用途
1 北海道	37,300	25 滋賀	56,000
2 青森	19,700	26 京都	220,800
3 岩手	28,500	27 大阪	367,600
4 宮城	96,700	28 兵庫	148,800
5 秋田	16,300	29 奈良	71,900
6 山形	24,500	30 和歌山	45,800
7 福島	27,100	31 鳥取	24,400
8 茨城	37,200	32 島根	24,100
9 栃木	39,400	33 岡山	46,400
10 群馬	41,400	34 広島	100,200
11 埼玉	142,600	35 山口	29,300
12 千葉	102,000	36 徳島	36,500
13 東京	1,037,600	37 香川	40,300
14 神奈川	276,900	38 愛媛	48,800
15 新潟	35,700	39 高知	42,100
16 富山	44,400	40 福岡	124,900
17 石川	65,100	41 佐賀	26,300
18 福井	39,600	42 長崎	43,300
19 山梨	26,800	43 熊本	55,200
20 長野	32,800	44 大分	32,700
21 岐阜	45,100	45 宮崎	29,900
22 静岡	83,200	46 鹿児島	41,300
23 愛知	201,400	47 沖縄	94,200
24 三重	37,500	全国	148,500



- 新たな公園の整備と合わせて、昭和50年代から平成初期に整備された公園施設は設置後30年以上経過し施設が老朽化していることから、多様化する公園利用者が安全・安心・快適に利用できるようにするため、地域特性や社会環境の変化に応じた公園施設の機能向上が求められている。

都市公園数

	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年代	2010年代
都市公園数	1	1	71	248	253	169	71
累計	-	2	73	321	574	743	814

※供用開始当初年を集計

現時点で30年経過  
321公園(約4割)

次期振興計画期間中に30年経過  
574公園(約7割)

- また、現行の社会資本整備交付金は主に都市基幹公園を対象とする一方で、沖縄振興公共投資交付金は主に住区基幹公園及び安全安心対策事業で整備する公園を対象としている。両交付金の交付率の差が生じていることから都市基幹公園、住区基幹公園、都市公園安全・安心対策事業の各事業種別にとらわれず、柔軟に各交付金を選択できるよう求める声が多くある。

主な事業一覧表(R4~R13)

(社会資本整備総合交付金で実施)

番号	事業	公園名	公園種別	事業化	面積(ha)
1	都市公園事業	沖縄県総合運動公園(沖縄県)	広域公園	事業中	70.4
2	都市公園事業	中城公園(沖縄県)	広域公園	事業中	98.8
3	都市公園事業	浦添大公園(沖縄県)	総合公園	事業中	37.4
4	都市公園事業	首里城公園(沖縄県)	総合公園	事業中	13.8
5	都市公園事業	平和祈念公園(沖縄県)	広域公園	事業中	47.0
6	都市公園事業	宮古広域公園(沖縄県)	広域公園	事業中	50.2
7	都市公園事業	識名公園(那覇市)	総合公園	事業中	15.5
8	都市公園事業	21世紀の森(名護市)	総合公園	事業中	10.0
9	都市公園事業	長嶺城址総合公園(豊見城市)	総合公園	事業中	13.6
10	都市公園事業	浦添カルチャーパーク(浦添市)	総合公園	事業中	13.3
11	都市公園事業	こどもの国公園(沖縄市)	総合公園	事業中	30.6
12	都市公園事業	黄金森公園(南風原町)	総合公園	事業中	20.5

(沖縄振興公共投資交付金で実施)

番号	事業	公園名	公園種別	面積(ha)
13	都市公園事業	久場川公園(那覇市)	地区公園	3.0
14	都市公園事業	長田門原公園(八重瀬町)	地区公園	4.02
15	都市公園事業	比屋良川公園(宜野湾市)	地区公園	8.0
16	都市公園事業	前田公園(浦添市)	地区公園	4.9
17	都市公園事業	3号公園(南第二区画整理)(浦添市)	地区公園	0.52
18	都市公園事業	田井等公園(名護市)	地区公園	4.1
19	都市公園事業	高安地区公園・緑地(豊見城市)	地区公園	1.3
20	都市公園事業	緑ヶ丘公園(那覇市)	近隣公園	3.6
21	緑地環境事業	城岳公園(那覇市)	近隣公園	1.6
22	都市公園事業	野嵩第一公園(宜野湾市)	近隣公園	3.4
23	都市公園事業	経塚公園(浦添市)	近隣公園	2.0
24	都市公園事業	座安近隣公園(豊見城市)	近隣公園	2.0
25	都市公園事業	上田近隣公園(豊見城市)	近隣公園	2.0
26	都市公園事業	ヌーリ川公園(うるま市)	近隣公園	6.2
27	都市公園事業	牧志南公園(那覇市)	街区公園	0.37
28	緑地環境事業	十貫瀬公園(那覇市)	街区公園	0.3

(沖縄振興公共投資交付金で実施)

番号	事業	公園名	公園種別	面積(ha)
29	都市公園事業	川平風致公園(石垣市)	風致公園	10.7
30	都市公園事業	森口公園(那覇市)	都市緑地	3.69
31	都市公園事業	天久緑地(那覇市)	都市緑地	7.9
32	都市公園事業	クニンドーの森公園(浦添市)	都市緑地	2.8
33	安全・安心	名護中央公園(沖縄県)	広域公園	98.8
34	安全・安心	奥武山公園(沖縄県)	運動公園	70.4
35	安全・安心	海軍壕公園(沖縄県)	地区公園	13.8
36	安全・安心	バナナ公園(沖縄県)	広域公園	37.4
37	安全・安心	那覇市内各公園(那覇市)	-	-
38	安全・安心	浦添市内各公園(浦添市)	-	-
39	安全・安心	海中道路跡都市緑地(うるま市)	-	-
40	安全・安心	豊見城市内各公園(豊見城市)	-	-
41	安全・安心	宜野湾市内各公園(宜野湾市)	-	-
42	安全・安心	石垣市内各公園(石垣市)	-	-
43	安全・安心	八重瀬町内各公園(八重瀬町)	-	-

- 国内で唯一人口の増加が見込まれる本県において全国並の一人当たりの公園面積を達成するにはなお多くの事業を実施する必要がある、また、大規模災害時等の災害防止、避難地、救急救命・救援活動の拠点機能の確保を図るため早急な事業実施が求められることから、国庫補助率の引き上げが必要である。
- また、復帰から平成初期にかけて整備された公園施設は、設置から30年以上を経過しており、多様化する公園利用者が安全・安心・快適な利用に向けて公園施設の機能向上が求められているものの、新たな公園施設の整備と並行して事業を実施するため、公園施設の整備及び改築工事についても高率補助の対象とする必要がある。
- さらに、現行では都市基幹公園の整備は社会資本総合交付金の対象となっている一方で、住区基幹公園や安全・安心対策事業に係る公園整備については、沖縄振興公共投資交付金の対象となっており、それぞれで事業メニューが固定されていることから、どちらも自治体の選択により個々の事業毎にどちらの交付金も選択できるようにする必要がある。

**担当部課** 土木建築部 都市公園課

#### 関連する施策展開

- 1-(1)-エ 環境と共生するまちづくりの推進
- 2-(7)-イ 大規模災害等に備えた強しなやかな県土づくりの推進

将来像	Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
基本施策	(5) 安全・安心・快適に暮らせる生活基盤の充実・強化
施策展開	イ デジタル化・オンライン化の促進

## 提案する制度名 情報通信基盤強靱化関連制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	○

**目指すすべきた**

■ 5Gをはじめとした次世代の情報通信基盤が整備されることで、離島や過疎地域等における本島都市部との情報格差が是正され、定住条件の整備に繋がるとともに、教育、医療、福祉、防災、産業等の様々な分野において、ICT利活用による利便性向上が図られ、地域振興や自立型経済構築への取組が進展する。

## 制度概要



全ての県民が、あらゆる分野において社会のデジタル化による恩恵を享受できるよう、その基礎となる本県の情報通信基盤の強靱化を図る。

そのため、以下の制度を創設又は継続する。

### <情報通信基盤高度化の推進及び小規模離島地域の情報通信基盤の強靱化>

1. 離島及び過疎地域や辺地において、県及び市町村が実施する次の情報通信基盤の整備に対して国が財政支援(国庫補助率8/10)を行うことを、沖縄振興特別措置法第92条の2の規定に明記する。【新規】【財政特例】
  - (1) 情報格差の是正に向けて実施する5Gをはじめとした次世代の情報通信基盤の安定的かつ計画的な整備(海底光ケーブル、陸上光ファイバ網、5G、Beyond5G、テレビ中継局機能強化、ラジオ中継局機能強化、防災無線機能強化等の情報通信基盤の整備)
  - (2) 小規模離島地域における情報通信基盤の強靱化に向けて、光ファイバ及び通信設備等の地下埋設に要する費用

2. 国又は地方公共団体は、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実について適切な配慮を行う規定を継続する。(沖縄振興特別措置法第92条の2)【継続】【その他】

### ＜自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)推進体制の形成＞

1. 行政手続きのオンライン化及び行政サービスのデジタル化に係る取組を推進するため、県及び市町村が実施する次の取組等に対する国の財政支援を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 地方自治体における情報システム等の共同利用、手続きの簡素化、迅速化、行政の効率化を推進するための業務プロセス、情報システムの標準化・共通化。バックオフィス等関連事務も含めたシステム全体の最適化
  - (2) AI・RPAなどのデジタル技術やデータの活用
  - (3) ICTの知見を持ち自治体現場の実務に即した技術を導入し業務改革を推進するデジタル人材の確保・育成

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-⑥】

### ＜共通＞

- 令和2年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、デジタル改革が目指すデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示された。
- その中で、デジタルトランスフォーメーション(DX)を牽引するデジタル庁の創設やマイナンバー制度の抜本的改善、国・地方を通じたデジタル基盤の標準化など、社会全体のデジタル化を強力に推進し、誰も取り残されない強靱なデジタル社会を実現するとしている。

### ＜情報通信基盤高度化促進制度＞

- 高度情報通信ネットワーク社会の形成にあたっては、民間が主導的役割を担うことが原則とされているが、離島等については、地理的条件や採算性の問題から、民間事業者による整備が進まず、情報通信技術の革新が進むほど、本島都市部との情報格差が拡大する恐れがある。
- 県及び市町村では、離島等において、情報格差が生じることがないよう、沖縄振興特別推進交付金等を活用して、海底光ケーブルの2ルート化や島内の光ファイバ網の整備を行うなど情報通信基盤の高度化を促進しているものの、採算性の課題等により未だ高度化が進んでいない地域が残されている。また、5Gの活用が一部地域に留まっていることや、Beyond5Gの技術革新も見据える必要がある。

### <小規模離島地域の情報通信基盤の強靱化推進制度>

- 亜熱帯地域である本県は、台風襲来等により、電柱に共架している光ファイバ等が断線し、通信障害が発生するなど、住民生活や事業活動に多大な影響を及ぼしている。
- 小規模離島地域においては、地理的条件や採算性の問題から民間事業者による情報通信基盤の地下埋設が進んでおらず、通信障害の復旧作業に係る資材や人員の確保に時間を要し、通信障害が長期化することが多く、離島住民の暮らしや地域経済にも深刻な影響をもたらしている。

### <自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)推進体制の形成>

- 政府は行政のデジタル化の遅れに対し、デジタル・ガバメント推進のための取組を加速し、国・地方の情報システムの共通基盤の整備や、自治体の業務システムの標準化・共通化、行政手続きのデジタル化、ワンストップサービス化等に集中的に取り組むとしている。
- 本県でも、新型コロナウイルス感染症対策の実施を通じて、給付金や助成金等の支援策に係る業務の混乱、オンライン申請システムの障害、遠隔教育、遠隔医療の実施体制整備の遅れなど、緊急事態宣言下における行政機能の混乱やオンライン化等が実現できていないことによる課題が改めて浮き彫りとなった。
- 地方自治体の新たなシステム及びネットワークの構築・改修等については、現状システムの実情が多様であることやシステム更新時期の前倒し等に対する契約変更など、自治体において移行増嵩経費が負担となり、支障が生じることが懸念される。このため、行政のデジタル化に集中的に取り組む、制度や政策の変革、必要な情報システムの整備など国と連携した地方自治体全体での足並みを揃えた対応が課題となっている。

### <情報通信基盤高度化促進制度>

- 高度情報通信ネットワーク等は、島しょ県である沖縄の地理的制約を克服する上で、極めて有効な手段であり、様々な分野において必要不可欠な基盤となっている。このため、住民生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等に向けて、情報通信基盤の高度化を図っていくことは重要である。
- 特に、5Gをはじめとした次世代の情報通信基盤の整備が進展するほど、小規模離島等と本島都市部との情報格差が拡大する懸念があることから、離島等における情報通信基盤の高度化を、将来にわたって安定的、計画的に進める必要があり、そのための財源確保も含めた国及び地方公共団体の各種取組の法制化が必要である。

### <小規模離島地域の情報通信基盤の強靱化推進制度>

- 小規模離島地域については、情報通信基盤の地下埋設による強靱化を計画的に実施することで、災害時においても情報通信が維持・確保されることが重要である。このため、小規模離島地域における情報通信基盤の強靱化を推進するための基本的事項について沖縄振興特別措置法に位置付け、県、市町村及び民間事業者が協議して事業計画を策定し、計画に基づき県が整備事業を推進できるような制度的枠組みが必要である。

### ＜自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)推進体制の形成＞

- 島しょ県である本県は、遠隔性、散在性、狭小性等の条件不利性や、脆弱な市町村財政基盤並びに自治体のデジタル人材不足の問題を抱えている。
- 行政サービス・行政手続きのデジタル化に係る新たなシステム及びネットワーク構築、改修及び維持管理に係る行政コストは、様々な条件不利性を抱える本県にとって過重な負担となる。
- 高齢者や離島・過疎地域の住民も誰一人残されることなく社会のデジタル化による恩恵を享受できるよう、国による十分な財政支援が必要である。
- 自治体の財政力によってデジタル化移行の取組に差異が生じては、県民の生活環境及び行政サービスの利便性の面で都市部との格差が拡大することが懸念されることから、国による十分な財政支援が必要である。

### 担当部課

企画部 情報基盤整備課、デジタル社会推進課

### 関連する施策展開

- 1-(1)-ウ 新たな島しょ型モビリティの導入
- 2-(6)-ア 人流・物流・情報流に関するコスト低減
- 2-(6)-ウ 公平で良質な医療・福祉サービスの確保
- 2-(7)-イ 大規模災害等に備えた強くしなやかな県土づくりの推進
- 2-(7)-ウ 安全・安心に暮らせる地域づくり
- 3-(1)-ア 全産業における労働生産性の向上
- 3-(2)-オ デジタルトランスフォーメーションによる沖縄観光の変革
- 3-(3)-ア 戦略的なビジネス展開の促進
- 3-(3)-イ 国際情報通信ハブ形成の加速化
- 3-(3)-ウ 多様なニーズに対応できる情報系人材の育成・交流・確保
- 3-(7)-オ 農林水産業のイノベーション創出及び技術開発の推進
- 3-(11)-ア 次世代の通信環境に対応した情報通信基盤の整備
- 4-(4)-イ 離島の定住・関係人口の創出・拡大
- 5-(3)-ア 先端的知識・技能を習得するための基盤教育の推進
- 5-(5)-ア 離島における公平な教育機会の確保と学習環境の充実

将来像	Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
基本施策	(6) 離島における安全・安心の確保と魅力ある生活環境の創出
施策展開	ア 人流・物流・情報流に係るコスト低減

## 提案する制度名 離島住民等交通コスト負担軽減制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

**目指すすがた**

- 県全体の均衡ある発展のため、離島住民等の交通コスト低減を安定的かつ継続的に実施することにより、離島・過疎地域における移動手段の維持・確保及び生活利便性が向上し、定住条件の整備が図られる。

### 制度概要

9 産業と経済活動の振興をつくらう

10 人や国の不平等をなくそう

11 住み続けられるまちづくりを

1. 航路・航空路の運賃の低減化による住民負担の軽減及び地方路線を将来にわたって維持するため、次の経費に対する国の財政支援(交付金制度:国庫交付率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 離島住民等の船賃及び航空運賃を低減するための経費  
【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-①、P4-⑨、P5-⑩】

**現状・課題**

- 沖縄県内の離島を結ぶ交通機関は、船又は飛行機に頼らざるを得ず、陸上交通と比較して割高な運賃は人的移動の大きな障害となっている。
- 現在は沖縄振興特別推進交付金を活用し、割高な船賃及び航空賃を低減する事業を実施し、離島住民等の交通コストの負担を軽減している。また、中核病院や高校がない小規模離島については、観光客等の交流人口の航空運賃を約3割低減している。

現状・課題

- 令和元年度に経済波及効果調査を行ったところ、1.9倍の費用対効果があることが算出されており、引き続き航路・航空路の運賃の低減に取り組む必要があるが、当該事業を安定的かつ継続的に実施することが課題である。

必要性

- 離島住民が住み慣れた島で安心して暮らし続けるためには、島外への移動利便性を高めることが必要不可欠であり、住民の経済的負担となっている航路及び航空路の運賃の低減を安定的かつ継続的に実施していくためには恒久的な制度を創設する必要がある。

担当部課

企画部 交通政策課

関連する施策展開

なし

将来像	Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
基本施策	(6) 離島における安全・安心の確保と魅力ある生活環境の創出
施策展開	イ 安全・安心な生活を支えるインフラの整備

## 提案する制度名 水道広域化促進支援制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

目指すすぎた

- 水道事業の統合や水道用水供給事業の拡大による水道広域化を推進することで、地域間で格差のない水道サービスを楽しむ環境を整備し、安心・安全で豊かさを実感できる社会の実現を目指す。

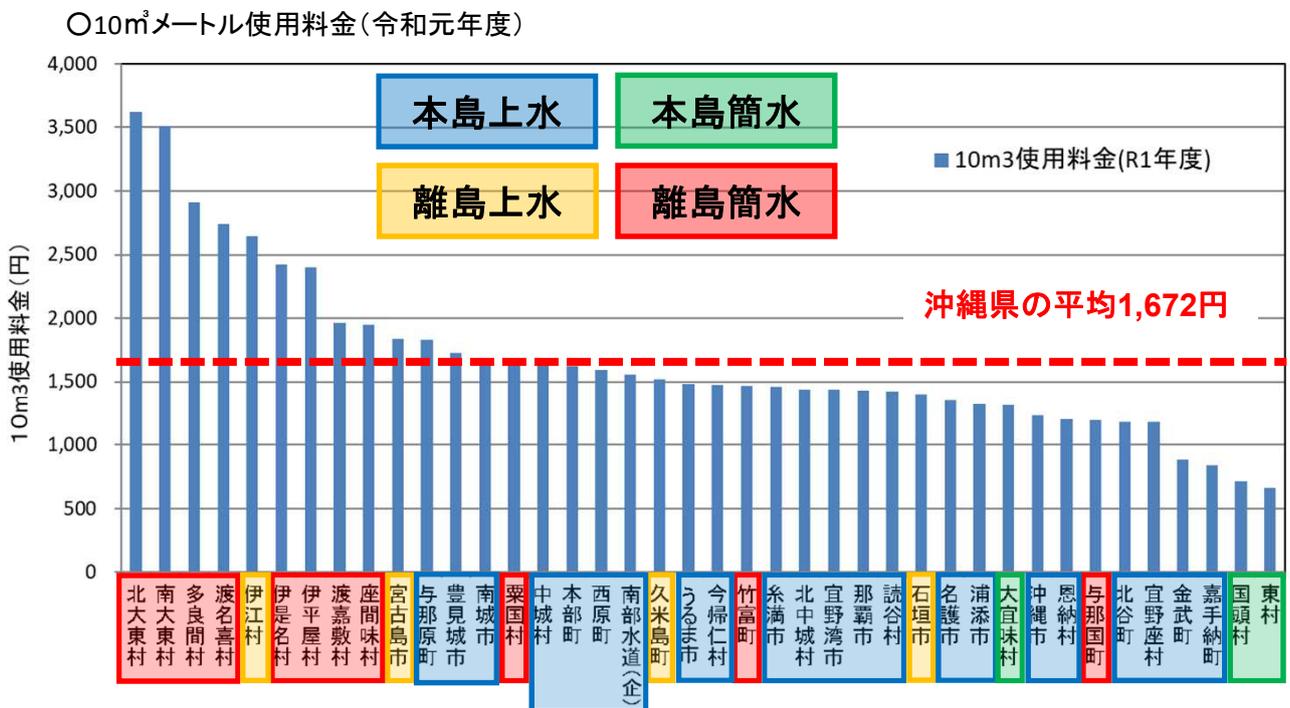
### 制度概要



- 水道広域化の推進及び水道事業の運営基盤の強化に向けて、市町村又は県が実施する次の取組に対して国の財政支援(国庫補助率8/10)を拡充又は創設する。【新規】【拡充】【財政特例】
  - 小規模水道事業者(簡易水道事業)を含む圏域又はブロック単位において、事業統合(水平統合)を実施する水道事業者(市町村、企業団)の施設整備、事務関係システムの整備等に対する国の財政支援の拡充(現行の国庫補助率1/2又は2/3から8/10へ引き上げ)
  - おきなわ水道ビジョンで掲げる県内統合水道の実現に向けた県の取組
- 離島地域における安定的な水道用水の供給に向けて、県が離島において実施する水道施設の整備に対する国の財政支援を拡充する(国庫補助率3/4、8.5/10から9/10へ引き上げる。)。【拡充】【財政特例】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-⑥、P5-⑫】

- 本県離島の水道は、乏しい水源や水源水質悪化の状況に対応するため海水淡水化や高度処理施設、海底送水管が多く整備されているため、高コスト構造となっていることに加え、離島県で他県と陸続きではないため、災害時等において県外から応急給水の支援を受けるまでに時間を要するなどの課題を抱えている。特に、離島地域では水道料金が本島よりも高く、水道サービスに大きな格差が生じている。また、老朽化に伴う計画的な更新や耐震化など整備に要する費用の確保が課題となっている。
- 平成30年度の改正水道法において、水道の基盤を強化するため、都道府県には広域的な水道事業者等の間の連携等の推進、基盤の強化に関する施策の推進が求められているが、県内で圏域単位で事業統合を行う場合において、事業統合の中心となる水道事業者の財政的負担や水道料金値上げへの影響等が懸念され、水道広域化が進まない要因になっている。



- 小規模水道事業者の経営基盤や技術基盤の安定化を図り、地域間格差のない水道を構築するため、水道広域化の取組を推進する必要がある。水道供給に係る事業統合（水平統合）を含めた水道広域化は、運営基盤の強化や技術水準の確保、漏水などの事故や災害時への対応等に有効な手段と考えられることから、水道広域化の推進を強力に後押しするための制度拡充が必要である。
- 水道広域化後も老朽化施設の計画的な更新に合わせた耐震化など災害に強い水道施設の構築を推進し、離島において将来にわたりより安全で安定的な水道水の供給を図ることが重要だが、水道施設の整備は多額の予算が必要であり、現行の補助率では財政負担が大きいことから、資本費負担軽減のための国の財政支援が必要である。

**担当部課**

保健医療部 衛生薬務課、企業局 配水管理課、総務企画課

**関連する施策展開**

- 2-(5)-ア 計画的な生活基盤の整備
- 2-(7)-イ 大規模災害等に備えた強くしなやかな県土づくりの推進

将来像	Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
基本施策	(6) 離島における安全・安心の確保と魅力ある生活環境の創出
施策展開	ウ 公平で良質な医療・福祉サービスの確保

## 提案する制度名 離島等における福祉サービス提供体制の確保支援制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	○

**目指すすがた**

- 年齢や障害の有無などにかかわらず、県民だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉・介護サービスが継続して提供され、安心して暮らせる地域社会の実現を目指す。

### 制度概要

3 すべての人に  
健康と福祉を



4 質の高い医療を  
みんなに



**<離島の小規模特別養護老人ホーム等の設備の修繕に要する費用に対する支援>**

- 離島地域において、小規模特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホームを運営する者が当該ホームの附属設備を修繕又は更新を行った場合、その費用に対して国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】
 

既存の国庫補助 等：施設の新設、改築、大規模改修 → 補助メニューあり

附属設備の修繕(空調設備の更新など) → 補助メニューなし
- 国は、離島の地域における高齢者の福祉の増進を図るため、老人福祉法第5条の2第3項に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備をしようとするときは適切な配慮をするものとする規定を継続する。(沖縄振興特別措置法第90条)【継続】【その他】

**<離島等の福祉人材の確保及び育成のための環境整備に要する費用に対する支援>**

1. 離島・過疎地域における福祉人材の円滑な確保・育成に向けて、当該地域に居住する者が当該地域内で法定研修や資格取得のための研修等をオンラインで受講できる環境を整備するため、受講する当該地域における通信環境整備や、配信する研修実施団体における機器購入等に要する次の費用に対して国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 離島・過疎地域(受信側)における機器購入、Wifi環境整備等に要する経費
  - (2) 受信する際のオペレーター派遣等に要する経費
  - (3) 研修実施団体等(配信側)における機器購入、Wifi環境整備等に要する経費
  - (4) 配信、受信に係る通信費、備品等維持管理費

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-①、P1-②、P1-③】

**<離島の小規模特別養護老人ホーム等の設備の修繕に要する費用に対する支援>**

- 小規模特養等は、定員数が少ないため大規模施設に比べてスケールメリットが活かせず、事業収益性が低いという性質を有している。
- 特に離島地域においては、職員の確保、入所者の確保が難しく、経営的に厳しい構造となっている。
- 附属設備の修繕にあたっては、島内で事業者、人材又は資材等を確保できない場合も多く、輸送コスト等の追加的な費用負担が必要となる。
- 以上のような状況から、附属設備の修繕を円滑に進めることができなくなることも懸念され、十分な介護サービスの提供が困難となる。

**<離島の福祉人材の確保及び育成のための環境整備に要する費用に対する支援>**

- 東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域に多数の離島が散在しており、各種研修を効率的に実施することが困難である。
- 沖縄本島における研修への参加は、旅費等の費用面の負担が大きい。
- 研修受講のためには、移動日も含めて数日間島を離れる必要が生じるが、その間の代替職員の確保が困難であり、業務上の負担も大きい。
- 離島・過疎地域では研修対象者が少数であり、現地開催も非効率である。

＜離島の小規模特別養護老人ホーム等の設備の修繕に要する費用に対する支援＞

- 離島地域における小規模特養等においては、事業収益性が低い環境下で厳しい施設経営を行っており、附属設備の修繕が適切に行われるよう支援する必要がある。
- 島外への人口流出を抑制するためには、定住条件の整備が必要不可欠であり、住み慣れた離島地域で必要な介護サービスを受けることができるよう、小規模特養等の附属設備の修繕を支援する必要がある。

＜離島の福祉人材の確保及び育成のための環境整備に要する費用に対する支援＞

- 少子高齢化や人口流出が進む離島・過疎地域において、定住条件の整備は重要な課題である。
- 子育て環境の充実を図るとともに、高齢者や障害者が安心して生活できる環境を整えるためには、資格の取得、免許状の更新、各種研修の受講促進等により、福祉人材の安定的な確保・育成が必要である。

担当部課

子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課、子育て支援課、障害福祉課

関連する施策展開

- 2-(3)-ア 高齢者が生き生きと暮らせる地域づくり
- 2-(3)-イ 障害のある人が活動できる地域づくり
- 2-(3)-ウ 日常生活を支える福祉サービスの向上
- 5-(3)-エ 医療・福祉など地域の安心を支える人材の育成

将来像	Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
基本施策	(6) 離島における安全・安心の確保と魅力ある生活環境の創出
施策展開	Ⅰ 離島を結び、支えるシームレスな交通体系の構築

## 提案する制度名 離島航路・航空路の維持確保支援制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

**目指すすかた**

- 離島航路・航空路を安定的に維持確保するとともに、離島の不利性を克服するための交通インフラの整備や港湾施設の利便性向上等を図ることにより、離島で安心して生活できる環境を整備する。

### 制度概要



#### <離島航路・航空路の安定的な運営推進>

- 離島住民の移動手段の確保及び定住条件の整備を図るため、離島地域の航路及び航空路を運航する事業者へ交付する国庫補助金について、補助対象経費の算定方法を現行の実績収支差見込額や標準損失見込額等から実績損失額での算定に見直す。**【拡充】【財政特例】**
- 離島航路、離島航空路の運航維持経費に対する国の財政支援について、特別交付税措置(地方負担額の8/10)から国庫補助又は交付金(地方負担額の8/10)に変更する。**【新規】【財政特例】**

#### <離島港湾の利便性向上の推進>

- 離島航路を有する港湾施設において、港湾管理者が実施する次の整備について、高率補助制度の対象とするため、沖縄振興特別措置法別表(第105条関係)第6項に次の施設を加える。**【拡充】【財政特例】**
  - 港湾利用者(住民、観光客、荷役会社、船社)の利便性や、快適な移動動線を確保するために必要な次の施設
    - ア 荷捌き地及び上屋

イ 団体旅行客等の屋根付き待機施設

ウ 屋根付き歩道

エ 駐車場

オ その他、港湾の利便性向上に資する施設

2. 離島港湾のスマートポート化及びカーボンニュートラルポートの形成を推進するため、次の取組に対する国の財政支援(国庫補助率9/10)を創設する。【新規】【財政特例】

(1) AI・IoTを活用した港湾情報の可視化の取組

(2) 自動運航やドローンを活用した輸送に係るシステム導入の取組

(3) その他、スマートポート化の推進に資する取組

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④、P2-⑤、P2-⑥】

- 離島航路・航空路の維持確保を図るため、公共交通事業者の損失について、国・県・市町村が協調して負担しているが、国の補助対象経費は、損失見込額と標準損失額のいずれか低い額等の方法により算定されるため、実績損失額に基づき補助を行う県や市町村の財政負担が大きい。
- さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により離島航路、航空路線の収支は更に悪化しており、財政力が脆弱な地方自治体にとっては過重な負担となっている。
- 多くの有人離島を抱える本県において、島民の生活維持や経済活動を行う上で、海上輸送は欠かせない公共インフラであり、特に離島観光の玄関口として、その島の第一印象の魅力向上に繋がる港湾施設の利便性向上や港湾機能の強化は重要な課題となっている。
- 離島港湾の荷捌き地については、港湾利用者が貨物を引き取る際、炎天下・雨天下での荷役作業を余儀なくされており、生鮮食品等の品質保持にも支障を来している。
- 離島航路の旅客待合所は、修学旅行生などの団体旅行客の待機場所としては狭隘であり、沖縄特有の強い日差しにさらされる屋外での待機を余儀なくされている。沖縄観光の魅力向上を図るため、天候に左右されず安全性・利便性を確保することが課題である。
- 離島航路における海上輸送の安全性・定時性・安定性の向上及びコスト低廉化を図るため、AIやIoTを活用した港湾情報の見える化や、自動運航に係るシステム導入等の取組により物流の強靱化・省人化を図るなど、港湾のスマートポート化への対応についても検討課題となっている。

- 沖縄県内の離島を結ぶ交通機関は、船舶又は航空機に頼らざるを得ず、離島振興や定住条件の整備を図るためには離島航路・航空路を安定的に維持確保する必要があるため、離島航路・航空路の安定運営に資する特例措置の創設が不可欠である。
- 地元住民や観光客が安全かつ快適に港湾を利用できるよう港湾施設の利便性を高め、今後の進展が予想される離島人口の減少及びそれに伴う港湾の労働力不足に対応するとともに、離島航路の持続性を確保するため、情報通信技術等の活用により人流・物流機能の効率化・強靱化についても早急に対応していく必要がある。

**担当部課** 企画部 交通政策課、土木建築部 港湾課

#### 関連する施策展開

なし

将来像	Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
基本施策	(6) 離島における安全・安心の確保と魅力ある生活環境の創出
施策展開	—

## 提案する制度名 離島活性化推進制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

**目指すすべきた**

- 離島にいながら高い生活水準を享受できる環境づくりを基本方向に、離島における安全・安心な生活の確保とともに、人々が訪れ、住みたくなる魅力ある生活環境の創出を目指す。
- 島々の資源・魅力を生かし、潜在力を引き出す産業振興を推進するとともに、各島の特性を生かした持続可能な産業・雇用の創出と地域経済の好循環を目指す。



## 制度概要

1. 沖縄の離島が海洋環境の保全等に重要な役割を担っている一方で、厳しい自然的・社会的条件に置かれていることに鑑み、離島市町村(18市町村)が実施する地域の活性化に向けた次の取組に対する国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】

- (1) 産業振興に資する事業
- (2) 定住条件整備に資する事業
- (3) その他離島市町村の活性化に資する事業

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-②、P1-③、P2-④、P2-⑥、P3-⑦、P4-⑨、P5-⑩】

### （定住条件の整備）

- 本県は、東西約1,000km、南北約400kmの広大な海域に大小160の島々が点在する海洋島しょ圏である。沖縄の離島は、個性ある伝統文化や豊かな自然環境といった魅力を持っている一方で、離島が持つ遠隔性や狭小性は、生活していく上で様々な「シマチャビ(離島苦)」を生み、人口流出や高齢化の要因となっている。
- このことから、本県では離島における定住条件の整備を図るため、空港・港湾などの交通体系の整備拡充や情報インフラの整備などに取り組んできた。本県では、県民全体で離島地域を支える仕組みを構築するとともに、離島住民が安心して暮らし続けることができるよう、交通、生活環境基盤、教育、医療等の各分野において定住条件の整備を図るため、様々な施策を推進している。
- しかしながら、沖縄本島の人口は、昭和50年から平成27年にかけて約1.4倍に増加する一方、離島地域は一部離島を除き、多くの離島で人口減少が進んでいる。離島の人口減少の背景には、定住の条件となる生活基盤が十分に整っていないことが挙げられることから、引き続き各種生活基盤の整備を進めるとともに、交通基盤の整備や交通ネットワークの充実強化、交通コスト・生活コストの低減等に向けて取り組む必要がある。
- 離島の中でも小規模離島自治体の財政基盤は脆弱な上、水道事業や廃棄物処理などで広域的な対応が困難なことから、高コスト体質となっている。また、人口規模や経済規模が小さいことから、医療、福祉、電力、水道、情報通信などのサービスが十分に受けられない又は割高になるなど、生活環境基盤において本島との格差は依然として残っている。

### （産業振興）

- 県内の離島の多くは、経済・行政などの中心から遠く、人口規模や経済規模が小さいといった不利性を抱えている。復帰直後の離島地域は、こうした不利性から社会経済の発展が阻害され、社会基盤や産業基盤の整備が立ち遅れている状況であった。
- こうした離島地域の振興は、昭和47年に策定された沖縄振興開発計画でも重要な柱として位置付けられた。本県では、離島の住民が住み慣れた島で安心して暮らし続けられるよう、離島の魅力を生かした観光の振興や、離島地域の基幹産業である農林水産業の振興等に取り組んできた。
- これにより、離島への観光客数については、平成29年には414万人に達し、昭和58年の98万人から約4倍となった。また、離島の農業生産については、平成30年度のさとうきび生産量が61.6万トン、平成29年の野菜・果樹の生産量が1万4,364トン、平成30年の家畜飼養頭数が5万4,750頭となっている。
- 本県では、離島の持つ活力の維持・向上に向けて、観光リゾート産業、農林水産業等、地域に根ざした産業の総合的・一体的な振興を図ることで、地域経済の活性化、雇用の場の創出、交流人口の増大を目指す取組を進めている。

- 有人無人160の島々から構成される本県は、海洋島しょ圏として我が国南西端に位置し、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全等に重要な役割を担っており、その役割が十分に発揮されるよう、離島の抱える厳しい諸条件の改善を図る必要がある。
- このためには、離島における安全・安心の確保と魅力ある生活環境の創出に向けて、定住促進、子育て支援の充実、また、移住やワーケーションの促進にも資するインフラ・公共サービスの整備、都市部と同様に業務等が実施できる環境の構築など、離島の不利性克服と持続可能な地域づくり(生活、雇用等)の推進が必要となっている。
- また、離島地域が抱えている不利性(交通・運輸、物流・流通、人材等)の克服とともに、島々の諸条件と生活環境に適合・調和する産業を振興し、高付加価値の創出と島内を含む経済循環の向上にも取り組む必要がある。
- 平成29年に内閣府沖縄担当部局予算に「沖縄離島活性化推進事業費」が創設され、沖縄の離島市町村(18市町村)が実施する産業振興に資する事業や定住条件整備に資する事業に交付されている。令和4年度以降も離島市町村がその活性化に向けた取組を円滑に推進するため、当該事業費を沖縄振興特別措置法の規定に基づく財政支援とする必要がある。

(内閣府沖縄担当部局予算)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
沖縄離島活性化推進事業費	1,080百万円	1,153百万円	1,200百万円	1,480百万円	1,480百万円

## 担当部課

企画部 企画調整課、地域・離島課

### 関連する施策展開

- 3-(9)-ア 離島ごとの環境・特性を生かした農林水産業の振興
- 3-(9)-イ 地域資源を活用した特産品の振興
- 3-(9)-ウ 持続可能で高品位な離島観光の振興
- 5-(5)-ア 離島における公平な教育機会の確保と学習環境の充実
- 5-(5)-イ 離島地域の活性化と持続可能な発展を担う多様な人材の育成・確保

将来像	Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
基本施策	(7) あらゆるリスクに対応する安全・安心な島づくり
施策展開	イ 大規模災害時に備えた強くなやかな県土づくりの推進

## 提案する制度名 社会基盤等の防災対策の推進

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

目指すすぎた

- 予防的対策を含む機能維持・強化や地震対策、治水・浸水・津波・高潮対策、土砂災害対策等の取組が図られた、自然災害に対する備えが行き届いている社会。

## 制度概要



### <自然災害の防止>

1. 自然災害の防止対策を推進するため、次の国の財政支援を拡充する。【新規】【拡充】【財政特例】
  - (1) 次の土砂災害を防止するため実施する対策又は調査に係る国庫補助率を8/10に引き上げ
    - ア 急傾斜地崩壊防止対策
    - イ 地すべり防止対策
    - ウ 土砂災害防止法に基づく基礎調査
  - (2) 津波・高潮ハザードマップの作成支援を津波・高潮からの避難を促進する施設整備と併せて実施する場合に限るとの要件を廃止し、国庫補助率を9/10に引き上げ
  - (3) 市町村が管理する準用河川に対する国庫補助の対象範囲を二級河川と同程度まで拡大するとともに、国庫補助率を9/10に引き上げ

## ＜消防力の強化と離島の消防非常備町村における消防防災体制の強化＞

1. 本県の消防力の強化に向け、次の国の財政支援を拡充する。【拡充】【財政特例】
  - (1) 沖縄振興特別措置法別表(第105条関係)第14項の規定で国庫補助率の引き上げがなされているものの、いわゆる三位一体の改革で一般財源化の対象とされたため廃止された国庫補助金で、一般財源化の対象とされていない国庫補助率の嵩上げ分に相当する国庫支出金
  - (2) 次の補助金交付要綱における国庫補助率を2/3へ引き上げ
    - ア 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱
    - イ 消防防災施設整備費補助交付要綱
2. 離島の消防非常備町村の消防防災体制強化のため、次の経費に対する国の財政支援(国庫補助率10/10)を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 消防非常備町村の消防に関する業務の委託費
  - (2) 大規模災害及び特殊災害時等に離島の被災町村へ応援を行った市町村が負担した経費

## ＜無電柱化の推進、小規模離島における情報通信基盤の強靱化＞

1. 次の費用について、国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 電線管理者が県又は市町村の要請に応じて電線類の地中化を実施した場合、県や市町村が電線管理者への補償又は補てんに要する費用
  - (2) 小規模離島地域における情報通信基盤の強靱化に向けて、光ファイバ及び通信設備等の地下埋設に要する費用【再掲】

## ＜住宅・建築物の耐震化の推進＞

1. 県内の住宅及び建築物の耐震化を推進するため、国の財政支援を拡充する。【拡充】【財政特例】
  - (1) 耐震診断・補強設計に係る国庫補助率を1/3から8/10へ引き上げ
  - (2) 改修、建替え又は除去に対する国庫補助率を11.5%から8/10へ引き上げ

## ＜公立学校施設の防災機能の強化＞

1. 防災機能を強化に向けた公立学校の整備に対する国の財政支援を拡充する(国庫補助率を1/3から3/4へ引き上げる。)。【拡充】【財政特例】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-③、P2-⑥、P3-⑦】

### <自然災害の防止>

- 県内には急傾斜崩壊危険箇所が708箇所、地すべり危険箇所が88箇所、土石流危険溪流が236箇所ある。急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設の整備は、復帰後から取り組みが進められてきたが、令和元年度末時点における危険箇所に対する整備率は、急傾斜崩壊対策事業が16%、地すべり対策事業が30%、砂防事業が23%と低い水準にある。
- 本島中南部の平地部の多くは、駐留軍用地に占有されており、地形条件の悪い丘陵地や急傾斜地周辺へ居住区域が拡大していることから、危険箇所に国道や人家、公共施設など多くの人命や資産が集積している。特に中頭東部地区は、地すべりを起こしやすい地質（島尻泥岩）が広く分布しており、地すべりによる人的被害の危険が高い。
- 加えて、土砂災害防止施設の老朽化も進行しており、機能が著しく損なわれている施設もあることから、計画的な改築等の実施が求められているものの、国庫補助率は急傾斜地崩壊防止施設を整備する事業では全国一律の1/2、地すべり防止施設を整備する事業では6/10と、国庫補助率が低いことから、施設の新設と更新の計画的な実施に長期間を要する。
- 津波・高潮ハザードマップ支援に係る国の財政支援は、退避施設等の整備と併せて作成する場合に限られており、県内全域の津波災害警戒区域、水位周知海岸及び高潮浸水想定区域の設定に必要な各種検討、調査、シミュレーション等は対象外となっている。このため、今後の水防法に基づく水位周知海岸及び高潮浸水想定区域の指定や、気候変動に伴う潮位上昇による浸水想定の見直しに必要な検討、調査等の実施にあたっては、長期間を要する。
- 河川整備については、復帰後から高率補助制度を活用し、国場川など8河川で、本格的な整備が始まり、これまでに54河川で改修事業を行ってきたが、市町村の管理する準用河川については、国庫補助率が低いことなどの理由から、整備が進んでおらず、未整備の箇所も多数あり、加えて、維持管理費の確保にも支障をきたしている状況にある。

### <消防力の強化と離島の消防非常備町村における消防防災体制の強化>

- 沖縄振興特別措置法及び同法施行令において消防施設強化促進法第3条に掲げる設備整備について国庫補助率の嵩上げが規定されている。しかしながら、三位一体の改革の際に国庫補助金は廃止され、普通交付税で措置されることとなったものの、嵩上げ相当分は平成23年度で沖縄振興特別交付金が廃止されて以降、措置されていない状況にある。
- 離島、島しょ県で他県と海を隔てているため、大規模災害時に他都道府県からの応援を受けるまでに時間を要することから、一定時間を持ちこたえる体制の整備が必要であり、消防力の維持・充実が重要となっている。また、県内には広大な範囲に多くの離島が点在していることから、これらの地域で大規模災害が発生した際に、迅速に応援ができる体制を構築する必要がある。
- さらに、観光客の受入体制強化の面から、増加傾向にあるマリレジャーの際の海難事故、レンタカーによる交通事故、山での遭難事故等に対する救急・救助等の消防防災体制の強化が求められている。
- 加えて、多くの米軍基地があることから、米軍航空機等の墜落などの重大な事故の発生リスクが高く、消火活動にあたる消防本部の放射線防護対策等も含め、対応資機材の確保が課題となっている。

- しかしながら、国が定める消防力整備指針に基づく令和元年度消防施設整備計画実態調査において、沖縄県の消防施設の整備は全国平均より全て低く、消防ポンプ車は全国最下位となっているなど消防資機材の追加整備が必要である一方で、台風常襲地であることなどから塩害等による消防庁舎や車両の劣化・老朽化が早い環境下にあるため、計画的に更新を行う必要がある。
- また、県内12離島町村においては、消防本部が設置されておらず、役場職員や一般の方が消防団員を兼ね、消防の専門的な知識や高度な技術が不足している中で消防活動にあたっている状況にある。

消防本部が設置されていない  
市町村の状況（平成31年4月時点）

沖縄県	全国	(参考) 全国市町村数
12町村	29町村	1,724市町村

### <無電柱化の推進、小規模離島における情報通信基盤の強靱化>

- 台風常襲地帯である本県では電柱倒壊が頻発しており、電柱に共架している電線や光ファイバ等の断線による停電や携帯・固定電話、インターネット等の通信障害が発生するなど、住民生活や事業活動に多大な影響を及ぼしている。また、電柱の倒壊は緊急車両等の通行に支障を来すなど災害時の救助・避難活動等の大きな支障となるとともに、道路上にある電柱、電線は、沖縄環境の魅力の一つである景観を損ねている。
- 無電柱化の実施については、道路管理者と電線管理者が事前に合意し、それぞれ費用負担のもと推進しているが、電線管理者の負担も大きいことから、新たな無電柱化の路線合意には時間を要している。
- また、小規模離島地域においては、地理的条件や採算性の問題から民間事業者による情報通信基盤の地下埋設が進んでおらず、通信障害の復旧作業に係る資材や人員確保に時間を要し、通信障害が長期化していることが多くある。



### <住宅・建築物の耐震化の推進>

- 国は令和7年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消するという目標を掲げており、本県も沖縄県耐震改修促進計画において、国と同じく目標を掲げ、その達成に向けて取り組んでいる。
- しかしながら、唯一の地上戦となり県土が焦土化しその後の米軍統治下にあった沖縄においては、鉄筋コンクリート造の住宅が多く建築されており、台風・シロアリ被害が多いこともあって、木造住宅の多い本土とは異なる環境下にある。
- 現行の制度の下での鉄筋コンクリート造建物の耐震診断・耐震改修のための費用は、木造に比べて一般的に高額となっており、建物の多くコンクリート造である本県においては経済的負担が大きいことなどから、耐震診断や改修・建替等が進んでいないのが現状である。

(参考)床面積が100㎡程度の木造住宅と鉄筋コンクリート造住宅の耐震

診断費の想定(国庫補助率1/3、地方負担1/3、個人負担1/3、補助対象事業費限度額13.6万円/戸)

- ・ 木造の場合 : 約30万円 … 個人負担21万円
- ・ 鉄筋コンクリート造の場合 : 約90万円 … 個人負担81万円 【約60万円の違い】

### <公立学校施設の防災機能の強化>

- 全国的な大規模災害を背景に、文部科学省から公立学校施設の早期耐震化の方針が示され、本県及び県内市町村も高率補助制度を活用し耐震化を推進しており、耐震化率は大きく向上したものの、建築非構造部材の耐震対策工事及び屋外防災施設の整備などは高率補助制度の対象外となっており、当該部分に係る整備の実施状況は全国に比べ、著しく低い状況にある。
- また、亜熱帯海洋性気候に属し、周囲を海に囲まれていることや台風が常襲することで塩害や暴風等の厳しい環境下におかれている本県の学校施設は、劣化の進行が早く、維持管理に要する費用負担が大きくなっている。また、島しょ県であることで、整備に要する資材調達や人員の確保の面で大きな負担が生じている。
- 児童・生徒の安全安心な学習環境を確保するほか、地震等の大規模災害の発生時に学校施設が担っている災害応急対策の実施拠点や避難場所・避難所などの防災拠点としての役割が果たせるよう、施設機能の維持に向けた適切な更新が求められている。

### <自然災害の防止>

- 住宅地に適した平野部を米軍基地に専用され、地形条件の悪い丘陵地や急傾斜地周辺へ居住区域が拡大し人的被害の危険が高まっていることから、現行の全国と同程度となっている国庫補助率を引き上げ、早急に急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設の整備を進めると同時に、老朽化が進む既存施設についても計画的な整備を実施する必要がある。また、ハード対策と併せて、土砂災害警戒区域等の指定を促進し警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト面での対策が円滑に進められるよう、国庫補助率を引き上げて基礎調査の実施促進を図る必要がある。
- また、広大な海域に多くの有人離島が点在し、多くの有人離島を有し、多くの観光客も訪れる本県において、津波・高潮ハザードマップの基礎となる各浸水想定と区域の指定を行うことは防災体制を構築する上で重要であることから、国の財政支援の下で、早急に津波・高潮の浸水想定調査等を実施し災害発生に備える必要がある。
- 市町村が管理する準用河川の整備が進んでおらず、今なお、水害が発生している状況にあることから、国庫補助の対象を拡大するとともに国庫補助率の引き上げ、河川流域の住民の安心安全の確保を早急に確保する必要がある。

### <消防力の強化と離島の消防非常備町村における消防防災体制の強化>

- 本県は、離島、島しょ県で他県と海を隔てているため大規模災害時に他都道府県からの応援を受けるまでに時間を要することから一定時間を持ちこたえる体制の整備や、観光立県として観光客の受入体制の強化に向けて、早急に消防力及び消防防災体制の充実を図るため、国の財政支援を拡充する必要がある。

### ＜無電柱化の推進、小規模離島における情報通信基盤の強靱化＞

- 台風常襲地の本県においては、安心・安全な住民生活や事業活動に向けて、電柱に共架している電線や光ファイバ等の埋設を推進することが急務であることから、国の財政支援の下、電線管理者の負担軽減を図り、合意路線以外においても無電柱化を推進する必要がある。
- また、小規模離島においては、地理的条件や採算性の問題から民間事業者による情報通信基盤の地下埋設が進んでいないことから、国の財政支援を設け、情報通信基盤の地下埋設による強靱化を推進する必要がある。

### ＜住宅・建築物の耐震化の推進＞

- 戦後の歴史的な背景から鉄筋コンクリート造の建物が多い沖縄においても、本土の多くの住宅と同程度の住民負担で、耐震化診断・補強設計と改修・建替等が実施できるようにするため、国の財政支援の拡充を図り地方負担を廃止することで、令和7年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消する取組を推進する必要がある。

### ＜公立学校施設の防災機能の強化＞

- 大規模災害発生時に学校施設の担う防災拠点としての機能が適切に維持・更新されるためには、現在、高率補助制度の対象外となっている建築非構造部材の耐震対策工事及び屋外防災施設の整備などの部分も対象に追加し、整備を促進する必要がある。

#### 担当部課

知事公室 防災危機管理課、企画部 情報基盤整備課、農林水産部 農地農村整備課、森林管理課、土木建築部 道路管理課、河川課、海岸防災課、建築指導課、教育庁 施設課

#### 関連する施策展開

なし

将来像	Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
基本施策	(7) あらゆるリスクに対応する安全・安心な島づくり
施策展開	イ 大規模災害等に備えた強くしなやかな県土づくりの推進

## 提案する制度名 社会基盤等の長寿命化対策

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

目指すすがた

- 復帰後大量に整備された社会基盤施設が、令和17年にはインフラ施設の半数以上が50年を経過することから、個別施設計画に基づき必要な点検、診断等を計画的に取り組み、大規模な自然災害や社会基盤等の老朽化の進行から発生するリスクから県民の生命、財産を守る。

### 制度概要



#### <交通施設の老朽化対策、耐震化及び延命化等の推進>

1. 現行の道路老朽化対策に対する国の財政支援とは別に、離島架橋の老朽化対策及び耐震化に対する国の財政支援(国庫補助率9/10)を創設する。【新規】【財政特例】
2. 空港施設の耐震・老朽化対策等に対する国の財政支援を次のとおり拡充する。【拡充】【財政特例】
  - (1) 補助対象に空港建築施設(ターミナルビル、電源局舎等)を追加(国庫補助率9/10)
  - (2) 補助対象(土木施設)の事業採択下限額を1億円から250万円へ引き下げ
3. 港湾施設の延命化に対する国の財政支援を次のとおり拡充する。【拡充】【財政特例】
  - (1) 国庫補助率を1/3から9/10へ引き上げ
  - (2) 補助対象の下限額を2億円から9千万円へ引き下げ
4. 市町村道の舗装修繕を国の財政支援の対象に追加する。【新規】【財政特例】

### ＜自然災害防止施設の老朽化対策の推進＞

1. 県管理ダムの堰堤改良事業に対する国の財政支援の対象範囲を、総事業費の4億円以上の制限を緩和する。【拡充】【財政特例】

### ＜公立学校施設の老朽化対策＞

1. 老朽化対策のため実施する学校施設の大規模改造及び予防的改修などに対する国の財政支援を拡充する(国庫補助率を1/3から3/4へ引き上げる。)。【拡充】【財政特例】
2. 老朽化した学校給食施設の改築に対する国の財政支援を拡充する(国庫補助率を1/3から3/4へ引き上げる。)。【拡充】【財政特例】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-③、P2-④、P2-⑤、P2-⑥、P3-⑦】

### ＜共通＞

■ 本県は、東西約1,000km、南北約400kmの広大な海域に点在する島々からなる島しょ県であり、37の有人離島を有していることから、多くの公的施設や設備等が存在している。しかしながら、高温多湿な亜熱帯海洋性気候であり、台風の常襲、冬期季節風から供給される飛来塩分による塩害のほか、強い紫外線に晒されているなど非常に厳しい劣化環境であることから、施設や設備等の劣化が著しい状況となっている。その多くは、米軍統治下では整備されず復帰に伴い整備されたものが多く、復帰50年の節目を目前に控え、大量に更新時期が到来している状況にある。また、復帰後に整備された施設・設備等の中には、現行の耐震基準を満たしていないものも多くあることから、早急な耐震化が必要となっている。

### ＜交通施設の老朽化対策、耐震化及び延命化等の推進＞

- 県内の離島架橋は、通行無料区間で日本最長の伊良部大橋(L=3,540m)をはじめ21橋あり、そのうち13橋が200m以上の長大橋となっている。これらの離島架橋については代替路がなく、橋梁が通行ができない場合、島が孤立してしまい、医療、教育、福祉等様々な面において多大な影響が生じるため、早期の老朽化対策、耐震化が必要とされている。
- また、離島架橋は海上に位置し、特に厳しい塩害環境下にあることから、老朽化の進行が著しく、H8道路橋示方書が策定される以前に建設された池間大橋や浜比嘉大橋など6橋の離島架橋については耐震化が必要となっている。さらに、早期に対策を講ずる必要のある「健全度Ⅲ判定」の離島架橋は瀬底大橋や伊計大橋など5橋(令和元年度末時点)がある。

- しかしながら、離島架橋は海上に位置していることから、修繕・耐震補強に要する費用が通常の橋梁よりも大きいこともあり、県全体の橋梁補修、耐震補強に係る予算を圧迫していることから、離島架橋の修繕・補強対策に必要な予算を十分措置できていない状況にある。
- 本県は全国で最も多い12の空港を管理している(2番目は鹿児島県で7空港)。特に、潮風など塩害環境の厳しい場所に空港建築施設が存在しているため、一般的な耐用年数と比べて劣化の進行が早く、管理する空港の数も多いこともあいまって、機能維持のための更新に多額の費用を要している。
- 県内の離島空港は、離島地域の人流と物流を支える基礎的な社会基盤として重要な役割を担うとともに、震災発生時には防災・輸送拠点としての役割も担っている。しかし、現在、多くの空港建築施設の老朽化が進んでいること、及び予算措置が十分になされず耐震化が進んでいないことにより、発災時に施設が損傷し、災害復旧活動や旅客の安全確保に多大な影響を及ぼすことが懸念される。
- 復帰前の本県の港湾は、当時の利用形態に即して整備されていたため、復帰後は船舶大型化への対応に向けた整備など集中的に推進し、離島住民の移動手段の確保を図ってきたものの施設の老朽化が進み、今後は多くの港湾で更新時期が到来することが見込まれている。
- 県内の港湾は、離島地域への人流・物流を支える基礎的インフラとして重要な役割を担っており、定期航路等の安定的な運航を支えるため、老朽化が進行する港湾施設に対する計画的な長寿化対策の推進に取り組む必要がある。また、観光立県であることから観光客の受け入れ体制の強化に向けた観光客が安全に利用できる港湾の整備に早急に取り組む必要がある。
- また、県内の陸上交通のほとんどが道路に依存しており、市町村道は日常生活に密着した重要な社会インフラである。県内の市町村は16,607路線、約6,540kmの道路を管理しており、平成30年度現在の舗装率は40.8%となっているが、その舗装修繕には主に市町村の単独事業で実施している状況にある(県道の補修修繕は沖縄公共投資交付金の対象)。市町村道の担っている県民や来訪者の移動円滑化、生活の質向上、公共交通機関、物流の点での重要な役割を果たし、高齢者や交通弱者の安全・安心のためにも、道路舗装の適切な維持管理は重要である。

#### <自然災害防止施設の老朽化対策の推進>

- 県管理のダムは6ダムあり、復帰後から平成初期にかけて集中的に整備されてきた。今後、機能維持のための設備更新や老朽化に伴う大規模な修繕のための財源の確保が課題となっている。
- 堰堤改良事業の交付対象事業の要件は、総事業費4億円以上のダムとなっている。6つの県管理ダムのうち、総事業費4億円以上のダムは3ダムで、残りのダムは交付対象外となっており、長寿化計画において今後の10年間で維持修繕に要する費用は約11億円と大規模な修繕が必要となっている。

#### <公立学校施設の老朽化対策>

- 復帰後、沖縄の学習環境を改善するため公立学校の整備が促進されたものの、旧耐震基準の建物や、コンクリート中の塩分総量規制前の建物となっていた。このため、これまでの老朽化対策は、主に改築によって実施している状況にある。沖縄の厳しい環境下にあることで学校施設の劣化の進行が早く維持管理に要する費用負担が大きくなるとともに、島しょ県であることから整備資材の調達費用や人員の確保の面で大きな財政負担が生じている。

- これらのこともあり、本県の公立学校の老朽化対策の実施状況は全国と比べ著しく低い状況にあり、今後、児童生徒の学習環境の確保に支障をきたすおそれがある。また、これまでに整備した学校給食施設の老朽化が進み、更新時期を迎える市町村からは、当該施設の更新を対象とする国の財政支援の創設を要望する声がある。

#### <交通施設の老朽化対策、耐震化及び延命化等の推進>

- 離島架橋については代替路がなく、橋梁が通行ができない場合に島が孤立してしまい、医療、教育、福祉等様々な面において多大な影響が生じるため、早期の老朽化対策・耐震化を実施する必要があることから、沖縄振興公共投資交付金及び道路メンテナンス事業費補助とは別に、内閣府沖縄担当部局において、離島架橋に特化した国の財政支援を創設し、対策を行う必要がある。
- 全国で最も多い12の県管理空港を有し多額の維持管理費を要しており、また、港湾についても、住民生活を支えるとともに、利用客の増加が見込まれることから、引き続き快適でより安全・安心な航空路・航路の確保を図るため、施設等の適宜更新に対する国の財政支援の拡充を図る必要がある。
- 鉄軌道のない本県において、市町村道は日常生活に密接な道路であるとともに、レンタカーによる観光の観点からも道路は重要な社会インフラとなっている。しかしながら、その舗装修繕の多くは自治体単独費でまかなわれており、自治体の予算を圧迫し、道路の管理に支障をきたしている。このため、市町村道の舗装修繕を財政支援の対象に追加する必要がある。

#### <自然災害防止施設の老朽化対策の推進>

- 復帰後から平成初期にかけて集中的に整備されてきた県管理ダムについて、機能維持のための設備更新や老朽化に伴う大規模な修繕が予想され、多額の財源を要することが見込まれている。現行では国の財政支援の対象外となっている3つの県管理ダムまで支援対象を拡大し、計画的に設備更新・老朽化対策を実施し、治水や安定的な水資源の確保を図っていく必要がある。

#### <公立学校施設の老朽化対策>

- 今後、公立学校施設については老朽化や耐久性の低下を予防するための取組が中心となってくるが、その対応には膨大な維持・更新費用が必要となることから、維持更新費の平準化に向けた取組を進め、児童生徒の学習環境の確保を図るため、老朽化対策に対する財政支援を拡充する必要がある。

#### 担当部課

土木建築部 道路管理課、河川課、港湾課、空港課、教育庁 施設課

#### 関連する施策展開

なし

将来像	Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
基本施策	(8) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決
施策展開	ア 米軍基地から派生する諸問題の解決に向けた対応

**提案する制度名** 米軍活動に起因する環境問題への対応

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	○

**目指すすべきた**

■ 米軍活動に起因する環境問題を解決することで、良好な生活環境を確保し、県民の安全・安心を実現するとともに、沖縄の豊かな自然環境を劣化させることなく次世代へ継承することを目指す。

## 制度概要

6  
安全な飛行機  
を世界中に

11  
住み続けられる  
まちづくりを

**<米軍の運用に伴う航空機騒音問題等への対応>**

1. 沖縄振興特別措置法に、米軍の運用に伴う航空機騒音（低周波音を含む。）、悪臭等について、国へ次の(1)及び(2)の実施を義務づける。【新規】【その他】
  - (1) 航空機騒音、悪臭等の環境調査
  - (2) (1)の調査の結果、判明した問題点の改善に必要な措置
2. 米軍の運用に伴う航空機騒音等について、県又は市町村が次の(1)及び(2)を実施した場合、その実施に要した費用に対する国の財政支援（国庫補助率10/10）を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 環境調査
  - (2) 環境調査のための機器の購入、維持管理

## ＜米軍活動に起因する環境汚染への対応＞

1. 沖縄振興特別措置法に、米軍活動に起因して環境に影響を及ぼす可能性がある事象が確認され、又は事故が発生した場合、国へ次の(1)から(3)の実施を義務づける。【新規】【その他】
  - (1) 水質汚濁、土壌汚染、モニタリング等の環境調査
  - (2) 原位置浄化、掘削除去等の汚染の除去の措置
  - (3) その他の取り組み(封じ込め、不溶化、盛土、舗装、汚染除去後のモニタリング等)
2. 米軍活動に起因して環境に影響を及ぼす可能性がある事象が確認され、又は事故が発生し、県又は市町村が次の(1)から(3)を実施した場合、その経費に対する国の財政支援(国庫補助率10/10)を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 水質汚濁、土壌汚染、モニタリング等の環境調査
  - (2) 掘削除去、浄水場における粒状活性炭取替等の汚染の除去の措置
  - (3) その他の取り組み(汚染除去後のモニタリング等)
3. 水質汚濁防止法、土壌汚染対策法等の対象とならない次の(1)及び(2)の米軍基地特有の化学物質を環境調査、汚染の除去等の対象とする。【新規】【その他】
  - (1) 国内法使用禁止等物質(化学物質審査規制法の第一種特定化学物質等)
  - (2) 基地内相当量使用物質(弾薬成分等)

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P3-⑦、P4-⑧】

## ＜米軍の運用に伴う航空機騒音問題等への対応＞

- 米軍飛行場から日常的に発生する航空機騒音は、周辺地域住民の生活環境に悪影響を与えており、航空機という性質上、騒音被害は飛行場周辺のみならず、広範囲に及んでいる。県及び基地周辺市町村では、航空機騒音の常時監視を実施し、測定結果を基に日米両政府に繰り返し航空機騒音軽減要請を行っているにも関わらず、騒音問題は根本的な改善がされていない。
- また、嘉手納飛行場周辺では航空機からの排ガスが原因と思われる悪臭の問題も生じており、県と嘉手納町が悪臭調査を実施している。航空機騒音調査や悪臭調査については、調査委託、調査測定のための機器・設備の導入、維持管理に費用がかかり、自治体の負担になっている。
- 沖縄県では、米軍の運用に伴う航空機騒音について、騒音の常時監視測定に加え、平成27年度に米軍機から発生する低周波音の状況を把握するため、既存の航空機騒音測定局に低周波音自動測定機能を追加整備し低周波音の観測を開始した。これら調査の結果をもとに、米軍等関係機関に対し、航空機騒音の軽減等の要請を実施してきた。

(参考) 米軍の運用に伴う航空機騒音等について、地元自治体の費用負担で環境調査を行った事例(平成24年度～令和2年度(令和2年12月末時点))

- 1 沖縄県 嘉手納飛行場や普天間飛行場周辺の航空機騒音常時監視測定、嘉手納飛行場周辺の悪臭調査

### <米軍活動に起因する環境汚染への対応>

- 日米地位協定上、米軍の公務執行中の行為には日本国内法は適用されず、米国の法令の適用も原則合衆国の領域内に限定されている。現在、在日米軍は、「日本環境管理基準(JEGS)」に基づき環境管理を行い、「米国外の環境汚染の改善(国防省訓令4715.08)」に基づき環境汚染に対処しているが、いずれも米軍の内部規程であるため、その運用実態は一般には公表されていない。
- 米軍活動に起因する環境問題は、原因者負担の原則により、米国の責任により解決すべきであるが、現行の法体系では環境調査、汚染の除去等の実施が米軍の判断に委ねられ、十分な対策が講じられていない状況にある。
- 跡地利用推進法では、基地返還後、土地を所有者等に引き渡す前までに、支障除去を国が講ずることとなっているが、法の対象は返還基地であり、運用中の基地や提供施設外は対象とならない。
- 県では、県民の健康保護と生活環境の保全を図る観点から、基地周辺の公共用水域等を継続的に監視するため環境調査を実施することで、在日米軍施設・区域に由来する環境汚染の把握に努めてきた。また、米軍活動に起因する環境問題を解決するため技術的な対応のあり方等を示す「沖縄県米軍基地環境調査ガイドライン」及び米軍基地内の環境情報を集約した「米軍基地環境カルテ」、基地内の地形改変状況を可視化した「地形改変状況可視化マップ」を作成するとともに、米軍活動に起因する環境問題をわかりやすく県民等へ伝えられる人材を育成するため、研修や県民向け勉強会を開催してきた。
- 米軍基地周辺の井戸水等で高濃度のPFOS等が検出され、米軍基地が汚染源である蓋然性が高いと考えられているが、立入調査は実現していない。また、環境省の委託事業について、基地内でのサンプリングが平成26年度以降実施されていない。
- 運用中の基地又は提供施設外で米軍活動に起因して環境に影響を及ぼす可能性がある事象等が確認されたときの環境調査、汚染の除去等の実施主体が明確化されていない。そのため、環境への影響を懸念して地元自治体が調査を行った場合、その費用を原因者ではない地元自治体が負担している。

(参考) 米軍活動に起因して環境に影響を及ぼす可能性がある事象等が確認され、地元自治体の費用負担で環境調査を行った事例(平成24年度～令和2年度(令和2年12月末時点))

- 1 沖縄県 普天間飛行場や嘉手納飛行場周辺の水質調査、有機フッ素化合物対策
- 2 浦添市 キャンプキンザー周辺の水質調査、底質調査、生物調査
- 3 宜野湾市 普天間飛行場周辺の水質調査、有機フッ素化合物対策
- 4 沖縄市 サッカー場の地下水質調査、埋設廃棄物等分析調査

- 5 北谷町 嘉手納飛行場及びキャンプ桑江周辺の水質調査
- 6 金武町 キャンプ・ハンセン周辺の水質調査
- 7 読谷村 返還跡地の環境汚染被覆工事

＜米軍の運用に伴う航空機騒音問題等への対応＞

- 極東最大の米軍飛行場である嘉手納飛行場、それに極めて近接して普天間飛行場が存在しており、両飛行場が周辺市町村に及ぼす航空機騒音の影響は国内他地域と比較しても高いレベルにあることに鑑み、生活環境の保全を図る観点から、米軍の運用に伴う航空機騒音等の問題に関して、基地提供者である国の担う義務及び国の財政支援を法令で明確に定める必要がある。

＜米軍活動に起因する環境汚染への対応＞

- 米軍活動に起因する土壌汚染等の環境問題が発生した場合に、本来は原因者負担の原則により、米国の責任により解決すべきであるが、現行の法体系では環境調査や汚染の除去等の実施が米軍の判断に委ねられており、十分な対策が講じられていない状況にあることから、迅速な環境調査や汚染の除去等を実施するため、基地提供者である国を主体者として法令で明確に定める必要がある。
- 県土の枢要部分を占有する広大な米軍基地や訓練水域・空域の存在する沖縄の特殊事情に鑑み、自然環境の保全及び県民の健康被害の防止を図る観点から、米軍活動に起因する水質、土壌汚染等環境問題に関して、基地提供者である国の担う義務及び国の財政支援を法令で明確に定める必要がある。
- 米軍基地内は、軍事基地であるなどの理由から化学物質の種類と利用に特殊性があり、原則として国内法令が適用されないことから、国内の一般地域では見られない化学物質による土壌汚染が想定される。また、実際に基地周辺の地下水質調査において水質汚濁防止法、土壌汚染対策法等の対象とならない、PFOS等の化学物質が検出されていることから、これら米軍基地特有の化学物質についても環境調査、汚染の除去等の対象とする必要がある。

**担当部課** 環境部 環境政策課、環境保全課

関連する施策展開

1-(2)-イ 水域・陸域・大気・土壌環境の保全・再生

将来像	Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
基本施策	(8) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決
施策展開	イ 残された戦後処理問題の解決

## 提案する制度名 残された戦後処理問題の解決の推進

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	○

目指すすかた

### <国による不発弾等対策の実施>

- 県民の生命と財産を守るため、国、地方公共団体、民間が実施する全ての工事において不発弾探査を実施し、爆発事故のおそれのある不発弾等の早期処理を図る。

### <沖縄戦に起因する所有者不明土地全筆の解消>

- 沖縄戦で登記簿等が焼失し所有者不明となった土地が真の所有者への返還や県又は市町村・利害関係人への帰属により全筆解消され、登記された所有者が当該土地から生じる利益を享受するとともに、土地の円滑・有効な利活用が可能となる。

### <沖縄戦による遺骨収集等の国による取組強化>

- 沖縄戦で亡くなった方々の遺骨収集の取り組み等を強化し、一柱でも多くの遺骨を遺族に返還する。
- 慰霊塔が継続して管理され、戦没者を追悼する思いを後世へと引き継ぐ。

### <避難壕跡の保存と公開に向けた取組の推進>

- 戦後75年が経過し、戦争の悲惨さをどのように後世へと伝えていくかが課題となっていることから、戦跡の修復整備を進め、内部公開などによる平和教育への利活用を図る。

例：沖縄県平和創造の森公園内にある戦跡「マヤーアブ(避難壕跡)」

### <沖縄の潰れ地問題の解決>

- 太平洋戦争中及び戦後において発生し、復帰から約半世紀を経てもなお、筆界不明、所有者不明等のため未買収となっている道路用地の問題の解決。

## 制度概要



### <国による不発弾等対策の実施>

1. 海域を含めた県内の不発弾処理の充実強化及び早期処理を図るため、現在、県及び市町村が実施主体となり担っている不発弾対策の業務を県から国へ変更する。【新規】【その他】
2. 沖縄県の公共工事及び民間工事における不発弾処理探査費用に対する国の財政支援を拡充する(国庫補助率を10/10へ引き上げる。)。【拡充】【財政支援】
3. 不発弾一時保管庫の管理運営を県から国へ変更する。【新規】【その他】

### <沖縄戦に起因する所有者不明土地全筆の解消>

1. 所有者不明土地全筆の着実かつ早期の解消に向けて、次の特例措置を創設する。【新規】【その他】
  - (1) 問題の解決策及びその実施時期ほか、制度提言の実現を記載した国主体の事業計画の策定
  - (2) いわゆる表題部所有者不明土地適正化法の所有者探索について、沖縄戦に起因する所有者不明土地の探索を専属実施する登記官の配置及びその探索経費の措置
  - (3) 表題部所有者不明土地適正化法第3条又は(2)の探索によって所有者等特定不能土地となったもののうち県又は市町村が公共利用する土地について、同法第3章の手続を省略し土地所有権を県又は市町村に帰属
  - (4) 戦後の混乱期から住宅用地として永年賃借し続け、代々居住してきた賃借人及びその家族が、今後も継続して居住するために当該所有者等特定不能土地を購入する際の購入価格を土地評価額の1/2に軽減
  - (5) 民間利用や公共利用されない所有者等特定不能土地の所有権の国帰属又は国管理
2. 1の特例措置を活用した取組を円滑に推進するため、次の経費に対する国の財政支援を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 県又は市町村が公共利用する所有者等特定不能土地の県又は市町村への所有権帰属に要する経費(国庫補助率10/10)
  - (2) 復帰特別措置法第62条の管理者(県又は市町村)における管理に必要な人員配置や直接管理に要する経費(国庫補助率10/10)

- (3) 真の所有者が被った損失(例えば、土地の返還を受けられない)の補償に要する経費(国庫補助率10/10)

### ＜沖縄戦による遺骨収集等の国による取組強化＞

1. 沖縄戦による遺骨を収集する国の取組等を強化するため、国において次の(1)及び(2)を実施し、(3)に係る実施要件を緩和する。【新規】【財政特例】【その他】
  - (1) 沖縄戦、戦争遺跡等について専門的知見を有する職員を戦没者遺骨収集情報センターへ配置
  - (2) 収容した遺骨の適切な保管とDNA鑑定が可能な遺骨を選別する仮安置室兼検体選別室を設置
  - (3) 遺骨の所在場所が判明していないものの、遺骨が存在する可能性が高い大規模壕における国の遺骨収集
2. 県内に建立されている慰霊塔の管理者へ、国が給付金を直接給付する財政支援を創設する。【新規】【財政特例】
3. 民間が建立した慰霊塔で移設等が必要なものについては、その移設等に要する経費に対して国の財政支援を拡充する(国庫補助率を1/2から10/10へ引き上げる。)。【拡充】【財政特例】

### ＜避難壕跡の保存と公開の推進＞

1. 県又は市町村等が実施する避難壕跡の保存と内部公開に向けた修復・整備に要する経費に対して国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】

### ＜沖縄の潰れ地問題の解決＞

1. 沖縄の未買収道路用地に係る国の財政支援の対象となる期間の終期を、サンフランシスコ講和条約発効前(昭和27年4月28日)から沖縄県の本土復帰日前(昭和47年5月14日)へと変更する。【新規】【財政特例】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-①、P4-⑧、P4-⑨、P5-⑩】

### ＜国による不発弾等対策の実施＞

- 先の大戦で大きな惨禍を被った本県においては、戦後75年が経過した今もなお、1,921トン(令和2年3月末時点)と大量の不発弾が残されていると推定されている。令和元年度における不発弾処理実績(陸上部+海域)は、本県が約21.3トンと全国の約36.5トンの約58%と、半分以上が県内で処理されている。

- 過去10年平均の不発弾の年間処理量は約30トンあるものの、その処理には、今後も長期間を要することが明らかとなっており、県や市町村並びに県民にとって大きな負担となっている。
- 戦後、長期間にわたり不発弾処理を実施してきたが、警備、広報その他不発弾対策に係る事務処理のための人件費等を地元自治体が負担している。不発弾の処理は沖縄戦に起因する問題であることから、国の責務の下で、早期処理と地元負担の軽減を講じる必要がある。

#### <沖縄戦に起因する所有者不明土地全筆の解消>

- 戦後75年余を経た現在、永い年月とともに土地所有権を証明する物的・人的証拠の確保はますます困難を極め、所有者が特定される可能性は極めて低い。
- 表題部所有者不明土地適正化法の登記官による所有者探索制度は、防災に主眼を置いた全国一律の選定基準により対象地を選定するため、沖縄戦に起因する所有者不明土地については優先順位が最も低く、探索開始に至らない。探索開始されない以上、所有者が特定されず、登記を改めることができないため、真の所有者に返還されないし、同法の財産管理制度を活用した所有者等特定不能土地の売却処分も見込めない。
- 利害関係人が存在しない所有者等特定不能土地等は同法の財産管理制度での売却処分に至らず、管理者が当該土地を永久に管理し続けなければならないことから、全筆の解消は実現できない。
- 戦後の混乱期から住宅用地として一部の所有者不明土地が賃貸借されており、永年居住のための利用がされてきたにも関わらず、賃借人は管理者の権限との関係上、5年毎に短期賃貸借契約を締結し続けなければならない実態がある。このように、管理者の権限は保存行為、性質を変えない範囲内における利用又は改良の行為に限られ、処分行為となる長期の賃貸借や建物の増改築、土地の購入を希望する賃借人等に売却ができないことから、土地の円滑・有効な利活用が阻害されている。
- 沖縄戦に起因する所有者不明土地問題は国の責任において解決を図るべきだが、管理に必要な人員配置や直接管理に要する経費は普通・特別交付税で措置されておらず、管理者においては専任・複数の職員配置や直接管理経費の予算措置が実現できていない。
- 土地収用法の不明裁決により公共用地として利活用され土地の返還を受けられない場合や貸付料を徴収できず当該利益を還元できないことから返還の際に支障が生じる場合に真の所有者が損失を被るおそれがある。

#### <沖縄戦による遺骨収集等の国による取組強化>

- 平成28年4月に、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」が施行され、遺骨収集等戦没者遺骨に係る施策を国の責任において実施することが明確に規定され、国は令和6年度までを集中実施期間とし、戦没者遺骨収集に積極的に取り組むこととしている。沖縄県は、国からの業務委託を受けて、地域開発等で発見された地表面の遺骨等の収集を行うとともに、埋没壕等に関する情報を国へ提供し調査・収骨を依頼しており、国は、県から提供を受けた情報に基づき、重機等を導入し、大規模壕の遺骨収集を直轄事業で実施している。

- 令和2年3月現在、県内の未収容の遺骨は2,808柱と推定されているが、戦後75年が経過し戦争体験者や遺族の高齢化等により、戦没者遺骨の情報が得られにくくなっていることや、ボランティアの高齢化による遺骨収集作業の人員確保が課題となっている。
- 収容した遺骨は、平成25年度から焼骨を停止し、DNA鑑定を行うため仮安置室で約700柱を保管しているが、同施設は手狭なため、新たな遺骨の保管場所の確保が課題となっている。また、収容した遺骨からDNA鑑定の対象を選定するための専用の作業場所がないことから、より確実に選定するため、併せて確保する必要がある。なお、保管場所及び作業場の確保にあたっては、単なる保管場所及び作業場としてではなく、戦没者の遺骨を安置し、取り扱う場として関係者へ配慮する必要がある。
- 国が大規模壕の遺骨収集の実施箇所を選定するにあたって、遺骨の所在場所が判明していることが要件となっている。しかしながら、戦後75年が経過し、岩盤の崩落、酸素の欠乏などが発生している埋没壕においては、詳細な調査を実施することができず、具体的に遺骨の所在場所を示すことは困難であることから、戦没者の遺骨が残されている場合でも収集事業が実施されない可能性がある。
- 戦没者の遺族や地域住民等が沖縄戦で亡くなった方々への思いを込めて、県内に多くの慰霊塔を建立した。慰霊塔は、戦没者を追悼する重要な役割を担っており、関係者による継続した管理が必要である。しかしながら、県が行った平成30年度管理状況等調査では、442基のうち62基が管理者不明となっていることが判明している。また、戦後75年が経過し、管理者が判明している慰霊塔においても、関係者が高齢化しており、今後の塔の管理のあり方が課題となっている。

#### <避難壕跡の保存と公開の推進>

- 国内で唯一の地上戦の場となり、多くの砲火を受けた沖縄には多くの戦跡が残っている。
- 戦後75年が経過し、多くの戦跡において風化が進んでおり、これまで平和学習の場として活用されてきた戦跡が、現在は立ち入り禁止となっているものも県内各地に多くある。戦争体験者が少なくなる中、後世へと戦争の悲惨さを語り伝えていく平和学習の場として戦跡の活用が求められているものの、安全性を確保するための戦跡の保全・整備が課題となっている。
- 例として、沖縄県平和創造の森公園内にある「マヤーアブ」と呼ばれる鍾乳洞は戦時中に避難壕として利用された戦跡のひとつである。このマヤーアブは、これまで、主に県外の修学旅行生や県内の中高生を対象に平和学習の場として活用されていた。しかしながら、平成29年度の内部調査の結果、亀裂等の危険箇所が25箇所、転石については推定重量20kg～7トンのが82箇所確認され、壕内の大部分について陥没の危険性があることが判明し、現在は、安全性の確保のため、壕内部への立入を禁止している。

#### <沖縄の潰れ地問題の解決>

- 沖縄の未買収道路用地(いわゆる潰れ地)は、沖縄の特殊事情として太平洋戦争中及び戦後において、日本軍、米軍又は当時の行政庁による道路新設又は改築工事の際に、土地の所有権を取得することなく道路敷地に編入された土地である。戦後の混乱した社会情勢において、筆界不明、所有者不明等の問題により、現在においても未買収のままとなっている潰れ地が数多く存在している。

- 復帰後、沖縄復帰対策要綱等に基づき、サンフランシスコ講和条約発効前(昭和16年12月8日～昭和27年4月28日)に発生した幹線市町村道の潰れ地の買収補償は、国の財政支援(国庫補助率8/10)のもと進められてきた。また、同期間に発生した幹線市町村道以外の市町村道の潰れ地の買取補償については、一般補助施設整備等事業債(充当率10/10)の発行で対応しており、後年度に元利償還金の1/2が特別交付税で交付される仕組みのもと進められている。しかしながら、今なお、数多くの潰れ地が存在している状況にある。
- 講話条約発効後に発生した未買収道路用地についても、その原因は戦争に起因するものも多く存在しているものの、国庫補助制度の対象外となっていることから、ぜい弱な市町村財政だけで解決を図ることが困難な状況にあり、市町村から国の財政支援を求める声がある。

### <国による不発弾等対策の実施>

- 沖縄戦に起因する不発弾の処理問題は、解決までに長期間を要することが見込まれており、県民にとって大きな負担を強いることから、国の責任の下で早期解決に向けて不発弾処理を積極的に推進するため、不発弾処理探査費用に対する国の財政支援を拡充するとともに、不発弾探査処理を行う者へ国が直接補助する仕組みへと変更する必要がある。
- 国の責務の下で実施すべき海域を含めた不発弾等対策について、その業務(発注業務、事務処理、警備、広報等)の多くを地元自治体が担い人件費等を負担している。国による積極的な不発弾の処理問題の解決に向けた対策の推進と地元自治体負担の軽減を図るため、不発弾等対策に係る業務については国の業務とする必要がある。

### <沖縄戦に起因する所有者不明土地全筆の解消>

- 沖縄戦に起因する所有者不明土地はもともと県民の貴重な財産である土地が沖縄戦の戦禍によって所有者不明となったものであり、その発生に所有者が負うべき責めは全くない。所有者不明土地に起因する問題の解決にあたっては所有者不明土地全ての解消を目指す必要があり、真の所有者への返還、所有者探索から県又は市町村・利害関係人への帰属までを記載した事業計画を国の責任において作成する必要がある。
- 全国一律の表題部所有者不明土地適正化法の制度では、沖縄戦に起因する所有者不明土地の抜本的解決(全筆の解消)を図ることは困難である。この問題に係る取組を促進し早期の解決を図るため、復帰特別措置法第62条に規定する所有者不明土地の所有者探索を専属実施する登記官の配置や、公共利用する所有者等特定不能土地の所有権を県又は市町村に帰属する特例制度とそれに要する経費に対する国の財政支援が必要である。
- 戦後の混乱期から住宅用地として永年賃借し続け今後も居住する賃借人及びその家族は、これまでの永い年月の間に当該土地の購入資金を調達・造成できた可能性が高いがこれまで法制上購入は不可能だった実態・実情を考慮し、賃借人等が安定した住生活を送れるよう、当該土地の購入経費を軽減する特例制度が必要である。
- 民間利用や公共利用されない所有者等特定不能土地の解消及び当該土地の恒久的な管理に係る管理者の業務負担の解消を図るため、国帰属又は国管理とする特例制度が必要である。

- 県又は市町村の管理者が負担している当該土地の管理に要する経費、真の所有者が被った損失の補償に要する経費に対する国の財政支援が必要である。

#### ＜沖縄戦による遺骨収集等の国による取組強化＞

- 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」において遺骨収集等戦没者遺骨に係る施策を国の責任において実施することが明確に規定され、国は令和6年度までを集中実施期間として戦没者遺骨収集に積極的に取り組んでいる。
- 戦後75年を経てもなお、県内の未収容の遺骨は2,808柱（令和2年3月末現在）あると推定されており、早急な遺骨収集と収容した遺骨の遺族への返還に向けた取組を強化する必要がある。
- 慰霊塔は戦没者の遺族や地域住民等が沖縄戦で亡くなった方々を追悼する重要な役割を担っているものの、関係者が高齢化し今後の管理が危ぶまれるものもあることから、管理の継続に向けて国の財政支援が必要となっている。また、民間団体等が海外に建立した日本人戦没者の慰霊碑等のうち管理状況が良好でないものについては、全額国負担の下で撤去・埋設等を実施している一方で、沖縄戦では軍人、民間、国籍を問わず多くの方々が亡くなり、県内外のさまざまな関係者により県内各地に建立されたものの管理者不明となっている慰霊塔については、「国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金」において補助率は全国同率の1/2（基準額100万円）とされ、一部地元負担が生じることから、全額国庫補助対象とする改正が必要である。

#### ＜避難壕跡の保存と公開の推進＞

- 本県南部圏域は、先の大戦において日本軍の司令部が置かれ、このため苛烈な戦闘に多くの県民が巻き込まれ、犠牲となった地域であり、戦争の悲惨さ、平和の尊さを認識し、20万余の戦没者の霊を慰めることを目的として、糸満市摩文仁（一部八重瀬町）を中心とする地域が沖縄戦跡国定公園に指定されている。
- 沖縄戦の歴史的教訓を次世代に伝え、平和を希求する「沖縄のこころ」の国内外への発信に向けて戦後75年が経過し劣化が進む戦跡を平和教育の場として活用するため、国の財政支援のもと、早急に整備する必要がある。

#### ＜沖縄の潰れ地問題の解決＞

- 現行制度では補助の対象をサンフランシスコ講和条約発効前迄としているが、実際には講和条約発効後に発生した未買収道路用地についても、その原因は戦争に起因するものが多く存在しており、潰れ地は戦後処理問題の一つである。
- サンフランシスコ講和条約発効後に発生した潰れ地の買収補償を市町村だけで解決することは困難であることから、国の財政支援の対象を当該潰れ地まで拡大する必要がある。

#### 担当部課

知事公室 防災危機管理課、総務部 管財課、環境部 環境再生課、子ども生活福祉部 保護・援護課、土木建築部 道路管理課

#### 関連する施策展開

なし

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(1) 県民所得の着実な向上につながる企業の「稼ぐ力」の強化
施策展開	ア 全産業における労働生産性の向上

## 提案する制度名 産業基盤の高度化・効率化による「稼ぐ力」の向上支援制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	○	—

**目指すすがた**

- 県内情報通信関連産業の高度化を図るとともに、県内IT企業が他産業と連携することで、「稼ぐ力」の向上や社会課題の解決に繋げ、リゾート地沖縄を訪れる人々、沖縄で働く人々、沖縄で暮らす人々の誰もが心地よく過ごすことができる未来社会の実現に寄与する。
- 県内中小企業の従業員に対する教育及び訓練を促すことで、従業員の職務能力向上による企業の労働生産性を上昇させ、県民が経済的な豊かさを実感できる社会づくりを目指す。

## 制度概要



### <沖縄デジタルトランスフォーメーション(DX)に対する支援>

1. 沖縄デジタルトランスフォーメーション(DX)を推進する次の取組に対して、国の財政支援(DX促進:国庫補助率9/10、DX促進支援:国庫補助率8/10、DX人材育成支援:国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 沖縄の実情を踏まえ、次のアに掲げる分野において、イに掲げる者が県内IT企業と連携し実施する取組
    - ア 観光、ものづくり、農業、物流等の経済分野及び医療、介護、教育等の社会分野
    - イ 医療法人、社会福祉法人、学校法人及び特定非営利法人等を含む県内中小企業・小規模事業者等
  - (2) 中小企業者向け新事業支援体制「沖縄県プラットフォーム」等の支援機関が実施するア～ウの取組
    - ア (1)の取組を促進するための事業者にする経営・技術相談やDX推進計画作成等に係るハンズオン支援

イ デジタル社会実現に向けたデータ流通基盤構築、データ連携・利活用のための取組やデータ提供事業者へのハンズオン支援

ウ その他デジタルトランスフォーメーションの促進を支援するための取組

(3) デジタルトランスフォーメーションを促進するア及びイの人材の育成支援

ア 県内各産業の人材(経営課題及び業務課題を解決するためのIT戦略立案等ができる人材等)

イ 県内IT企業の人材(高付加価値の情報通信技術・サービスを提供する提案型ビジネスモデルを創出する人材等)

### <人材投資の促進>

1. 青色申告書を提出する県内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者が当該事業年度中に教育又は訓練その他の人材育成を実施した場合、それに要した費用を当該事業年度の所得から控除する法人税の特例措置を創設する。【新規】【税制優遇】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④、P2-⑤】

### <沖縄デジタルトランスフォーメーション(DX)に対する支援>

- 大都市圏から遠く離れた本県では、多くの離島も抱えており、「市場の狭小性」、「市場からの遠隔性」などから、規模の経済が働かず、他の地域と比べて生産効率が上がりにくい経営環境となっている。
- また、新型コロナウイルス感染症の流行は、観光産業を中心とする県内企業の事業環境を極度に不安定化させており、今後、「新しい生活様式」に対応したビジネス転換がすべての産業においても課題となっており、デジタルトランスフォーメーション(DX)推進の重要性が増している。
- 今後、県全体のDXを推進する上で、県内情報通信産業の役割はますます重要となるが、情報通信関連産業の労働生産性は全国平均975.8万円に対して539.3万円(約55.3%)で全国最下位となっており、その要因として、従来の下請け中心の受注型ビジネスモデルから、高付加価値の情報通信技術・サービスを提供する提案型ビジネスモデルへの転換が進んでいないことがあげられる。
- 現行の国の制度として、IT導入補助金の活用促進も図られているが、通常枠(450万円以下)の補助率が1/2となっており、経営の零細性から投資余力に課題を抱える県内中小・小規模事業者にとっては導入に係るコスト負担が重いことや、最新のIT技術導入のノウハウがないため、自社だけでのどのようなIT導入を進めてよいかわからず、補助金活用に向けた具体的提案ができない企業も多い。こうした企業に対しては導入前後のハンズオン支援も含めた、経営規模など実情に即した支援制度が求められている。

### <人材投資の促進>

- 大都市圏から遠く離れた本県では、多くの離島も抱えており、「市場の狭小性」、「市場からの遠隔性」などから、規模の経済が働かず、他の地域と比べて生産効率が上がりにくい経営環境となっている。
- こうした環境下で、県内産業における労働生産性を全国並に引き上げていくには、DXによるビジネススタイルの転換や商品・サービスの高付加価値化に加え、企業の経営力、技術力、販売力等の底上げが不可欠であり、企業を支える人材の高度化は全産業において共通する課題となっている。
- 県内企業の99.9%を経営基盤の脆弱な中小企業（うち約85.8%が小規模企業）が占め、県内労働者の約87.9%が中小企業に従事しており、全国平均の68.8%を大きく上回っている。（平成28年6月時点）。厚生労働省が実施した就労条件総合調査（平成30年実施）では、小規模な企業ほど人材育成に費用を割くことが出来ない傾向にあることが示されている。従業員への教育や訓練については費用負担が先行し収益に反映されるまで時間を要するため、経営基盤の脆弱な中小企業にとって、資金的制約や短期的なリターンが見えづらい人材投資等に対する動機付けは弱い。
- このため、県内中小企業の自主的・積極的な人材育成投資を促し、企業の労働生産性の向上を図るため、継続的な教育及び訓練が実施される環境づくりに向けて、中小企業にとっての人材育成に対する投資をためらう要因を取り除くことが課題となっている。

### <沖縄デジタルトランスフォーメーション(DX)に対する支援>

- 中小零細企業が多く、一人当たりの県民所得が全国最下位の本県においては、企業の稼ぐ力や生産性の向上等に取り組む必要があるが、現行の全国一律の支援ではその取組が進んでいないことから、県内IT企業が県内中小企業のデジタル化やサポートを担うことで、提供・提案型ビジネスモデルへの転換による高度化・多様化を図り、県内中小企業の稼ぐ力や労働生産性の向上を強力に後押しするための財政支援スキームの創設が必要である。
- また、事業者のIT導入とあわせて、社会課題解決に向けたデジタル技術の活用やデータ連携・利活用を全県的に進めていくには県内IT企業及び中小企業支援プラットフォームなど公的な支援機関を有効活用した取り組みを促進する国の財政支援が必要である。

### <人材投資の促進>

- 沖縄県では、労働者の9割近くが中小企業に従事（うち約3割は小規模企業）しているが、小規模な企業ほど人材育成に費用を割くことができない傾向にある。これは、教育訓練の効果が収益向上につながるには時間を要し、費用負担が先行するため、人材育成の実施は経営基盤が脆弱な中小企業にとってハードルが高いとされている。
- このため、個々の企業が経営実態に応じて必要な人材育成を継続的に実施していくためのインセンティブとして、全産業を対象とした税制上の優遇措置を創設することにより、企業規模に応じた効果的な人材育成の取組を促進していくことにより、企業の主体的・積極的な人材育成に向けた投資を誘因することが必要である。

**関連する施策展開**

---

- 3-(1)-イ 中小企業等の経営基盤の強化による「稼ぐ力」の向上
- 3-(3)-ア 戦略的なビジネス展開の促進
- 3-(3)-ウ 多様なニーズに対応できる情報系人材の育成・交流・確保
- 5-(3)-ウ 産業を支える多様な職業能力の育成・開発

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(1) 県民所得の着実な向上につながる企業の「稼ぐ力」の強化
施策展開	イ 中小企業等の経営基盤の強化による「稼ぐ力」の向上

## 提案する制度名 生産性向上促進制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

目指すすべきた

- 県内の創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援、中小企業等の経営革新及び経営力向上、先端設備導入並びに事業継続力強化の支援を行うことにより、中小企業等の経営強化を図り、もって沖縄県の経済振興に資することを目指す。
- 県内中小企業・小規模事業者のIT化の促進による事務作業の自動化、省力化や事業承継等による事業の継続や雇用が維持されることで、労働生産性が低い産業を中心とした労働生産性の向上、雇用者報酬の増加を通じた、県民所得の着実な増加を目指す。

## 制度概要



<生産性向上促進制度>

1. 産業振興のための特別措置として、沖縄経済振興に資すると認められる特定55業種に対する支援を行っているが、近年新たな課題として顕在化された全国一低い労働生産性の克服に向け、幅広い業種の県内中小企業・小規模事業者等を対象に、県が実施する次の取組に対して、国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) IT化の促進を図る次の取組
    - ア 業務効率化やテレワーク推進等に要するソフトウェア及びクラウドサービスの活用支援
    - イ IT専門家を活用した県内中小企業・小規模事業者へのハンズオン支援
    - ウ 県内中小企業・小規模事業者への労働生産性分析調査の実施

- (2) 新しい生活様式に対応するため産業支援団体が実施する次の取組への支援
    - ア 職員間の接触を防止するための情報共有クラウドサービス等や飛沫防止パーティションなど感染防止対策に要する経費
    - イ 事業者等と対面で会議、相談することを防ぐためのWeb会議システム等の整備
    - ウ セミナーを遠隔で実施するためのWebセミナーシステム等の整備
  - (3) 円滑に事業が承継されるための次の支援
    - ア 事業承継計画の実施に要する経費
    - イ 士業など専門家派遣に要する経費
    - ウ 金融機関やM&A等の仲介専門会社に支払う着手金等
  - (4) 事業再編・統合・業態転換に向けた次の支援
    - ア 中小企業等のM&Aに要する設備導入や技術導入等の経費
    - イ 中小企業等の業態転換に要する設備導入や技術導入等の経費
    - ウ 中小企業等のM&A及び業態転換に要する専門家のハンズオン支援に要する経費
  - (5) 労働生産性向上のため実施する設備等の導入やハンズオン支援に要した費用に対する支援
    - ア 中小企業等の機械装置、設備、システム構築等に要する設備導入や技術導入等の経費
    - イ 中小企業等の設備等導入に伴う専門家のハンズオン支援に要する経費
2. 県内中小企業等を対象とする補助金申請について、共通の電子申請システムの構築及びデータ連携のため、県が実施する次の取組に対して国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】
- (1) 申請者の事務負担軽減や離島の申請者が抱える距離の不利性を解消するため、県が出資又は運営を支援している各産業支援団体が扱う補助金及び助成金等について、県内中小企業・小規模事業者の電子申請が可能となる電子申請システムの構築
  - (2) 電子申請を行う中小企業等のデータを、県が沖縄県産業振興公社及び沖縄県ITイノベーション戦略センターなどに集約することによる、データを活用した県内企業の現状や課題を踏まえた販路拡大、雇用対策、融資対策などの取組

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④】

- 本県は、東京などの市場から遠く、島嶼県であるなど高コスト構造を抱えており、製造業などの第2次産業と比べ労働生産性が低い第3次産業が他府県に比して発展している産業構造である。
- 県内企業は、1事業所当たり従業員数が8.6人であり、全国平均10.6人より低いなど、経営基盤が脆弱であり、労働生産性も全国最下位となっている。
- 後継者不在率も各種統計で3年連続全国ワースト1位となるなど、黒字廃業等による県内企業の衰退や雇用喪失を招きかねない。
- 本県における事業所の創業率は全国でも上位にあるものの、廃業率についても全国平均の6.6%と比較して沖縄県が7.2%で上位にある。
- 各産業支援団体は、補助金申請企業の情報を全体で共有しておらず、データに基づく政策決定が不十分である。

- 労働生産性の低さが、1人当たり県民所得の低さの原因となっており、中小企業・小規模事業者のIT化等を推進することで、労働生産性の向上に取り組む必要がある。
- IT化や非対面、非接触、遠隔などの「新しい生活様式」に対応した取組、事業承継等や設備投資の取組を支援し、1事業者当たり従業員数の増加につなげ、労働生産性や稼ぐ力の向上を図ることで、事業革新と雇用の維持を図る必要がある。
- 廃業の防止と経営力の向上に向けた総合的な支援を実施する必要がある。
- 共通の電子申請システムを構築し、補助金申請を電子化することで、本システムを使ったデータ関係の活用により、県内企業の新たなイノベーションに繋げる環境を整備する必要がある。

**担当部課** 商工労働部 中小企業支援課

#### 関連する施策展開

3-(1)-ア 全産業における労働生産性の向上

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(2) 世界から選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革
施策展開	ア 「新しい生活様式」における安全・安心で快適な観光の推進

## 提案する制度名 観光受入体制強化支援制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	○

目指すすがた

- 沖縄県経済を牽引するリーディング産業として、感染症等のリスクやSDGsの展開、IT技術の進化などの外部環境の変化に先んじて対応することで、世界の観光需要に対応した安全・安心で快適な観光地形成を目指す。

### 制度概要



#### <海外旅客の玄関口となる港湾・空港のCIQの体制強化>

1. 海外旅客の玄関口となる本県の港湾及び空港に関して、沖縄振興特別措置法に(1)のことを義務付ける規定を設けるとともに、(1)を可能にする施設整備及び必要な人員の確保を行う規定を設ける。【拡充】【その他】
  - (1) 国際旅客船拠点形成港湾に指定された港湾及び国際定期便が就航している空港を検疫法第3条に規定する検疫港又は検疫飛行場に指定するとともに、税関、出入国管理機関及び動植物検疫機関についても、需要に即して機動的に業務を行う体制を整備すること。
  - (2) 国は、上記(1)に伴い必要となる設備の新設又は増設を行うとともに、関連業務の民間への委託を含めて必要な人員の確保を行うこと。

#### 《参考》 沖縄振興特別措置法

第52条 国は、国際物流拠点その他国際的な貨物の流通及び人の往来のある沖縄の港湾又は空港においてこれらを迅速かつ円滑なものにするため、税関、出入国管理機関、検疫機関及び動植物検疫機関に係る業務について、当該業務を需要に即して機動的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。



「努力規定」を「義務規定」とするとともに、設備の整備及び人員体制の強化を求める。

## ＜観光復興に向けた包括的支援制度＞

1. 「安全・安心の島 沖縄」の構築を推進するため、観光関連事業者が実施する感染症拡大防止に向けた取組に対して、国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】
2. 防疫体制の構築するため、県及び市町村が実施するコロナ追跡アプリやSNS等の情報通信技術(ICT)を駆使した次の取組に対して、国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 県又は市町村が、SNS(LINE)機能を用いた県独自の新型コロナ対策システム(通称RICCA)を活用し、県内の観光関連施設(沖縄振興特別措置法第6条第2項第3号に規定する施設をいう。)で利用できるクーポンを発行する際の支援
  - (2) 本施策推進に必要なシステム開発・運用
  - (3) 本施策普及のためのコールセンター運営、広報宣伝
3. 新型コロナウイルス感染症の流行の拡大に伴って落ち込んだ観光需要を喚起するため、県及び市町村が実施する次の取組に対して、国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 修学旅行で本県を訪れる旅行者に対する航空・船舶運賃への支援
  - (2) 団体旅行で本県を訪れる旅行者に対する貸切バス利用料金への支援
  - (3) 県内滞在中に感染症に感染した旅行者に対する感染によって発生した臨時的な支出への支援
4. 入国制限措置の実施に伴い航路及び航空路の国際線が撤退されることを防ぐため、県が実施する次の包括的な取組の実施に要する費用に対して、国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 運休期間中に航空会社やグランドハンドリング事業が支払う空港ターミナルの家賃について、空港ターミナル会社が減免した場合に補填する取組
  - (2) 国際線と国内線の間を乗り継ぐ際の旅客サービス施設使用料(PSFC)等を空港ターミナル会社が減免した場合に補填する取組
  - (3) 国際線の早期復便を促すため、航空会社へのインセンティブとしてのセキュリティフィーや地上費用の財政的支援を行う取組

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-②、P2-④】

<海外旅客の玄関口となる港湾・空港のCIQの体制強化>

- 現在、国際旅客船拠点形成港湾に指定されている本部港や、国際定期便が就航している新石垣空港及び下地島空港は、今後も訪日観光客の継続的な受入が見込まれているものの、検疫法に基づく検疫港、検疫飛行場等に指定されていない。
- 検疫法第21条では、「最寄りの検疫所の長が許可した場合は検疫港以外でも検疫が実施できる」と規定されているが、確実な検疫の実施が担保されるものではなく、検疫所の置かれた状況に左右されることから、寄港地として選択しづらい環境にあり、海外旅客の玄関口を目指すうえで、CIQの強化が課題となっている。

〈参考〉国際旅客船拠点形成港における検疫港指定状況

拠点指定	H29.7.26						H30.6.29	H31.4.22	
港名	横浜港	清水港	佐世保港	八代港	本部港	平良港	鹿児島港	下関港	那覇港
検疫港	○	○	○	○	×	○	○	○	○

<観光復興に向けた包括的支援制度>

- 今後、落ち込んだ観光需要を取り戻すための前提条件として、新型コロナウイルス感染症流行に備えた防疫フロンティア・沖縄としての「安全・安心の島・沖縄モデル」の構築が課題である。
- 島しょ社会である本県は、これまで海外や県外からの移入型の感染が多く発生し、入域、往来は重要な要素であり、入域者の中の感染者を見つけ、制限することが防疫上有効であり、「接触経路の追跡」が感染症対策の重要な要素となる。県では、コロナ感染対策LINEアプリ等、ITを駆使した防疫体制を推進している。
- また、今後、修学旅行や団体旅行等の需要喚起を促すには民泊事業者や貸し切りバス事業者の感染防止対策や滞在中に感染が発覚した場合の臨時的な費用の支援をはじめ、様々なインセンティブを駆使して失った需要を取り戻していくことが課題となっている。
- その他、国の入国制限措置により、東アジアなどからの直行定期便の路線が廃止されるようなことがあれば、将来的な送客力が弱まり、沖縄観光の回復フェーズに影響を与える恐れがあることから、路線撤退を防ぐことも緊喫の課題である。

<海外旅客の玄関口となる港湾・空港のCIQの体制強化>

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により大打撃を受けた経済の復興に向けて、沖縄が世界的な観光リゾート地としてのポテンシャルを最大限活かし、継続的に訪日観光客を受け入れていくことが重要であり、このために海外旅行の玄関口となる空港及び港湾におけるCIQ体制の強化が必要不可欠である。

<観光復興に向けた包括的支援制度>

- 感染拡大防止策を徹底した「安全・安心の島 沖縄」のブランドを構築・発信しつつ、修学旅行の受入による県外からの観光需要の下支えや国際線の回復に向けた包括的支援等により経済活動を活性化させることで県内事業所の経営支援をしていくためには財政的支援を制度化する必要がある。

担当部課 文化観光スポーツ部 観光政策課、観光振興課、土木建築部 港湾課、空港課

## 関連する施策展開

---

なし

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(2) 世界から選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革
施策展開	ウ 多彩かつ質の高い観光の推進

## 提案する制度名 質の高い観光地形成のための支援制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	○	○	○	○

**目指すすがた**

■ 新たな魅力ある観光関連施設への投資を促進するとともに、質の高いクルーズ観光を推進することにより、観光関連産業の高付加価値化が図れる等、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成を目指す。

## 制度概要



### <観光地形成促進地域>

1. 観光地形成促進地域制度の適用期限を10年間延長する。【拡充】【その他】
2. 特定民間観光関連施設を新・増設した法人に適用される法人税の投資税額控除について、次の拡充を図るとともに、特例措置の適用期間を10年とする。【拡充】【税制優遇】
  - (1) 特定民間観光関連施設に次のアの要件を満たす宿泊施設を追加する。
    - ア 40㎡を超える客室を、総客室数の1/3以上確保する宿泊施設
  - (2) 特定民間観光関連施設の「対象資産」に次のア及びイを追加する。
    - ア ソフトウェア(無形固定資産)
    - イ 対象施設を運営するために必要な施設従業員のための休憩施設、宿舎、駐車施設
  - (3) 次のアの要件を満たす設備を取得する場合は、投資税額控除の税額控除の割合を15%から20%に引き上げる。
    - ア 高度省エネルギー増進設備(租税特別措置法第42条の5)
  - (4) 一の生産等設備の取得価額の合計額について20億円を限度額とする規定を廃止する。

- (5) 税額控除の繰越期間を5年(現行4年)へ延長する。
3. 2の特定民間観光関連施設及び対象資産について、地方税である事業所税、事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用の対象とした場合の減収相当額を地方交付税で補てんする国の財政特例の対象とする。【拡充】【財政特例】
  4. 特定民間観光関連施設の対象資産である「機械・装置」について、地方税である事業所税、事業税、固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用の対象とした場合の減収相当額を地方交付税で補てんする国の財政特例の対象とする。【拡充】【財政特例】
  5. 区域内において民間事業者が設置する特定民間観光関連施設に係る事業所税について、資産割の課税標準を1/2とする軽減措置を継続する。(地方税法制定附則第33条)【継続】【税制優遇】
  6. 特定民間観光関連施設の用に供する設備に係る登録免許税について、登録免許税率を次のとおり軽減する措置を創設する。【新規】【税制優遇】
    - (1) 資本金の額の増加:0.7%を0.35%に軽減(租税特別措置法第80条第1項第1号)
    - (2) 不動産の所有権の取得(土地及び建物):2.0%を1.6%に軽減(租税特別措置法第80条第1項第4号)
  7. 県及び市町村が、特定民間観光関連施設の用に供する設備を新・増設した者に対して、事業所税、事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合、減収相当額を地方交付税で補てんする国の財政特例の適用期間を10年とする。また、特定民間観光関連施設の敷地である土地について、環境影響評価を行う場合は、課税免除又は不均一課税の対象となる土地の要件を「土地の取得から1年以内に建設の着手があった場合」を「環境影響評価書の公告から1年以内に建設の着手があった場合」とする。【拡充】【財政特例】【要件緩和】
  8. 法人税の課税の特例若しくは地方税である事業所税、事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用を受けた事業者は、県へ適用実績報告書の提出を義務づける規定を創設する。【拡充】【その他】
  9. 宿泊施設内に整備された全ての特定民間観光関連施設について、法人税の課税の特例の適用の対象とする。【拡充】【税制優遇】

10. 宿泊施設内に整備された全ての特定民間観光関連施設について、地方税である事業所税、事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用の対象とした場合の減収相当額を地方交付税で補てんする国の財政特例の対象とする。  
【拡充】【財政特例】
11. 会員など一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有するものが存する施設も、特定民間観光関連施設として地方税である事業所税、事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用の対象とし、減収相当額を地方交付税で補てんする国の財政特例の適用の対象とする。【拡充】【財政特例】
12. 特定民間観光関連施設のうち、温泉保養施設と国際健康管理・増進施設の適用要件について、運動型健康増進施設認定規程(昭和63年厚生省告示第273号)と同基準とする。【拡充】【要件緩和】
13. 国及び地方公共団体は、事業者が行う区域内の施設の整備に必要な資金の確保その他の援助に努める。(沖縄振興特別措置法第10条)【継続】【その他】
14. 国及び地方公共団体は、必要な公共施設の整備の促進に努める。(沖縄振興特別措置法第11条)【継続】【その他】

#### <沖縄型特定免税店制度>

1. 沖縄県の区域から国内の他の区域へ出域をする旅客が携帯する輸入品について、関税暫定措置法の規定に基づく関税の免除措置の適用期間を10年延長する。【拡充】【税制優遇】
2. 関税の免除が適用される金額の上限を20万円とする規定を廃止する。【拡充】【税制優遇】
3. 平成14年3月31日に廃止された沖縄振興開発特別措置法の規定に基づき内閣総理大臣が指定していた空港内の旅客ターミナル施設内の部分については、引き続き、内閣総理大臣が指定しているものとみなす。(沖縄振興特別措置法本法附則第7条)【継続】【その他】

#### <クルーズ・スーパーヨット誘致推進制度>

1. クルーズ船及びスーパーヨット利用客の利便性や安全性の向上を図るため、港湾における次の整備に対して国の財政支援(国庫補助率9/10)を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 利用者の移動又は荷物等の搬出入の円滑化
  - (2) 待合施設等の受入環境改善
  - (3) 利用者の安全性向上

2. 観光目的で訪日するスーパーヨットの乗員に対しては、以下の要件をすべて満たす場合、最長30日の上陸許可を与えることができる。【新規】【規制緩和】
  - (1) 沖縄県内の港湾から入国すること。ただし、開港、出入国港及び検疫港として指定されていない港湾から入国する場合は、CIQ関係機関から事前に審査協力等について許可を得ること。
  - (2) 入国の翌日から起算して出港までの間、連続10日以上沖縄県内に滞在すること。
3. 一度限りで、上記2の乗員上陸許可の再申請（許可期限の延長）を認めることができる。再申請後の上陸許可期間は原則として15日以内とするが、16日目以降は沖縄県内へ滞在する間に限り、最長30日に達するまで上陸を許可できるものとする。【新規】【規制緩和】

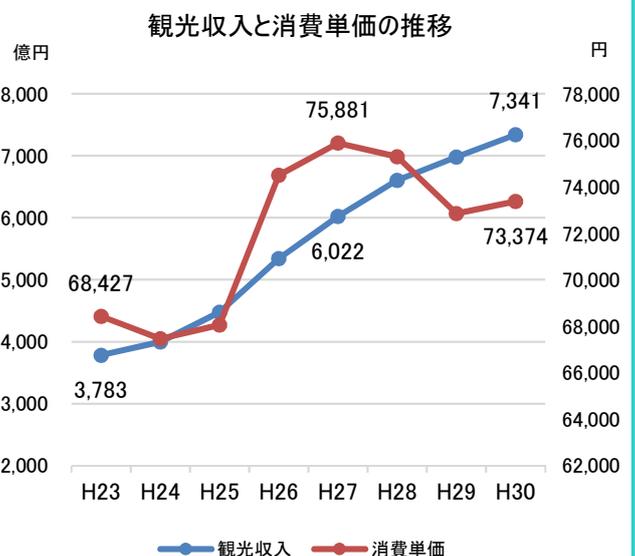
【沖縄らしいSDGsの優先課題：P2-④、P2-⑤、P2-⑥】

### <観光地形成促進地域>

- 本県への入域観光客数は、世界有数のリゾート地であるハワイと肩をならべる水準まで増加していたが、新型コロナウイルス感染症の流行拡大などの影響により、令和2年1月から5月までの入域観光客数は、対前年同期比約226万人の減（▲55%）となっている。
- 観光収入についても、入域観光客数の伸びに支えられて増加傾向にあった一方で、観光客の平均滞在日数や一人当たり観光消費額はハワイの約4割程度（平成30年度実績）に留まっており、それらの引き上げに向けた、魅力ある観光地づくりや観光商品づくりなどが課題となっている。
- このような中、新型コロナウイルス感染症の流行拡大の影響で、未曾有の影響を受けている沖縄観光においては、ウイズ・コロナ、アフターコロナを見据えた、観光産業の早期の回復と持続可能な観光産業の振興に向けて、沖縄の魅力の創出と、観光産業の再構築が課題となっている。

### <沖縄型特定免税店制度>

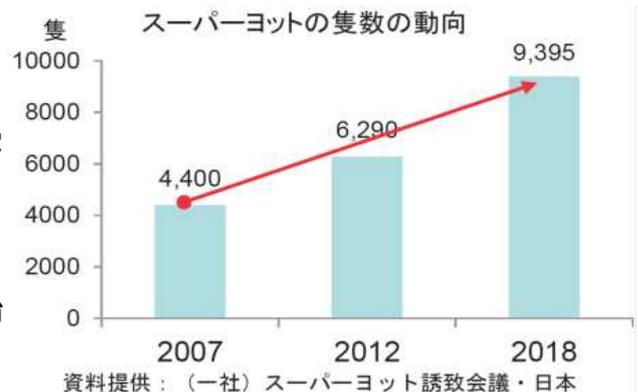
- 平成30年度の入域観光客数が1,000万人台を記録し、観光収入も増加を続けている一方で、観光客の1人あたり観光消費額は伸び悩んでおり、観光消費単価の増加が課題となっている。
- 沖縄型特定免税店は、平成30年度で686,343人が訪れ、一定の誘客効果を有する県内観光地のひとつとなっているとともに、沖縄型特定免税店の来訪者と国内観光客平均の観光消費額を比較すると、免税店来訪者の方が約6,000円高い。



- 今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、深刻な影響を受けた沖縄の観光産業においては、ウィズ・コロナ、アフターコロナを見据えて、量から質への転換も含め沖縄型観光産業のあり方が課題となっている。
- 商品一点で免税上限額20万円を超える高額商品の購入については全額課税となるため、旅行者の高額商品の購買意欲を阻害していると考えられる。
- 観光客が購入した免税対象の商品が免除上限額20万円を超えた場合に、超過額に相当する税額を徴収する仕組みが確立されていない。このため、複数の販売者から観光客が免税対象品を購入した場合に販売者間の情報の共有が困難になることが想定され、新規参入の障壁になっているものと考えられる。

### ＜クルーズ・スーパーヨット誘致推進制度＞

- 本県へのクルーズ船寄港回数は2019年に581回となり、那覇港の寄港回数は全国1位となった。2020年に入ってから、新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響により本県へのクルーズ船の寄港は激減しており、しばらくは厳しい状況が続くものと見込まれるものの、国の観光戦略実行推進会議において、外国人観光客の回復は富裕層から始まると予想されており、富裕層の獲得戦略が重要と指摘している。
- また、世界全体のスーパーヨット隻数が増加傾向にあり、2018年における世界のスーパーヨットの隻数は9,395隻で、2007年(4,400隻)から2.14倍も伸びている。スーパーヨットで日本を周遊する場合、東南アジア・太平洋諸国の南方から日本に入国し、その後、海岸線沿いに北上し、観光・クルーズを行うため、沖縄が日本の玄関口としての役割を担える可能性がある。
- アフターコロナを見据え、沖縄県が富裕層等の需要を取り込んでいくためには、受け入れる港湾施設とともに、水際対策を行うCIQ機能の強化等を含めた受入環境の整備が課題となっている。
- また、日本の法律では船舶に商用・プライベートの区別がなく、スーパーヨット等の個人所有船舶にも商船と同じルールが適用されることも誘致に向けた課題の1つである。
- スーパーヨットのクルーには南アフリカやフィリピン国籍の方が多く、日本へ上陸する際にはビザが必要となるが、クルーが訪日ビザを申請する場合、気象・海象・オーナーの予定等によって訪日時期が不確定であるなど特有の課題があるため、現状では入管法第16条の「乗員上陸の許可」を取得して上陸しているところ。



- 「乗員上陸の許可」では、寄港地が1カ所であれば7日以内、2カ所以上であれば15日以内の特例上陸許可が得られ、運用上1回まで再申請が認められている（合計で最長30日間）など、通常の航空便や旅客船、貨物船等にとっては非常に有効なものであるが、15日以内の日数制限は、時間に縛られず自由に長期間（平均2ヶ月～3ヶ月間）周遊する富裕層のスーパーヨット誘致においては緩和が必要と考えられる。

### ＜観光地形成促進地域＞

- 世界から選ばれる持続可能な観光地の形成を目指し、観光の質的転換を図ることとしており、そのためには民間資本を活用した魅力ある観光関連施設や多様な宿泊施設の整備を促進していく必要がある。
- 観光地の形成を促進する地域として講じられている現在の税制の優遇措置を継続するとともに、税制優遇措置の適用者の拡大を図ることで、民間事業者の投資を誘発し、観光地としての魅力を高めていく必要がある。

### ＜沖縄型特定免税店制度＞

- 新たな沖縄振興においても、観光産業は沖縄の産業の柱のひとつであることから、沖縄観光の魅力の創造に努め、その振興を図っていく必要がある。
- 沖縄型特定免税店制度は、沖縄におけるショッピングの魅力を高め、沖縄観光の振興に寄与していることから、関税暫定措置法によって講じられている関税の免除措置の期限を10年間延長し、同制度を継続することが重要である。
- 観光産業は量から質への転換が求められており、観光消費単価の向上が必要である。沖縄型特定免税店を訪れる観光客の観光消費単価は比較的高く、免税上限額を撤廃することで、高額商品や地域へ店舗展開した場合、各地域の特色ある商品の購入意欲が高まることが期待できる。また、新規事業者の参入を促進し、事業者間競争による同制度の魅力を高めることで、利用者の満足度の向上、観光消費単価の向上が期待できる。そのためには、新規参入の障壁になっていると考えられる免税上限額の撤廃が必要である。

### ＜クルーズ・スーパーヨット誘致推進制度＞

- ウィズ・コロナ、アフターコロナを見据え、沖縄県が担う日本経済成長の牽引役としての役割を果たしていくためには、世界有数の観光リゾート地として国際競争力を一層高め、旺盛な訪日観光需要を積極的に取り込む必要がある。
- そのための取組の一つとして、富裕層の獲得に向けたクルーズ船やスーパーヨットの受入環境を整備することとしており、より強力に整備を推進するため、受入施設の整備を高率補助制度の対象に追加するとともに、スーパーヨットの誘致に向けた規制緩和を行う必要がある。

**担当部課**

文化観光スポーツ部 観光政策課、観光振興課、MICE推進課、土木建築部 港湾課

**関連する施策展開**

---

なし

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(2) 世界から選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革
施策展開	キ 世界に開かれたスポーツアイランドの形成

## 提案する制度名 「スポーツアイランド沖縄」の形成に向けた支援制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	○	○

**目指すすがた**

■ 「スポーツアイランド沖縄」の実現による豊かな沖縄の形成を促進し、本県スポーツの「社会的価値」、「国際的価値・全国的地位」及び「経済的価値」を向上させ、東アジアの中心に位置する地理的特性や豊かな自然環境、温暖な気候、伝統、文化等の多種多様な地域資源を活用することにより、「アリーナ・スタジアムを核としたまちづくり」をはじめ、沖縄科学技術大学院大学等の高等教育機関や他産業（健康、IoTなど）等と連携した「新事業、関連産業」の創出を図る。

### 制度概要

3 すべての人に健康と福祉を

4 質の高い教育をみんなに

8 働きがいも経済成長も

9 産業と技術革新の基盤をつくろう

12 つくる責任つかう責任

17 パートナーシップで目標を達成しよう

1. 国が沖縄県や市町村とともに、「スポーツアイランド沖縄」の形成に向けた取組を実施することを規定する条文を沖縄振興特別措置法に追加する。【新規】【その他】
2. 沖縄のスポーツコンベンションの推進又はスポーツ関連産業の活性化の促進に資する次の経費に対して、国の財政支援（国庫補助率8/10）を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) スポーツキャンプ又は合宿並びに国際競技大会などの誘致及び開催に要する経費
  - (2) アリーナ・スタジアムを核としたまちづくりなど地域・観光交流拠点となるスポーツ関連施設の整備等に要する経費
3. 県内で開催されるスポーツイベント又は県内を拠点に活動するプロスポーツチーム等に関して、個人が次の支出を行った場合、所得税の優遇措置（税額控除又は所得控除の選択制）を創設する。【新規】【税制優遇】
  - (1) 当該イベントへの協賛金の支出
  - (2) 当該プロスポーツチーム又はクラブスポーツチームへの協賛金の支出

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P1-①、P1-②、P1-③、P2-④、P5-⑪、P5-⑫】

- 本県の特長である地理的・自然的条件とスポーツ資源を有効に活かした「スポーツアイランド沖縄」の形成に向けた施策は、本県スポーツの社会的価値、国際的価値・全国的地位及び経済的価値の更なる向上を目指して、「健康・長寿」、「観光振興」、「新産業創出」、「人材育成」の各分野で幅広く取り組まれている。
- 県内におけるトップアスリートの育成強化や、子どもの体力・運動能力の向上、成人のスポーツ実施率の向上等の取組を展開することで、「スポーツアイランド沖縄」の形成に向けた県民の機運の醸成を図っている。
- また、本県においては、マラソンやサイクリング等のほか新たなスポーツイベントも多く開催されており、スポーツコンベンションの開催実績は平成23年度から平成30年度にかけて件数(453件→682件)、参加人数(163,198人→198,536人)ともに増加している。さらに、県内にはプロ野球、プロサッカーチームのほか、多くの社会人、大学生などがスポーツキャンプのため、本県を訪れている。
- 今後、令和5年度には、「FIBAバスケットボールワールドカップ2023」の開催が決定しており、メイン会場等の整備が進められている。さらに、J1規格スタジアムをはじめとするトップリーグ、国際的スポーツイベントへの活用が可能なスポーツ施設の整備などが見込まれている。
- 県内プロスポーツチーム及びクラブスポーツチームの経営基盤を整え国内外に通用するスポーツ資源として育成し、各チームをとおしてアジアに開かれたスポーツイベント・国際大会の実施を図り、更なる国内投資を呼び込むことが期待されているが、県内企業の99.9%が中小企業・小規模事業者であり、スポンサー料などを得ることが難しい環境にある。また、県内プロスポーツチーム、スポーツイベントは、脆弱な財政基盤の下で運営している団体が多いことや、他県と比較して台風による機会損失の影響を受けやすいこと、物資輸送や人員移動に要するコスト高が生じることから、行政からの支援(財政支援、ボランティア等の人的支援等)が重要な役割を果たしている。

- 本県では、スポーツコンベンション、スポーツキャンプなどを誘致しスポーツ関連産業の活性化を図るとともに、スポーツを活用した地域コミュニティの再生を図ることとしている。スポーツを「持続可能な開発における重要な鍵」として位置づけ、観光やIT、健康、医療等他産業との連携強化を図り、新たな沖縄振興に向けて世界に開かれた「スポーツアイランド沖縄」を形成する取組を推進していくため、沖縄振興特別措置法に基づく国の支援を設けることが必要である。
- また、「スポーツアイランド沖縄」を推進する環境を構築するため、スポーツコンベンション、スポーツキャンプ及び地域・観光の交流拠点となるスポーツ関連施設の整備やそれらを核としたまちづくりを促進する国の財政支援の創設が必要である。
- 県内プロスポーツチーム及びクラブスポーツチームを地域活性化など様々な社会課題を解決する貴重な地域資源として捉え、スポーツへの投資を加速する必要がある。

## 関連する施策展開

---

- 4-(2)-ウ 多角的な交流の推進
- 5-(2)-ウ 健やかな体を育む学校教育の充実
- 5-(4)-イ 誰もが参加できる地域スポーツ環境の充実

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(2) 世界から選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革
施策展開	—

**提案する制度名** 沖縄路線航空機に係る航空機燃料税、着陸料及び航行援助施設利用料の軽減措置

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	○	—

**目指すすがた**

- 航空運賃の低廉化や航空ネットワークが拡充され、離島の移動手段の維持・確保による定住条件が整備されるほか、国内外観光客の安定的な確保による世界水準の観光リゾート地が形成される。
- 物流コスト等の軽減により国際競争力を高め、国際貨物取扱量が増加することで国際物流ハブとしての機能が強化される。さらに、アジアにおける航空機整備需要の取り込みにより航空機関連産業クラスターが形成される。

**制度概要**



**<航空機燃料税の軽減措置>**

1. 沖縄路線航空機に係る航空機燃料の特例措置について、次の拡充を行った上で10年間適用する。【拡充】【税制優遇】
  - (1) 現在の特例措置の対象に「航空機整備を目的に本県へ飛来する回送便(フェリーフライト便)」を追加
  - (2) 現在の特例措置で全国特例の1/2となっている軽減率を1/3に引き上げ

**<着陸料及び航行援助施設利用料の軽減措置>**

1. 沖縄振興特別措置法に次のとおり拡充した着陸料及び航行援助施設利用料に係る特例措置に係る規定を創設し、10年間適用する。【拡充】【財政特例】
  - (1) 国内便及び国際貨物便に適用される着陸料及び航行援助施設利用料を本則の1/6とする特例措置の適用対象に、国際旅客便を追加

(2) 国内便及び国際貨物便に適用される着陸料及び航行援助施設利用料を本則の1/6とする特例措置の適用対象に、航空機整備を目的に本県へ飛来する回送便(フェリーフライト便)を追加

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④、P2-⑤】

現状・課題

- 沖縄航空路線の航空機に対する航空機燃料税、着陸料及び航行援助施設利用料の軽減措置により、航空事業者の負担が軽減され、航空運賃や輸送コストの低廉化に寄与しており、離島における移動手段の維持確保や沖縄の観光産業をはじめとする各種産業の振興に大きな役割を果たしている。
- 一方、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年4月以降は訪日外国人旅行者の来県がなくなり、国内需要も大幅に減少したことで、沖縄観光コンベンションビューローでは令和2年8月26日に、令和2年の入域観光客数が前年比61.5%減の361万人になり、県内消費額が約5,000億円減少する可能性があるとの推計を発表したところ。
- 落ち込んだ県経済の回復及び今後の一層の発展に向けては、縮小・撤退が危惧されている定期便をつなぎ止め、さらにウィズ・コロナ、アフターコロナの新たな環境下において観光客の需要を取り込むとともに、既存路線の拡大及び新規路線の誘致を図ることが課題となっている。
- また、アジアにおける航空機整備需要が平成27年の約183億ドルから令和7年には348億ドルへと、2倍近い拡大が見込まれており、沖縄の持つ地理的優位性を生かし、この需要を取り込むため、那覇空港内に航空機整備施設を整備し、平成30年11月から供用を開始した。
- 同施設は40万工数の実施が可能で、令和元年度では25万工数が実施され、さらなる需要の取り込みが可能となっている。
- 他方で、アジア各国の航空機整備産業間の競争が激化しており、沖縄県がアジアの需要を取り込んでいくためには、地理的優位性を生かしつつ、国際競争力を一層高めることが課題となっている。

必要性

- 航空機燃料税、着陸料及び航行援助施設利用料の軽減措置は、航空運賃や輸送コストを低減し、航空ネットワークの維持・拡充に寄与しており、特に、LCCや規模の小さい離島地域の航空便に対して、企業努力の及ばない公課費の軽減が与える影響は大きい。沖縄県の離島は、我が国の領海及び排他的経済水域等の保全、海洋資源の開発及び利用等においても重要な役割を担っていることから、航空ネットワークの維持・拡大により、離島における定住条件の整備を図ることで国益に貢献することができる。
- また、これらの軽減措置により航空路線の維持・拡大を図り、ウィズ・コロナ、アフターコロナを見据えた観光需要を取り込み、新型コロナウイルス感染症の拡大により深刻な影響を受けた沖縄の観光産業の回復を図るとともに、国際物流拠点及び航空機関連産業クラスターの形成を通じた沖縄経済の活性化、雇用機会の創出を図る必要がある。

## 担当部課

文化観光スポーツ部 観光振興課、商工労働部 アジア経済戦略課、企業立地推進課、  
企画部 交通政策課

## 関連する施策展開

---

- 2-(6)-ア 人流・物流・情報流に係るコスト低減
- 3-(2)-ウ 多彩かつ質の高い観光の推進
- 3-(4)-イ 臨空・臨港型産業の集積促進

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(3) リゾテックおきなわの推進による情報通信関連産業の高度化・高付加価値化
施策展開	イ 国際情報通信ハブ形成の加速化

## 提案する制度名 情報通信産業振興地域・特別地区

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	○	○	○

**目指すすがた**

- 県内情報通信関連産業の高度化を図るとともに、県内IT企業が他産業と連携することで、「稼ぐ力」の向上や社会課題の解決に繋げる。

### 制度概要

4 質の高い教育をみんなに

8 働きがいも経済成長も

9 産業と地域連携の発展につなぐ

1. 情報通信産業振興地域制度及び情報通信産業振興特別地区制度の適用期限を10年延長する。【拡充】【その他】
2. 情報通信産業振興地域を県内市町村の全てに拡充するため、要件を廃止する。【拡充】【要件緩和】
3. 特別地区の区域において設立され特定情報通信事業を営む法人が、所得控除を受けるため県知事から認定を受ける際の要件及び所得控除が適用される期間について、次のとおり緩和する。【拡充】【要件緩和】
  - (1) 地域内において「専ら特定情報通信事業を営む者」から「主に特定情報通信事業を営む者」へと、地域内において営む事業の比重を緩和。また、「主たる事業」以外の事業についても、沖縄振興特別措置法に規定する情報通信産業及び情報通信技術利用事業に限定する。
  - (2) 対象事業に特定のソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業を追加

- (3) 所得控除が適用される期間について「法人設立の日から十年を経過する日までの期間」とする要件については、「県知事の認定を受けた日から十年を経過する日までの期間」に変更
4. 地域内及び区域内において、情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新增設した法人に適用される法人税の投資税額控除（法人税額からの控除）について、次の拡充を図るとともに、特例措置の適用期間を10年とする。【拡充】【税制優遇】
- (1) 「対象資産」にソフトウェア（無形固定資産）を追加
- (2) 建物の附属設備について、建物と同時取得した場合に限定する要件の廃止（租税特別措置法関係通達（法人税編）第42条の9－7の廃止）
5. 区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設に係る事業所税について、資産割の課税標準を1/2とする軽減措置を継続する。（地方税法附則第33条第2項）【継続】【税制優遇】
6. 県及び市町村が、情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新增設した法人について、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除を行った場合に生じる減収相当額を地方交付税で補てんする国の財政特例の適用期間を10年とする。【拡充】【財政特例】
7. 法人税の課税の特例若しくは事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除の適用を受けた事業者は、県へ適用実績報告書の提出を義務づける規定を創設する。【拡充】【その他】
8. 次の(1)及び(2)に対する国の財政支援（国庫補助率8/10）を創設する。【新規】【財政特例】
- (1) 県及び市町村が実施する県内の公設データセンター施設の機能強化及び高度化を図るための設備更新等
- (2) 県が実施する県内情報通信関連産業と他産業が連携した次に掲げる取組への支援
- ア 県内情報通信関連産業と県内産業が連携して実施するICTを活用した新たなビジネスモデルの構築や検証
- イ 県内情報通信関連産業と県内産業が連携して実施する新たなIoTサービスの創出に向けた活動

ウ 県内情報通信関連産業と県内産業が連携して実施する、データの利活用による事業改善等に向けた活動

エ 県内ITスタートアップと県内産業が連携して実施する新たなサービス・ビジネスモデルの構築に向けた活動

オ 県内情報通信関連産業と県内産業が連携して実施する県内情報通信関連産業の振興に資する実証等

9. 国及び地方公共団体は、事業者が行う区域内の施設の整備に必要な資金の確保その他援助に努める。(沖縄振興特別措置法第33条)【継続】【その他】
10. 国及び地方公共団体は、必要な公共施設の整備の促進に努める。(沖縄振興特別措置法第34条)【継続】【その他】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④、P2-⑤】

- 沖縄県における情報通信関連企業の立地数とその雇用者数は、平成21年1月の194社、16,317人から、令和2年1月時点で490社、29,748人となっており、着実に増加している。
- 情報通信関連産業については、沖縄の地理的不利性に左右されず県内に立地が可能な産業であり、さらなる企業誘致を目指した取組を進めており、県内立地への魅力づくりが課題となっている。
- また、ソフトウェア業における一人当たりの年間売上額は近年伸び悩んでいるなど、既に立地している情報通信関連企業についても高付加価値化及び「稼ぐ力」の向上が課題となっている。
- 稼ぐ力や生産性の向上を図るためには、観光、ものづくり、農業など、様々な産業において、AIやIoT等の新たな技術の活用により、各産業の高度化・高付加価値化を促進する必要があるが、デジタルトランスフォーメーション(DX)の促進に必要不可欠なソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業が特定情報通信業の対象外となっている。
- 現在、税制優遇措置の対象となる資産にソフトウェア(無形資産)が含まれておらず、県内情報通信関連企業から改善の要望がある。
- 企業が立地してから黒字化するまで一定の期間を要することが一般的であり、事業税の優遇措置の適用を受けることができないこともある。また、赤字の間の固定資産税や事業所税の負担が生じている。
- 情報産業特別地区における事業の認定要件について、「法人設立から10年間」となっていることから、知事の認定を受けるまでに期間を要した場合、認定期間が短くなる。また、「専ら特定情報通信業を営むもの」と限定していることから、当該規定の適用が困難となっている。
- 情報通信関連産業は、情報基盤の整備を進めることで、離島、過疎地域への立地が可能であるが、これらの地域は現在、指定の対象外となっている。

- 地理的不利性を抱える沖縄において、情報通信関連産業はリーディング産業の一つに成長しており、引き続き、企業の誘致に向けて取り組み、AIやIoTなどの技術革新による成長著しい企業の集積を進めて行くためには、税制優遇措置の拡充が必要である。
- また、既に立地している企業の設備の更新を促進し、企業の稼ぐ力や生産性の向上を図るため、情報通信産業特別地区における対象事業の追加、税制優遇措置の対象となる資産の対象拡大を行う必要がある。

**担当部課** 商工労働部 情報産業振興課

#### 関連する施策展開

- 3-(1)-ア 全産業における労働生産性の向上
- 3-(3)-ア 戦略的なビジネス展開の促進

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(4) アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成と臨空・臨港型産業の集積
施策展開	ア シー・アンド・エアなど多様な国際物流ネットワーク強化と物流コスト低減

## 提案する制度名 国際物流ネットワーク強化支援制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

**目指すがた**

■ 国際的な競争・競合下での優位性の確立に資する物流コストの低減、所要時間の短縮、多様な経路などにより国際物流拠点を支える港湾及び空港の機能を強化するとともに、日本本土とアジアを結ぶ国際貨物や県産品輸出の増加などアジアにおける国際物流拠点としての活性化を目指す。

## 制度概要



### <国際海上物流ネットワーク形成促進に対する支援>

- 割高な海上輸送コストの低減に向け、東南アジアと日本本土を中継する国際競争力の高い物流ネットワークの形成を促すため、県及び港湾管理者が実施する次の取組に対する国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】
  - 貨物増大による物流コスト低減及び航路拡充を図る実証事業
  - 県内企業の海外展開ビジネスマッチング事業
  - 県内企業人材育成事業
- 国際競争力を高めるため、効率化を図るIoTの導入など港湾管理者が実施する次の施設及び設備の整備に対する国の財政支援(国庫補助率9/10)を創設する。【新規】【財政特例】
  - ガントリークレーン、トランスファークレーン等の荷役機械
  - 物流センター、倉庫及び上屋
  - 自動ゲート、ターミナルオペレーションシステム及びリーファーコンテナ電源

(4) 土地の造成又は整備

(5) その他国際競争力を高める港湾機能の強化及び拡充に資する整備

### <国際航空物流機能強化に対する支援>

1. 那覇空港を基軸とする県内空港への復便・就航を促進するため、県が支援(上限30万円/便)する国際航空便の貨物に係る地上ハンドリング費について、その支援に要した費用に対して国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】
2. 輸出関連事業者の那覇空港を基軸とする県内空港からアジア地域へのEC商材及び農水産物等の輸送を促進するため、県が航空会社のコンテナスペースを借り上げて輸出関連事業者へ提供する取組に対して、国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④、P2-⑤、P2-⑥】

### 現状・課題

- 本県の物資輸送は99%を海上物流が担っており、その拠点である港湾は重要な産業基盤である。観光産業に後押しされ、那覇港の取扱貨物量は増加傾向であるが、島しょ性による片荷輸送や内貿への偏重等による割高な海上輸送コストが課題となっている。
- また、近隣国の港湾の急速な開発成長に対して、本県の港湾の国際競争力を強化するためには、物流形成に向けた取組、港湾機能向上による取扱貨物量の増加も課題となっている。
- 本県の航空物流は、平成21年にANAの沖縄貨物ハブ事業が開始され、平成28年には13路線(週120便)まで貨物ネットワークは拡大したが、社会環境の変化(24時間空港の増、国際旅客便(直行便)の増等)により路線縮小が続いており、また、新型コロナウイルス感染症の影響により国際航空便が運休となっている。
- 貨物機を中心とした航空物流を展開しているが、国内有数の旅客路線を有する那覇空港を基軸とする県内空港の強みを活かし、旅客機による貨物輸送も積極的に活用するなど、空港機能を世界水準に高めることが課題となっている。

### 必要性

- 物流における本県の地理的優位性を活かした国際物流拠点を形成・発展していくためには、国際物流ネットワークの構築、物流関連事業者の参入など、その機能を世界水準に高めるための対策を強化する必要がある。
- 海上物流について、片荷輸送の改善やスケールメリットによる海上輸送コストの低減を実現するためには、物流・商流の横断的な連携による、効果的な物流ネットワーク形成への取組や、短期集中かつ大規模な施設設備の整備による国際流通港湾の機能拡充が必要である。

- 航空物流について、那覇空港を基軸とした国際航空物流ハブ機能の向上は、県産品の海外販路拡大を促進するとともに、EC商材、全国特産品等の輸出拡大への取組が進められ、本県及び日本の貿易振興が期待できる。

担当部課

商工労働部 アジア経済戦略課、土木建築部 港湾課

関連する施策展開

- 2-(5)-ア 計画的な生活基盤の整備
- 3-(11)-ウ 経済成長を加速させる拠点港湾機能やネットワーク機能の強化拡充

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(4) アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成と臨空・臨港型産業の集積
施策展開	イ 臨空・臨港型産業の集積促進

## 提案する制度名 国際物流拠点産業集積地域制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	○	○	○

**目指すすべきた**

- アジア展開を視野に入れた高付加価値のものづくりを行う製造業、物流関連業、航空関連産業等の集積を促進することで、アジア市場のダイナミズムを取り込む国際物流拠点を形成する。
- アジアの航空需要の拡大に伴う、航空機整備やパイロット養成等の幅広い航空関連産業の需要拡大を離島空港にも取り込む。

### 制度概要

8 働きがいも経済成長も



9 産業と経済活動の振興につなぐ



11 住み続けられるまちづくりを



<国際物流拠点産業集積地域制度>

1. 国際物流拠点産業集積地域制度の適用期限を10年間延長する。【拡充】【その他】
2. 沖縄振興特別措置法第41条第2項第2号に基づき国際物流拠点産業集積計画において定める開港又は空港と隣接し、又は近接している地域を、約10km圏域から約15km圏域へ変更する。【拡充】【その他】
3. 区域内において事業を行おうとする者が主務大臣から認定を受ける際の要件について、次のとおり緩和する。【拡充】【要件緩和】
  - (1) 対象となる事業の行為に「航空機整備に関連する部品の保管又はこれの供給」を追加
  - (2) 認定を受ける者が区域内に所有又は管理する一団の土地及び建設物等について、総合保税地域の許可、保税蔵置場等の許可を取得することを廃止

4. 区域内において設立され特定国際物流拠点事業を営む法人が、所得控除を受けるため県知事から認定を受ける際の要件について、次のとおり緩和する。【拡充】【要件緩和】
  - (1) 常時雇用する従業員数を「15人以上」から「10人以上」へ引き下げ
  - (2) 「法人設立の日から十年を経過する日までの期間」とする要件については、「県知事の認定を受けた日から十年を経過する日までの期間」と変更
  - (3) 区域内において「専ら特定国際物流拠点事業を営む者」から「主に特定国際物流拠点事業を営む者」へと、区域内において営む事業の比重を緩和
  - (4) 対象となる事業の行為に「航空機整備に関連する部品の保管又はこれの供給」を追加
5. 区域内において、国際物流拠点事業の用に供する設備を新增設した法人に適用される法人税の投資税額控除(法人税額からの控除)若しくは法人税及び所得税の特別償却(償却限度額の引上げ)について、次の拡充を図るとともに、特例措置の適用期間を10年とする。【拡充】【税制優遇】
  - (1) 投資税額控除について、次の変更を行う。
    - ア 「対象資産」に無形資産のソフトウェアを追加
    - イ 一つの生産等設備の取得価額の合計額について20億円を限度額とする規定を廃止
    - ウ 税額控除の対象となる建物の附属設備について、建物と同時取得した場合に限定する要件の廃止(租税特別措置法関係通達(法人税編)第42条の9-7の廃止)
  - (2) 特別償却について、次の変更を行う。
    - ア 「対象資産」に無形資産のソフトウェアを追加
    - イ 一つの生産等設備の取得価額の合計額について20億円を限度額とする規定を廃止
    - ウ 特別償却の対象となる建物の附属設備について、建物と同時取得した場合に限定する要件の廃止(租税特別措置法関係通達(法人税編)第45条-8の廃止)
6. 区域内において、特別国際物流拠点事業の認定を受けた法人に適用される法人税の所得控除(所得金額の一定割合を損金算入)について、適用期間を10年とする。【拡充】【税制優遇】
7. 区域内において国際物流拠点事業の用に供する施設に係る事業所税について、資産割の課税標準を1/2とする軽減措置を継続する。(地方税法本法附則第33条第4項)【継続】【税制優遇】

8. 県及び市町村が、国際物流拠点産業の用に供する設備を新增設した法人について、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除を行った場合に生じる減収相当額を地方交付税で補てんする国の財政特例の適用期間を10年とする。【拡充】【財政特例】
9. 保税蔵置場、保税工場及び保税展示場に係る税関長から許可を受ける際に納付する手数料を半減する措置について、その対象者を「主務大臣の事業認定を受けた企業」から「区域内に所在する企業」まで拡充する。【拡充】【その他】
10. 総合保税地域又は主務大臣から事業認定を受けた企業の保税工場において加工又は製造を行った貨物を国内に引き取る場合に適用される関税について、輸入者が「加工又は製造を行う前の原料への課税」と又は「製造を行なった後の製品への課税」を選択できる制度について、その輸入者を「主務大臣の事業認定を受けた企業」から「区域内に所在する企業」まで拡充する。【拡充】【税制優遇】
11. 区域内において、県、市町村及び土地開発公社が国際物流拠点産業の用に供する土地を取得した場合、当該土地を譲渡した者について譲渡所得から5千万円を控除する所得税及び法人税の特例措置を創設する。【新規】【税制優遇】
12. 所得税又は法人税の課税の特例、手数料の特例若しくは事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除の適用を受けた事業者は、県へ適用実績報告書の提出を義務づける規定を創設する。【拡充】【その他】
13. 区域内において、県及び市町村が実施する国際物流拠点産業集積のための施設整備（取り壊しを含む。）に対して国の財政支援（国庫補助率8/10）を創設する。【新規】【財政特例】
14. 区域内において、国及び地方公共団体は、事業者が行う区域内の施設の整備に必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。（沖縄振興特別措置法第50条）【継続】【その他】
15. 国及び地方公共団体は、必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。（沖縄振興特別措置法第51条）【継続】【その他】
16. 平成24年3月31日以前に沖縄振興特別措置法に基づき自由貿易地域及び特別自由貿易地域において事業を行おうとする者が主務大臣から受ける認定については、引き続き、国際物流拠点産業集積地域において主務大臣又は知事から認定を受けたものとみなす。（沖縄振興特別措置法本法附則第8条）【継続】【その他】

## ＜離島空港の機能向上に対する支援＞

1. ターミナルビル等の空港建築施設に係る施設拡張等の機能向上に対する国の財政支援(国庫補助率9/10)を創設する。【新規】【財政特例】

## ＜航空・宇宙関連産業活用に対する支援＞

1. 航空及び宇宙に関連する事業を行うため、離島空港において民間事業者が実施する建物及び設備等の整備に対する国の財政支援(国庫補助率2/3)を創設する。【新規】【財政特例】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-⑥】

- 国際物流拠点産業集積地域制度により企業集積が図られ、新規立地企業数(累計)は208社、雇用者数は3,152人に増加した。現在、本県では、那覇空港における航空機整備を核とした航空関連産業クラスター形成を推進しており、新規の企業立地に向けて税制優遇措置の延長が必須となっている。
- 航空関連産業クラスター形成の推進に当たり、機体整備・装備品整備に部品を供給するパーツセンターが所得税控除の優遇措置の対象となっていないことや、那覇空港第2滑走路の供用開始や主要道路の整備の進展に伴って、今後も企業の立地が進むことが期待される中で、産業用地が不足している。
- 国際物流拠点産業集積地域の区域内で、知事の特別事業認定を受ける際の要件について、設立から10年間となっていることや従業員数の要件から、対象となる新規設立の法人等において経営体制の構築から認定を受けるまでに期間を要した場合、認定期間が短くなり、効果が発揮されにくい状況がある。また、複合業種による事業展開や物流部門のアウトソーシングの一般化などの現状があり、事業者の実態に即した見直しが課題となっている。
- 対象資産にソフトウェア(無形資産)が含まれていないことや、20億円を超える資産を取得した場合、超過部分については税制優遇措置の対象となっていないことから、大規模な設備投資を促すことができない等の課題が生じている。
- 建物附属設備の取得が建物と同時であることが要件となっていることから、機能高度化のための建物附属設備単体での設備投資を促すことができない等課題が生じている。
- 企業が立地してから黒字化するまで一定の期間を要する場合があります、事業税の優遇措置の適用を受けることができないこともある。また、赤字の間の固定資産税や事業所税の負担が生じている。
- 国際物流拠点産業集積地域内への企業立地促進に向けて整備した施設について、施設の老朽化及び機能の陳腐化により企業ニーズを十分に満たせないという課題が生じている。

- 離島空港では、航空機材大型化及び観光客の増加により旅客数・貨物量が増加し、施設が狭隘となっているため、待合室や手荷物受取所の混雑解消、及び授乳室や多目的トイレ、救護室整備に係る要望への対応が課題となっている。
- アジアの航空機整備の需要拡大が見込まれることから、本県の地理的優位性を活かして、下地島空港の利活用に取り組んでおり、これにより、三菱地所株式会社がみやこ下地島空港ターミナルを開業し、株式会社FSOが航空パイロット養成を開始した。また、令和2年9月には、PDエアロスペース株式会社から提案のあった航空機による宇宙旅行を実現する「下地島宇宙港事業」について、県と同社が基本合意を締結した。
- 空港を活用した宇宙関連産業の取組は、他県でも進んでおり、北海道大樹町では、インターステラテクノロジズ株式会社による民間ロケットの打上げ、大分空港では米国企業のヴァージン・オービット社による航空機を利用した小型衛星の打ち上げ事業が計画されている。
- 離島空港では、民間事業者による多様な空港活用の要望があるものの、東西約1,000km・南北約400kmの広大な海域に点在する島々からなる本県の地理的特殊性から12の空港を有しており、資材調達や雇用、建設費用等の確保が課題となっている。

- 那覇空港や那覇港等の物流機能の向上に加え、国際物流拠点産業集積地域制度が後押しすることで、高付加価値のものづくりを行う製造業などアジア市場を視野に入れた企業の進出が着実に進んでいる。本県の地理的優位性や投資環境が注目される中で、我が国とアジアを結ぶ国際物流拠点として臨空・臨港型産業の集積を促進するためには、同制度の継続及び拡充が必要である。
- 産業用地の確保や更なる臨空・臨港型産業の展開に向けた指定地域や対象業種の拡大が必要であり、また、県や市町村において産業用地を円滑に取得するため、所得税の特別控除の措置を講じる必要がある。
- 企業誘致の更なる加速や、設備投資等による生産性向上及び事業拡大等を図るため、適用要件等の緩和など拡充を図る必要がある。
- ターミナルビル等の空港建築施設は、多くの離島住民及び観光客が使用する極めて重要な施設であり、旅客者の利便性・快適性を確保するため、今後も施設拡張等の機能向上に取り組むことが必要である。
- 航空・宇宙関連産業を離島空港で展開することにより、離島の新たな産業の創出を図るとともに、既存の地場産業との連携を図ることで、離島全体の振興へとつなげていく必要がある。
- 本県の離島空港へ航空・宇宙関連事業を行う民間事業者の誘致に向けて、他地域との競争力を高めるため、民間事業者が整備する建物及び設備等への国の支援措置を創設する必要がある。

## 担当部課

商工労働部 企業立地推進課、土木建築部 空港課

## 関連する施策展開

なし



3. 知事は、次の事項を定める計画を作成し、主務大臣に提出する。【新規】【その他】
  - (1) 特区の名称
  - (2) 計画期間
  - (3) 区域
  - (4) 沖縄県が実施しようとする内容
  - (5) その他施策を推進するため必要な事項
4. 地区内において県が認定した企業について、次の税制優遇措置を講じる。【新規】【拡充】【税制優遇】
  - (1) 県が認定した企業の法人税において、課税所得を10年を上限に40%控除（認定された事業内容にかかる課税所得に限る。）
  - (2) 国内企業が研究開発を行う際に法人税額から試験研究費の額に税額控除割（6～14%）を乗じた金額を控除できる制度において、県が認定した企業の控除額の上限（法人税額の40%）を撤廃（認定された事業内容にかかる試験研究費に限る。）
5. 地区内において県が認定した企業が雇用する被雇用者（認定した対象分野に係る業務に従事したものに限り。）について、次の税制優遇措置を講じる。【新規】【拡充】【税制優遇】
  - (1) 所得税を5年間免除する。（認定企業からの給与所得にかかる所得税に限る。）
6. 地区内において県が認定した企業に対して、出資を行った者について、次の(1)から(4)の税制優遇措置を講じる。【新規】【拡充】【税制優遇】
  - (1) 当該地区の指定期間において、県が認定した企業により発行される株式を払い込みにより取得をした個人が、その年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、その年中に当該払い込みにより取得をした特定株式の取得に要した金額の合計額を控除する。
  - (2) 当該地区の指定期間において、県が認定した企業により発行される株式を払い込みにより個人が取得した場合で、当該株式について譲渡損失等が発生したときは、租税特別措置法第37条12の2を準用し、当該譲渡損失等について繰越控除等の課税の特例を適用する。
  - (3) 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、県が認定した企業が発行する株式等の譲渡で得た所得について、所得税の税率15%、県民税の税率5%を免除する。

(4) オープンイノベーション促進税制について、国内企業又は国内コーポレート・ベンチャーキャピタル(CVC)が、県が認定した企業とのオープンイノベーションに向け、特区内において県が認定した企業の新規発行株式を取得する場合の要件を下記ア、イのとおり緩和するとともに、その株式の取得価額が所得控除される税額控除割合を下記ウのとおり変更する。

ア 出資額に係る要件の緩和

(ア) 大企業による出資額についての要件を1億円以上から5千万円以上に変更

(イ) 中小企業による出資額についての要件を1千万円以上から5百万円以上に変更

イ 取得株式の保有期間に係る要件の緩和

(ア) 取得株式の保有予定期間5年以上を3年以上に変更

ウ 所得から控除する株式の取得価額の割合の拡大

(ア) 取得価額が25億円まで25%控除を取得価額が5億円まで全額控除

7. 県及び市町村が、県が認定した企業及びその企業が雇用する被雇用者について、個人住民税、法人住民税及び事業税の課税減免又は免除を行った場合に生じる減収相当額を地方交付税で補てんする国の財政特例を創設する。【新規】【財政特例】

8. 次の(1)から(5)について、要件緩和を行う。【新規】【要件緩和】

(1) 県があらかじめ認定した特区内において企業を設立しようとする外国人に係る出入国管理及び難民認定法に規定する在留資格(経営管理)について、次のとおり拡充する。

ア 対象企業を設立しようとする者について、500万円の資本金又は、2名以上の常勤職員の要件を撤廃

イ 国内における事業所の確保の要件を撤廃

(2) 県が認定した企業が株式投資型のクラウド・ファンディングを募集する場合について、ベンチャー企業が資金調達できる金額は1年間で1億円未満、かつ、個人投資家が投資できる金額は1社に対して1年間に50万円以下となっている要件をベンチャー企業が資金調達できる金額は1年間で10億円未満に緩和する。

(3) セカンダリー・マーケットとして、県が認定した企業の未上場の株式を取引できる下記の概要を有する市場を創設する。

ア 県が認定した企業について、地域金融機関、証券会社又はこれに準ずる会社等が審査、協会等に申請、当該地域金融機関、証券会社又はこれに準ずる会社等が継続的に売買の気配を提示

イ 銘柄の区分なし

ウ 情報開示義務なし

(4) 適格機関投資家の要件について、現在下記アとなっている要件を下記イの要件に緩和する。

ア 以下のどちらかの要件を満たす者は適格機関投資家に該当

(ア) 有価証券残高10億円以上、かつ金融商品取引業者等への取引口座開設から1年以上を満たす個人

(イ) 有価証券残高10億円以上の組合等における業務執行組合員等であって、適格機関投資家の届出をすることについて全ての組合員等の同意を得ている法人及び個人

イ 県内の居住者又は県内に恒久的施設を有する非居住者のうち、以下のどちらかの要件を満たす者は適格機関投資家に該当

(ア) 年収で2,400万円以上の個人

(イ) 純資産が1.6億円以上の個人

(ウ) 年収や資産の規模によらず、しかるべき専門知識を有するもの、又は純資産が8億円以上の法人

(5) ファンド法の規制について、現在下記アとなっている規制を下記イの規制に緩和する。

ア VC・CVCは集めた資金の半分以上を国内に投資する

イ 特区内に本店又は主たる営業所を有するVC・CVCは、特区内において県が認定した企業1件以上に投資する

9. 新技術等実証制度(いわゆる「規制のサンドボックス制度」)において、現在国が行っている、申請者が提出する計画の認定、及び計画を評価する委員会の運営する権限について、県知事へ委譲する。【新規】【その他】

10. 当該地区制度の円滑な活用に向けて、県が認定した起業家及び企業との連携、CVCとのマッチング等の事業支援をワンストップで支援する組織を国が設立する。【新規】【その他】

- 沖縄科学技術大学院大学(OIST)等を核として、産学官が連携し、その研究開発成果等を活用して新事業・新産業等を創出する国際的な「知的・産業クラスター」を形成するため、各種施策を展開してきた。
- その施策による効果もあり、OIST等、大学発のベンチャー企業の創出や、バイオ関連分野を中心に研究開発型ベンチャー企業数は増加しているものの、研究成果を生かした実用化・事業化までに必要な関連企業、支援機関等(特に外国人起業家支援の専門家)の不足等により、イノベーション・エコシステムの構築、新たな産業の創出までは至っていない現状がある。

【県内における知的・産業クラスター形成の推進に係る成果指標の状況】

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
県内における共同研究実施件数	87件 (H23年度)	186件 (H30年度)	265件
研究開発型ベンチャー企業数	32社 (H23年度)	61社 (H30年度)	56社
先端医療分野における研究実施件数 (累計)	3件 (H23年度)	19件 (H30年度)	19件

出典：沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(令和2年3月沖縄県)P504

※各指標とも増加の傾向が見られ、一定の効果を得られているものの、目標に達していない指標もある。

- 知的・産業クラスターの形成に向け、研究機関や研究開発型企業の集積を促進し、県内における試験研究や研究開発の活性化を図ることが重要。
- このためには、先端的な科学技術研究を行う大学等との研究ネットワークの充実・強化、OIST等と連携した共同研究等の促進などが必要である。
- また、研究開発型ベンチャー等の新事業の創出については、一般的に基礎研究から実用化までの期間が長く、開発リスクが高いことが課題となって、うまく産業に結びついていない現状がある。
- このためには、関係支援機関と連携した多角的かつ柔軟な、研究開発、事業化、規模拡大等の時期に応じた段階的な支援が必要である。

- 以上のことから、多角的かつ柔軟な、時期に応じた段階的な支援として、ディープテック企業を含む研究開発型ベンチャー企業や高度な技術を有する起業家及びこれらの技術に対する投資家等を惹き付けるインセンティブとしての優遇措置と、その後の研究開発、事業化、規模拡大、事業化までの期間短縮等の網羅的な支援策を一体的に盛り込んだ特区の制度を創設する。
- ディープテック企業である研究開発型ベンチャー等の集積においては、世界的な研究機関として成長しつつあるOISTを磁石として、国内外から技術者やスタートアップ企業を惹き付け、技術的な提携、研究連携の増加を図ることで、波及効果により県内企業等の技術的な飛躍を促進する。

**関連する施策展開**

---

3-(6)-ア スタートアップの促進

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(5) 科学技術イノベーションの創出と次世代を担う持続可能な産業振興
施策展開	ア 沖縄科学技術大学院大学等を核としたイノベーション・エコシステムの構築

## 提案する制度名 科学技術振興制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	○

**目指すすがた**

- 産学官が有機的に連携して相乗効果を発揮し、科学技術・イノベーションにより新たな付加価値を創造するイノベーション型経済への転換と豊かで持続可能な社会の実現。

### 制度概要



- 次の取り組みを行うため、県が設置する沖縄科学技術振興基金（仮称）の造成費に対する国の財政支援を創設する。【新規】【財政特例】
  - 沖縄県内において対象研究を実施する企業等の設立・研究開発に要する経費を助成する。
 

対象分野：ディープテック※

対象地域：沖縄県内

※ディープテックとは、実現までに高いスキルを要するものの、暮らしや社会の在り方を大きく変える可能性のある最先端の科学や革新的な技術のこと。
- 国又は地方公共団体は、沖縄における研究開発の推進及びその成果の普及並びに科学技術に関する関係者間の交流の促進その他の必要な措置を講ずるよう努める規定を継続する。（沖縄振興特別措置法第85条）【継続】【その他】
 

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P2-④】

- これまで、知的産業クラスター形成に向け、大学と企業が連携した共同研究に対し支援を実施したことにより、産学共同研究の推進や研究開発型ベンチャー企業等の集積が図られてきた。
- 一方、創薬等、沖縄県が成長分野に位置づけている「健康・医療」分野等は、実用化・事業化までに、多額の資金と長い研究時間が必要とされることから、大学と企業等が連携した共同研究につながらない・継続できない等の課題がある。また、イノベーション・エコシステムの循環的な仕組みを構築するためには、基礎研究だけでなく、応用研究や実証、製造、販売、事業化、投資企業等など、更なる企業の集積が必要である。

- 今後、沖縄が循環的に新たな技術シーズを創出し、技術者や企業、投資家等を惹き付ける魅力的な地域になるためには、企業や大学等の技術シーズについて、挑戦的に事業化を目指せる仕組みを構築することが重要であり、基金により技術シーズが効率的に事業化を目指せるよう戦略的な研究開発支援等を行うなど、長期間安定的かつ継続的な支援に取り組む必要がある。

## 担当部課

企画部 科学技術振興課

## 関連する施策展開

3-(5)-イ 科学技術を担う人材の育成・活用・確保

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(5) 科学技術イノベーションの創出と次世代を担う持続可能な産業振興
施策展開	ウ バイオテクノロジーを活用した産業化の促進

## 提案する制度名 健康・医療・バイオ産業拠点形成の促進

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

**目指すすがた**

■ 沖縄県の独自性及び優位性を活かした、持続的に発展可能な健康・医療・バイオ産業拠点の形成により、周辺産業を含む更なる企業の集積及びそこから波及する、研究開発への投資を含む民間投資の活発化を促進し、高付加価値産業の創出による県民所得及び労働生産性の向上を図る。

### 制度概要



1. 新たな沖縄のリーディング産業の創出を目指して、円滑かつ効率的な産業の集積を促進し、健康・医療及びバイオの分野を軸とする産業拠点を形成するため、県が産業用地を確保するにあたって(1)の特例措置を創設する。また、産業集積に向けて県が実施する(2)の整備に対する国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】

(1) 拠点候補地が国有地の場合は優先して県へ無償譲渡する。また、民有地の場合は土地取得に係る費用を国が財政支援(国庫補助率8/10)する。

(2) 施設及び設備

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④】

<参考>活用が見込まれる他の制度

1. 沖縄イノベーション特別地区

健康・医療・バイオ産業拠点を沖縄イノベーション特別地区の対象区域のひとつとした場合、特に次のような税制優遇措置等が適用されることにより、当該産業拠点到集積した企業等の研究開発投資の促進や高度人材の確保等による拠点の発展が期待される。

- (1) 地区内において県が認定した企業等(対象分野:ディープテック、以下、「認定企業等」という。)に対する、次の税制優遇措置
  - ア 認定企業等の法人税にかかる課税所得を10年を上限に40%控除
  - イ 研究開発税制において、認定企業等の控除額の上限を撤廃
- (2) 認定企業等が雇用する被雇用者に対する、次の税制優遇措置
  - ア 所得税を5年間免除
- (3) 特区内において企業を設立しようとする外国人のビザ要件を緩和

## 2. 科学技術振興制度

認定企業等に対し、企業の設立や、研究開発に要する経費を助成することにより、企業集積及び研究開発の促進が期待される。

## 3. ものづくり産業振興制度(ものづくり産業イノベーション促進地域)

ものづくり産業イノベーション促進地域において製造業等が設備等を新設又は増設する場合、法人税の投資税額控除又は法人税若しくは所得税の特別償却を受けることにより、設備投資の活発化又は産業化の促進が期待される。

## 4. 情報通信産業振興地域・特別地区

健康・医療・バイオ関連産業と連携する情報通信関連企業が、税制優遇措置や財政支援を受けることにより、県内における新たなビジネスモデル等の創出ひいては両分野の発展が期待される。

- 本県は、県民所得や労働生産性が全国平均の7割程度と最も低い水準であり、産業構造における製造業の割合も低い。製造業の割合の低さの原因のひとつとして、地理的条件による運送コストの高さ等の課題がある。
- また、沖縄高専等の理系人材の多くが県外へ流出しているところである。(沖縄高専9割程度、琉大理系学部5割程度が県外就職)
- よって、健康・医療・バイオ産業拠点に再生医療をはじめとする先端医療などの高付加価値産業が集積することによる、課題の解決が求められている。
- また、産業を集積することにより、OISTをはじめとする県内研究機関のシーズについても、産業化又は実用化が促進されることが期待される。
- そのため、一定規模以上の用地確保及び整備等が必要となるが、基地返還跡地等の用地については、工業用地としての確保が難しく、加えて返還時期が明確でないことなど不確定要素が多い。

- 本産業拠点の形成により、産業構造における製造業の割合や労働生産性の向上、理系人材の受け皿を創出する必要がある。
- 内閣府による骨太方針における沖縄振興やバイオ、再生医療等の最先端技術の研究開発の促進など、バイオ産業拠点の形成は国の施策とも合致しているものであるため、本県の産業発展の起爆剤となる拠点形成に係る土地の確保及び施設整備等は国からの支援を受けて進めることが求められる。
- 健康・医療・バイオ分野といった高付加価値産業をターゲットとすることで、今後、健康医療関連市場の拡大が見込まれるアジア諸国との近接性等、沖縄県の優位性を活かした独自の産業拠点を形成することが可能となるため、産業拠点形成に向けた土地取得に係る財政支援を制度化する必要がある。

**担当部課** 商工労働部 ものづくり振興課

**関連する施策展開**

- 3-(5)-ア 沖縄科学技術大学院大学等を核としたイノベーション・エコシステムの構築
- 3-(5)-イ 科学技術を担う人材の育成・活用・確保
- 3-(6)-ア スタートアップの促進
- 5-(3)-ウ 産業を支える多様な職業能力の育成・開発

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(6) 沖縄の優位性や潜在力を生かした新たな産業の創出
施策展開	Ⅰ 金融関連産業の集積促進

## 提案する制度名 経済金融活性化特別地区

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	○	○	○

**目指すすかた**

■ 金融業や情報通信関連産業をはじめ、沖縄の地理的特殊性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした成長潜在力のある多様な産業の集積を行い、成長を支援することで「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化を図り、もって沖縄における自立型産業の構築を目指す。

制度概要



1. 経済金融活性化特別地区制度の適用期限を10年間延長する。【拡充】【その他】
2. 所得控除が適用される期間について「法人設立の日から十年を経過する日までの期間」とする要件については、「県知事の認定を受けた日から十年を経過する日までの期間」に変更する。【拡充】【その他】
3. 1の区域内において、特定経済金融活性化産業の用に供する設備を新增設した法人に適用される法人税の所得控除(所得金額の一定割合を損金算入)若しくは投資税額控除(法人税額からの控除)又は法人税及び所得税の特別償却(償却限度額の引上げ)について、次の拡充を図るとともに、特例措置の適用期間を10年とする。【拡充】  
**【税制優遇】**
  - (1) 投資税額控除について、次の変更を行う。
    - ア 「対象資産」に無形資産のソフトウェアを追加
    - イ 税額控除の対象に「対象経費」を加え、物件賃貸費と人材の育成及び確保に要した費用の一定割合を税額から控除
    - ウ 一の生産等設備の合計額の下限を1,000万円から500万円に引き下げ

- エ 機械・装置、器具・備品に係る一の生産等設備の合計額の下限を100万円から50万円に引き下げ
- オ 税額控除の対象となる建物の附属設備について、建物と同時取得した場合に限定する要件の廃止（租税特別措置法関係通達（法人税編）第42条の9－7の廃止）
- (2) 特別償却について、次の変更を行う。
  - ア 「対象資産」に無形資産のソフトウェアを追加
  - イ 一の生産等設備の合計額の下限を1,000万円から500万円に引き下げ
  - ウ 機械・装置、器具・備品に係る一の生産等設備の合計額の下限を100万円から50万円に引き下げ
  - エ 特別償却対象となる建物の附属設備について、建物と同時取得した場合に限定する要件の廃止（租税特別措置法関係通達（法人税編）第45条－8の廃止）
- 4. 県及び市町村が、特定経済金融活性化産業の用に供する設備を新增設した法人について、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除を行った場合に生じる減収相当額を地方交付税で補てんする国の財政特例の適用期間を10年とする。【拡充】  
【財政特例】
- 5. 国際金融都市として日本市場の魅力を高める動きと連動し、海外から高度外国人材を経済金融活性化特別地区へと誘引するとともに、定着を図るため、所得税に次の(1)及び(2)の税制の優遇措置を創設する。【新規】  
【税制優遇】
  - (1) 特定経済金融活性化産業に属する事業を営む法人を設立し、又は当該法人に雇用される高度外国人材（出入国管理上の優遇措置を受ける者）に対し、当該企業から支払われる所得に係る所得税率をアジア先進国に比較優位のある税率とする。（日本：最高45%、香港：最高17%、シンガポール：最高22%）
  - (2) 経済金融活性化特別地区に住所を有する高度外国人材については、株式譲渡所得を非課税とする。
- 6. 所得税若しくは法人税の課税の特例又は事業税、不動産取得税若しくは固定資産税の課税免除の適用を受けた事業者は、県へ適用実績報告書の提出を義務づける規定を創設する。【拡充】  
【その他】
- 7. 特定経済金融活性化産業に属する事業を営む法人を設立し又は当該法人に雇用される場合に付与される高度人材ポイント制にかかる特別加算の項目を新設する。【拡充】  
【要件緩和】

※高度人材ポイント制：高度外国人材の受入を促進するため、高度外国人材に対してポイントを付与し一定の点数に達した者に出入国管理上の優遇措置を与える制度

8. 県が実施する経済金融活性化特別地区を拠点とした独自性・優位性のある金融関連ビジネスモデルの創出に取り組む事業者への支援に対する国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】
9. 特区内企業の先端技術を活用した事業展開を促進するため、オープンイノベーション促進税制のスタートアップ企業を設立10年未満とする要件を緩和し、特区内の革新的な経営資源を有する企業を対象とする。【新規】【要件緩和】
10. 失効前の沖縄振興特別措置法(以下、「旧法」という。)の規定により指定された経済金融活性化特別地区において設備を令和4年3月31日以前に新增設した者に係る地方税の課税免除又は不均一課税をした場合における地方公共団体の基準財政収入額の算定について、旧法の失効後も効力を有することとする。【新規】【財政特例】
11. 国及び地方公共団体は、区域における企業の立地を促進するために必要な公共施設の設備の促進に努める。(沖縄振興特別措置法59条)【継続】【その他】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④、P2-⑤】

現状・課題

- 平成25年度から令和元年度までに金融関連産業、情報通信関連産業の立地企業は、34社から47社へ、当該企業の雇用者数も1,042人から1,170人へ増加しているが、目標値に達していない。
- 令和元年度までに金融業16社が立地しているが、コールセンターなどの金融業の補助業務を事業としている企業も多く、金融特区としての機能を十分に発揮しているとは言えない。
- 事業認定要件の見直しや税額控除又は特別償却の対象資産、対象経費の追加、取得下限額の引き下げなどにより、インセンティブを高めることで更なる企業集積や立地企業の成長を図る必要がある。
- 政策を評価する上で、制度を活用した企業の設備投資やその効果を把握することが重要であるが、活用企業の全件を把握することが困難な状況となっている。

必要性

- 北部地域の経済基盤は未だ他圏域と比較して弱く、北部圏域の産業の振興や沖縄の均衡ある発展に向けては、企業誘致の更なる加速化や企業の生産性向上を図るための施策を講じていく必要がある。
- 減収補てん措置は、地方交付税法第14条の2の規定によって総務省令で定める日から、翌年のその前日までの間に課税免除又は不均一課税がなされたものについて、当該減収額を当該年度の基準財政収入額から控除して行われるため、旧法失効後の当該基準財政収入額の算定時に、根拠規定に効力を持たせる必要がある。

**担当部課**

企画部 企画調整課、商工労働部 産業政策課、情報産業振興課、ものづくり振興課  
農林水産部 農林水産総務課、水産課、文化観光スポーツ部 MICE推進課

**関連する施策展開**

---

なし

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(7) 亜熱帯・海洋性気候を生かした持続可能な農林水産業の振興
施策展開	ア おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化

## 提案する制度名 島しょ県における産業動物獣医療提供体制整備

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	○	—	—	—

**目指すすかた**

- 産業動物獣医師の人材確保及び診療効率化による獣医療体制の強化により、家畜の生産拡大を推進し、更なるおきなわブランドの確立と生産供給体制の強化を目指す。

### 制度概要

2 国庫を  
半額に

8 動きが早い  
経済成長も

9 産業と住民生活の  
両立をつくる

10 人や国の不平等  
をなくす

- 離島地域において、情報通信技術(ICT)を活用した効率的な診療体制の構築に向けて、次の特例措置を創設する。【新規】【財政特例】【規制緩和】
  - 情報通信機器の整備に対する国の財政支援(国庫補助率8/10)の創設
  - 情報通信技術を活用した診療を可能とするため獣医師法の規制を緩和
- 本県の産業動物医療に貢献できる産業動物獣医師を養成するため、県外の獣医大学に地域枠と編入制度を創設する。【新規】【規制緩和】
- 産業動物獣医師を目指す学生への修学資金の増額及び国庫負担割合の引き上げに対して国の財政支援を拡充する(国庫補助率を1/2から8/10へ引き上げる。)。【拡充】【財政特例】
- 離島地域の畜産農家を取り残さない診療体制を構築するため、沖縄県農業共済組合が設置する家畜診療所について、当該診療所に勤務する産業動物獣医師手当の拡充及び住居の確保に要する費用又は当該診療所の運営費に対して国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】

- 本県の肉用子牛取引頭数は全国で4番目に高く、繁殖素牛の生産基地としての地位を確立しているものの、不十分な飼養管理や獣医師への診療依頼の遅れ等の理由から子牛の疾病及び死亡事故の発生率が高い状況にある。また、発情見逃し等の理由から母牛の分娩間隔が長くなる傾向にあり、子牛の生産率が低いことなどが課題となっている。
- 県内の主たる繁殖素牛産地である宮古地区と八重山地区においては、産業獣医師1人当たりの対応牛群は、宮古地区1,700頭、八重山地区2,500頭と全国(347頭)でも突出して高い状況となっているが、慢性的な産業動物獣医師の不足に加えて、離島地域の家畜診療は移動と診療に日数を要することから、産業動物獣医師の確保や診療業務の効率化が課題となっている。

- 本県が繁殖素牛産地として地位を確立していくため、子牛の疾病及び死亡事故の発生率や母牛の分娩間隔、子牛の生産率などの改善に取り組むこととしており、産業獣医師の確保や診療業務の効率化に向けて、国の支援制度を創設する必要がある。
- 現状の慢性的な産業獣医師不足(早期離職、確保困難)や島しょ県ならではの問題(離島が多い、通行手段が少ない、転勤が多い等)の継続は、産業獣医師の労働環境の悪化を招き、産業獣医師のさらなる不足を助長し、適切な産業動物の獣医療の提供が困難となるため、実行性のある産業動物獣医師確保や診療業務の効率化に向けた制度を創設する必要がある。

## 担当部課

農林水産部 畜産課

## 関連する施策展開

- 3-(7)-I 農林水産業の担い手の育成・確保と収益力の強化
- 3-(9)-ア 離島ごとの環境・特性を生かした農林水産業の振興

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(7) 亜熱帯・海洋性気候を生かした持続可能な農林水産業の振興
施策展開	イ 県産農林水産物の安全と消費者信頼の確保

## 提案する制度名 特殊病害虫対策制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

**目指すすかた**

- ミバエ類の再侵入防止の継続と根絶状態の維持により果実や果菜類の県外出荷を継続するとともに、イモゾウムシ等の根絶地域を拡大し、根絶達成地域への再侵入を防止することにより生産拡大及び高品質安定生産の実現を目指す。
- また、新たな侵入害虫等のまん延を防止する防除技術の確立によって、新たな出荷制限を回避する。

### 制度概要



1. 県が特殊病害虫対策として実施する次の取組に要する費用に対して、国の財政支援（交付金制度：国庫交付率10/10）を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) ウリミバエの侵入警戒調査及び侵入防止防除
  - (2) ミカンコミバエの侵入警戒調査及び侵入防止防除
  - (3) 移動規制害虫等のまん延防止防除及び根絶防除

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P2-④】

**現状・課題**

- 沖縄県にはかつてウリミバエやミカンコミバエが生息していたため、植物防疫法により果実や果菜類の県外出荷ができなかった。ミバエ類の根絶により、マンゴーやゴーヤーなどの県外出荷が可能となり、おきなわブランドイメージの形成が進んできた。しかしながら、これらのミバエ類は東南アジアに広く生息しているため、毎年のように飛来することから、再侵入防止防除を継続する必要がある。
- これまで、国境に位置し、特殊病害虫の発生地域と接している沖縄で防除技術の研究を行い、防除を継続して実施していることによって、国内への特殊病害虫の侵入及び定着を防ぎ、国内産農産物の国外輸出が可能になるなどの国益を支えてきた。

- 国は、平成23年度まで県が特殊病害虫対策に要した費用の全額を国庫補助金で交付していたことから、年度途中で県が追加対策を実施した場合には同補助金の追加交付があった。しかしながら、平成24年度に沖縄振興特別推進交付金が創設され、同交付金事業として対策を実施することになってからは、県が対策費用の一部を負担するとともに、追加で対策を実施しても国からの追加の財政支援はなくなった。
- 昭和61年に根絶されたミカンコミバエの再侵入警戒調査による誘殺頭数は、近年急激に増加傾向にあり、同時に複数箇所で誘殺が確認されるなど、追加調査や初動防除の実施に際して人員等の調達が難渋する状況がある。加えて、新たな侵入害虫の定着が確認され、調査の実施や対策の研究を行う必要が生じるなど、防除に係る負担は増加している。
- ウリミバエ等の防除には不妊虫放飼法以外の手法が存在しないことから、再侵入防止対策を実施するためには不妊虫の大量増殖を行い放飼する必要がある。しかしながら、当該対策の継続にあたっては、老朽化が進む不妊虫大量増殖施設及び設備の早急な更新と新たな侵入害虫対策のための技術の導入が課題となっている。

- おきなわブランドイメージの成長のためには、特殊病害虫の防除対策の確実な継続が必要である。また、国産農産物の輸出にあたっては、国内で特殊病害虫の発生がないことが条件とされることもあり、国境に位置する本県が、引き続き、特殊病害虫の防除等を実施し日本国の防波堤として役割を担っていくには、老朽化した施設及び設備の更新等も含め、対策に要する費用の全額を国庫支出金で賄い、不測の事態に備える必要がある。

**担当部課** 農林水産部 営農支援課

関連する施策展開

なし

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(7) 亜熱帯・海洋性気候を生かした持続可能な農林水産業の振興
施策展開	ウ 多様なニーズに対応するフードバリューチェーンの強化

## 提案する制度名 農林水産物条件不利性解消制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	○	—	○

**目指すすがた**

- 生産者と物流事業者が連携して総合的で効率的な流通の合理化を図り、県産農林水産物の持続可能な市場競争力とおきなわブランドの向上に向けて、県外出荷にかかる輸送コストの軽減対策等を実施し、更なる県外出荷の拡大につなげる。

### 制度概要




1. 県の定める戦略的な県産農林水産物の県外出荷に係る輸送費負担の軽減、県外産地との市場競争力を確保するため、次の取組に対する国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 補助対象者は、県産農林水産物の生産者団体等とする。
  - (2) 補助対象経費は、ア及びイの経費とする。
    - ア 鹿兒島県までの輸送費相当額(航空又は船舶)
    - イ 県外の主要な農産物取引市場に近接する物流倉庫の借上げ等に要する経費
2. 県産農林水産物の戦略的なサプライチェーンの構築に向けて、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律にかかる特例措置を創設する。【新規】【財政特例】【要件緩和】【その他】

- (1) 生産者と物流事業者が連携してコールドチェーン(低温物流)体制の構築を図っていくため、流通合理化に関する計画を国が認定する制度に係る特例措置
  - (2) 特例手続により国が認定した流通合理化に資する計画を策定した者に対する政策的な投融資制度の適用に関する優先的な配慮及び次の国庫補助事業に係る採択条件等に関する優先的な配慮
    - ア 食品流通合理化制度に関する農林水産省補助事業の採択に関する優先的配慮
    - イ 物流総合効率化制度に関する国土交通省補助事業の採択に関する優先的配慮
    - ウ 総合物流施策大綱に基づく関係省庁補助事業の採択に関する優先的配慮
  - (3) コールドチェーン(低温物流)体制構築のため、県が実施する次の取組に対する国の財政支援(国庫補助率8/10)の創設
    - ア 補助対象者は、国が認定した流通合理化に資する計画を策定した者とする。
    - イ 補助対象は、コールドチェーン(低温物流)体制の構築を図るため、温度管理可能型船舶用コンテナ、冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵輸送車両その他の必要な投資物件とする。
3. 県産農林水産物の流通条件が悪化した場合のセーフガード措置として県内外の物流機能の改善に向けて、輸送機関の負担軽減を図るため、(1)の者が負担する(2)の経費に対して、国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】
- (1) 補助対象者は、航空輸送事業者又は船舶輸送事業者とする。
  - (2) 補助対象経費は、臨時的に運航する航空便又は船便に係る運航経費とする。

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④】

- 島しょ県である本県は、全国を縦断する鉄道や高速道路を介した物流ネットワークを直接活用できないことから、トラック輸送を基本とした他県に比べて、航空輸送などの物流コストが必然的に生じている。
- 平成24年度から沖縄振興特別推進交付金を活用して、県が定める戦略品目について、直近他県までの輸送費相当分を支援したことにより、県外出荷は平成25年度の50,298トンから平成30年度の65,113トン(年率5.3%拡大)に拡大し、農業総産出額(年率2.2%成長)、漁業産出額(年率4.9%成長)ともに増加した。

- 県外出荷は、JAおきなわ等の系統出荷が中心であるが、品目によっては販売先の多様化に応じて小ロット、多頻度での航空輸送も多くあり、県外出荷の更なる拡大に当たっては、より大消費地に近い場所で農林水産物を保管することなど、消費者のニーズに即したサプライチェーンの構築が課題となっている。また、市場に近接した物流貯蔵施設などを確保することにより、これまでの航空輸送から船舶輸送を基本とした輸送コストの低減が期待できるが、生産地から市場までのコールドチェーン体制の構築も課題となっている。加えて、共同輸配送の推進や流通システムのデジタルトランスフォーメーションの推進、中央卸売市場の機能強化等による県内物流ネットワークの合理化も課題となっている。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い航空便が著しく減便となり、農林水産物の物流に大きく影響を及ぼしたことを踏まえ、災害や感染症の発生に伴い県外出荷の流通条件が悪化した場合に備え、緊急避難的に販路の維持を図るため、輸送事業者に対する支援も重要である。

- 産業政策として、県産農林水産物の県外出荷の推進及び市場競争力の確保に向けては、県外産地との競争条件に関する構造的な格差を是正する必要があるため、国による財政支援が必要不可欠である。また、市場近接地で出荷調整を行う物流貯蔵施設等の確保や、船舶輸送を基本とするコールドチェーン体制の構築など総合的な物流コストの合理化に向けた取組を推進するため、国の財政支援が必要である。

担当部課

農林水産部 流通・加工推進課

関連する施策展開

3-(9)-ア 離島ごとの環境・特性を生かした農林水産業の振興

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(7) 亜熱帯・海洋性気候を生かした持続可能な農林水産業の振興
施策展開	ウ 多様なニーズに対応するフードバリューチェーンの強化

## 提案する制度名 沖縄製糖業の経営基盤強化・高度化推進制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

**目指すすかた**

- 離島地域の基幹産業である沖縄産含蜜糖の生産・供給安定による製糖事業者の経営安定、分蜜糖製造事業者の経営基盤強化と高度化推進により、本県さとうきび産業の維持・発展を目指す。

### 制度概要

2 低炭素  
ゼロに

12 つくる責任  
つかう責任

＜含蜜糖製造事業者の経営基盤強化に対する支援＞

1. 県が(1)から(3)の取組を円滑に支援するため、含蜜糖振興対策基金を創設するとともに、当該基金の造成費に対する国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 含蜜糖製造事業者の経営安定に向け、製造コストと販売価格との差額相当を基金管理団体から事業者へ交付金として交付する。
  - (2) 含蜜糖製造事業者が生産者へ支払う原料代のうち、生産コストと販売価格との差額相当を基金管理団体から直接、生産者へ交付金として交付する。
  - (3) 沖縄産含蜜糖の需給を調整するため基金管理団体により必要量を買上げる。
2. 県内の各地域において生産される含蜜糖の一定量を引き受けて販売する体制を整備するため、その整備に要する費用に対して国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】

## ＜沖縄糖業の高度化推進に対する支援＞

1. 製糖事業者の経営安定に加え、新たな産業拠点として地域産業の活性化を図るため、市町村又は製糖事業者が実施する次の施設の整備に対して、国の財政支援(国庫補助率9/10)を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 省力化のための製糖工程における自動制御施設及び遠隔操作設備並びに省エネルギー化のための高効率バイオマスボイラー等の高機能製糖施設
  - (2) 糖業副産物由来の生分解性資材、機能性食品原料等に係る商品開発又は製造を行う糖業副産物高度総合利活用施設

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④、P3-⑦】

### 現状・課題

- 含蜜糖の生産地域は小規模離島であり、さとうきび以外の農作物の代替性に乏しいことに加え、気象災害等による原料の豊凶変動、それに伴う含蜜糖製造量の増減幅が大きく、市場への安定供給が難しいため、生産者や製糖事業者の経営が不安定である。
- 一方で、分蜜糖は砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律により、価格保証と原料糖の全量買取がされている。また、価格保証のための交付金は、(独法)農畜産業振興機構が管理する調整金を原資とし、予算年度を跨いだ交付が可能となっているが、含蜜糖には同制度が適用されないため、黒糖の販売動向が事業者の収益に大きく影響し、不安定な経営を強いられている。
- 本県の基幹作物であるさとうきびは、地域経済を支える極めて重要な役割を担っているが、多くの県内分蜜糖製糖工場は、建設から50年以上を経過しており、建屋や設備等の老朽化による操業トラブルが頻発するなど、操業停止によるさとうきびの安定的な買入が懸念されている。また、人口減少や高齢化等により製糖業を担う労働力が不足するなか、操業の効率化、省力化が課題となっている。
- 新たな工場建設に係る費用は、極めて高額になることが見込まれるが、工場経営が厳しいなか、既存の設備更新等に係る補助事業(国庫補助率6/10)では対応が困難である。また、製糖工程から発生するバガス、トラッシュ等の副産物は高付加価値化による他産業との連携の可能性は高いものの、主に有機質肥料としての利用に限られており、地域の実情に応じた利活用が求められている。

### 必要性

- 小規模離島で生産される含蜜糖について、製造事業者の経営安定を図るためには、気象災害や景況等に左右されない支援制度(基金創設、製造事業者及び生産者向け交付金、保管調整用黒糖の買い上げ等)の創設が必要である。

- 県内分蜜糖地域における製糖事業者の経営安定に加え、地域産業の活性化を図る上では、「働き方改革」等社会情勢の変化に対応する省エネルギー化、省力化、AI、IoT技術の活用による製造ラインの自動化等に資する高機能製糖施設整備が必要である。また、バガスやトラッシュ等の製糖副産物の高付加価値化や環境に優しいエネルギー開発等沖縄らしいSDGsの理念を踏まえた新たな産業拠点としての施設整備に係る国の支援が必要である。

**担当部課** 農林水産部 糖業農産課

#### 関連する施策展開

3-(9)-ア 離島ごとの環境・特性を生かした農林水産業の振興

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(7) 亜熱帯・海洋性気候を生かした持続可能な農林水産業の振興
施策展開	Ⅰ 農林水産業の担い手の育成・確保と収益力の強化

## 提案する制度名 農林水産業の担い手の育成・確保と収益力の強化支援制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	○	—	—

目指すすがた

- 新規就農・就漁者や外国人材等を活用した農業水産業労働力の確保を推進することによって、県民・観光客の他、県外・海外市場への農水産物の安定供給や経営感覚に優れた農業経営者の育成・確保を図り、持続可能で競争力のある農林水産業の振興を目指す。
- また、台風等の気象災害による被害が多い本県では、全国と比べて共済掛金の負担が大きいことから、共済掛金の負担を全国並に軽減することで、共済加入が促進され、甚大な農業被害の発生時でも被災後の再生産機能が発揮され、結果、多くの農業者が安心して農業に従事する環境を整えることにより、本県農業の生産振興を図り、持続可能な農業経営体制を構築する。

## 制度概要



### < 農業水産業労働力確保対策の促進 >

1. 農業・水産業労働力の確保に向けて、県が次の取組を円滑かつ柔軟に実施するため創設する基金に対して、国はその造成費を財政支援(国庫補助率8/10)する。【新規】  
【財政特例】
  - (1) 新規就農者の育成確保に向けた次の取組
    - ア 新規就農コーディネーターの配置
    - イ チャレンジ農業等(研修施設)の整備及び指導員の配置
    - ウ 研修生受入農家への支援
    - エ レンタル農場の整備
    - オ 機械・施設等の助成支援

(2) 新規漁業就業者の経営継続と確保に向けた次の取組

ア 小中学生を対象とした水産教室

イ 高校生を対象とした短期漁業体験の実施

ウ 就業3年以内の漁業者への経営安定化に係る支援

(3) 外国人材を受入れる際に登録支援機関が実施する渡航、研修、管理、受験、資格取得、特定技能などの支援の取組

(4) 新規に受け入れる外国人材に対する最低賃金の全国平均と本県との差額の補てんと住居手当等の支援

2. 小規模離島等において、新規就業者や外国人材等の住居確保に向けた既存の施設の利用制限等の要件を緩和する。(農業)【新規】【要件緩和】

<農業共済への加入促進>

1. 農業共済制度の農家負担掛金を軽減するため、共済掛金に対する国庫負担割合を次のとおり引き上げる。【新規】【財政特例】

(1) 農作物共済 50/100を80/100へ引き上げる。

(2) 畑作物共済 55/100を60/100へ引き上げる。

(3) 園芸施設共済 50/100を90/100へ引き上げる。

<耐候性施設の導入促進>

1. 園芸施設の自然災害による被害を軽減するため、強化型耐候性施設の導入及び既存施設の補強・改修に対する国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④、P2-⑥】

- 本県における10年後の年齢別農業就業人口は、農業が現在の19,916名から13,259名に、漁業が3,686名から3,457名に減少する試算となっており、景気好調による他産業への人材流出など、更なる就業者数の減少が見込まれている。
- 農業及び水産業の担い手の育成確保に向けて、平成24年度からは就農相談から就農後の定着までを一貫して中長期的に支援するシステムを構築し、年間300名の新規就農者の育成及び確保を目的に取り組んでいる。また、平成30年度から令和2年度にかけては、アジア・太平洋諸国からの技能実習生の受入を通して、技能等の移転による国際協力に貢献するとともに、本県の農業・農村の活性化を図るため、受入農家における研修に係る費用の一部支援を実施した。さらに、平成27年度から令和2年度にかけては、水産業の担い手の育成・確保の課題解決のため、就業3年以内の新規漁業就業者に対して経営安定化に係る取組を実施するとともに、小中学生に水産業への理解を深めてもらう取組や高校生に水産業を職業選択の一つとして意識してもらう取組を実施した。
- しかしながら、近年の経済状況等の変化により、新規担い手の数は近年、減少傾向にあり、加えて、他産業への労働力の流出もあり、担い手の育成と確保だけではなく、外国人材等の受入れを促進している。平成24年度から令和元年度までの新規就業者は農業2,542名、漁業1,184名となっており、外国人材についても年々増加している。国家戦略特区制度に基づく農業外国人材受入支援事業によって受け入れた人数は96名となっており、加えて、特定技能制度による雇用者数も増えている。
- さらに、新規就業者として若年層の取り込みと、労働力の確保に向けた外国人材の受け入れを推進するにあたっては、受け入れに向けた環境等の整備が課題となっている。そのためには、国家戦略特区農業外国人材受入支援事業（令和元年度終了）で見つかった課題を解決し、新たな制度である「特定技能」へ移行し、総合的な農業・水産業の担い手と労働力の確保対策を講じる必要がある。また、初期投資の負担・漁業制限などにより、新規漁業就業者の経営安定化が難しいことから、その定着が課題となっている。さらに、本県の最低賃金は全国平均と比べ低い水準にあることから、外国人材の賃金も低い水準に設定されるため、より賃金の高い地域へと流れることから本県への定着も課題の一つとなっている。
- 農業共済について、掛金額の算定に用いる掛金率が過去20年間の被害率を基に設定されることから、近年、耐候性施設の導入により台風等の影響による農業被害が軽減しているものの、同施設導入以前を含む平均被害額（約26億円）に基づき、掛金額が算定される。このため、沖縄県の農家は、全国と比べて高額な共済掛金を支払わなければならない、農業共済への加入率が低迷しており、特に、園芸施設共済については、全国一低い状況にある。
- 本県への過去20年間（H12～R元）の台風接近数は、年平均8.10と、本土の年平均5.85より多くなっており、台風の接近期間は、本土の4月～10月に対し、本県は4月～12月と、本土よりも2ヶ月長い。さらに、台風は、暖かい海面から供給される熱エネルギーにより発達するため、本県へは勢力が維持されたまま接近し、台風の影響を強く受けることとなり、特に、宮古、八重山地域は、台風の接近が他の地域よりも早く、台風対策が十分に行えないという地理的に不利な状況を抱えている。

- さらに、園芸施設共済において、本県で一番多く設置（約4割）されているプラスチックハウスⅡ類のパイプハウスの被害率（H9～28平均）は、本県11.4%に対し全国平均2.7%と約4倍となっている。そのため、農業者が負担する掛金は全国の約6.3倍となり、加入率が低迷する要因となっている。同様に、畑作物共済及び農作物共済においても、掛金負担が大きく、加入率が低迷している状況にある。
- 平成24年度から沖縄振興特別推進交付金を活用した農家の共済掛金の負担軽減を図る「沖縄型農業共済制度推進事業」を実施したことで、園芸施設共済の加入率は、平成24年度の19.1%から平成28年度の24.6%へと5.5ポイント上昇した。しかしながら、全国との共済掛金の差が縮まらないことから、令和元年度の加入率は20.3%と低い状況が続いている。
- 引き続き、台風等の被害から農作物を守るため、耐候性のある施設の導入を推進する必要があるが、施設を整備するにあたって高額な農家負担が課題となっている。また、台風等により被害を受けた際の施設の補修を補償する園芸施設共済への加入についても、施設の整備と併せて促進する必要があるが、共済掛金の高さが加入促進を図る上での障害となっている。

- 農業・水産業生産の維持・発展のため、担い手育成確保と併せて外国人材等の受入れに向けた総合的な担い手・労働力の確保対策をより推進するため、国の財政支援が必要である。
- 小規模離島等において、新規就農者や農業外国人材の受け入れに向けて、住居の確保を容易にするため、利用者が制限されている施設等の入居要件の緩和や既存施設の改修を含めた住居確保支援を行う必要がある。
- 共済掛金の負担が大きく、加入率は全国に比べ低い状況にあることから、加入率の向上に向けて農家負担の軽減を図るため、共済掛金に対する国庫負担割合を引き上げる必要がある。
- 農家経営の安定化を図り、持続可能な農業の促進に向けて、台風等の気象災害による被害が多い沖縄においては、台風等の被害から農作物を守る耐候性のある施設を導入する必要があることから、当該施設の導入促進に向けて、国の支援が必要である。

## 担当部課

農林水産部 営農支援課、水産課、糖業農産課、園芸振興課

## 関連する施策展開

- 3-(7)-ア おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化
- 3-(9)-ア 離島ごとの環境・特性を生かした農林水産業の振興

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(7) 亜熱帯・海洋性気候を生かした持続可能な農林水産業の振興
施策展開	カ 成長産業化の土台となる農林水産業の基盤整備

## 提案する制度名 漁港の衛生管理体制の強化

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

目指すすかた

- 高度な衛生管理に対応した岸壁、荷さばき所、冷凍・冷蔵施設等の一体的整備を進め、生産・流通機能の高度化による水産物の魚価や品質向上を目指す。

## 制度概要

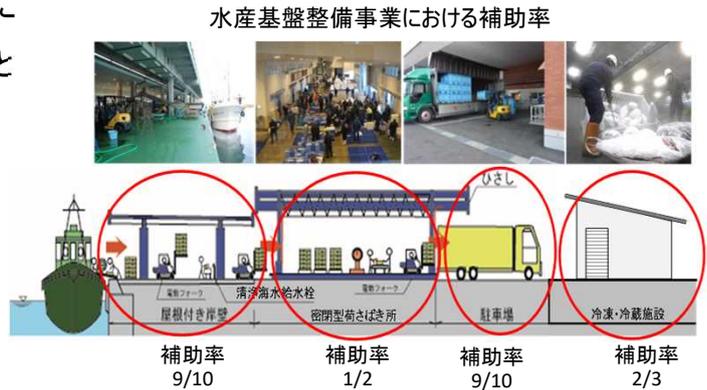


1. 漁港の衛生管理体制強化に向けて、地方公共団体及び水産業協同組合が実施する水産基盤整備事業における「荷さばき所」の整備に対する国の財政支援を拡充する(国庫補助率を1/2から2/3へ引き上げる。)。【拡充】【財政特例】

現状・課題

- 近年、「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成30年6月13日公布)による「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の義務化等、水産物の衛生管理体制を取りまく環境は大きく変化しており、それに合わせて水産庁より「漁港における衛生管理基準」が令和3年度に改訂予定である。
- 本県においても「水産業の成長産業化」を推進しているものの、荷さばき所の老朽化が進行しており、水産物の衛生管理の面で十分な対応ができないおそれもあることから、県が推進する「産地の価格形成の向上」の取組に悪い影響を及ぼしている。
- 近年、食品の衛生管理に関する消費者ニーズが高まっているが、水産物の衛生管理体制が十分でないため、「水産業の成長産業化」の推進に向けて、高度な衛生管理体制の構築が課題となっている。

- また、漁港の整備は、国庫補助率が9/10の「水産基盤整備事業」を活用し、整備を進めている。しかしながら、同事業では「荷さばき所」の整備に係る国庫補助率は1/2と、高率補助制度の対象となっていないことから、より国庫補助率の高い「浜の活力再生・成長促進交付金(国庫補助率2/3)」を活用し、後日、荷さばき所の整備を実施している。
- 「浜の活力再生・成長促進交付金(水産業強化支援事業)」は、荷さばき所以外のメニューも多く、荷さばき所の整備について重点的に予算を集中させることが困難である。また、全国一律の制度となっていることから、沖縄県の荷さばき所の整備について、重点的に国庫予算の配分をすることは厳しい状況である。



- 水産物の衛生管理体制を取り巻く環境は大きく変化しており、食の安心・安全を高めるとともに消費者のニーズに応えていくためには高度な衛生管理が可能な荷さばき所の整備が求められている。他の漁港施設と一体的な整備を行い高度管理型荷さばき所の整備を推進していくため、当該施設に係る国庫補助率(1/2)を「浜の活力再生・成長促進交付金(水産業強化支援事業)」における荷さばき所の国庫補助率(2/3)まで引き上げる必要がある。
- 荷さばき所に対する補助率を「浜の活力再生・成長促進交付金(水産業強化支援事業)」と同率にすることにより、今後の産地市場統合を推進し、集出荷機能の強化を図る。

担当部課

農林水産部 漁港漁場課、水産課

関連する施策展開

なし

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(7) 亜熱帯・海洋性気候を生かした持続可能な農林水産業の振興
施策展開	キ 魅力と活力ある農山漁村地域の振興

## 提案する制度名 農山漁村地域振興制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	○	—	○

目指すすがた

- 農山漁村地域にある市町村において、地域住民とともに多様な地域資源を活用して、観光客や修学旅行生などに地域の魅力を体験してもらおう等、域外住民との交流拡大により、地域特性に応じた農林水産物及び加工品に関する域内消費を促進し、もって域外販売の成長を通じた「地域ブランドの確立」に基づく農林水産業の振興を目指すことにより、持続的な所得機会と雇用機会の確保を通じた活力ある農山漁村地域を実現する。

## 制度概要



### <農山漁村地域振興のための支援>

1. 農山漁村地域に該当する市町村を国と県が総合的に支援する地域振興制度を次のとおり創設する。【新規】【財政特例】【要件緩和】【その他】
  - (1) 関係交流人口の拡大、地域特産物（農林水産物及び加工品）に関するIoTやICTを活用した効率的な生産から域内消費及び域外販売の促進など、地域活性化の実現に向けて市町村は、次の事項を記載した計画を策定し、これを国が同意する。
    - ア 達成したい目標と計画の期間
    - イ 促進する取組の内容と実施体制
    - ウ その他取組を推進するため必要な事項
  - (2) 各市町村における地域ブランドの確立に向けて、地域間の条件不利性を改善するため、次の市町村事業に対して国の財政支援（国庫補助率8/10）を創設する。

ア 地域特産物に関する域外販売に要する移出コストの負担軽減を図るための措置

イ 生産条件の格差是正に要する生産資材の移入コストの負担軽減を図るための措置

(3) 関係交流人口の拡大に向けて、次の取組に対して国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。

ア 市町村と地域の多様な人材が連携して、地域を訪れる来訪者に対して地域資源と地域住民の多様な組合せを通じたマッチングビジネスの展開が図られるようにするため、持続可能な農山漁村ツーリズムの成長に向けた地域ポータルサイト機能と地域マーケティング機能の構築に関する市町村が計画する事業(以下、「地域活性化推進事業」という。)

地域活性化事業は、①農山漁村ツーリズムのコンテンツ作成及び導入支援並びに運営支援に要する経費、②域内消費の促進に向けた地域特産物を活かした「食べるツーリズム」に関する企画・運営に要する経費、③旅館業法の特例措置が適用される農林漁業体験民宿の普及促進に要する経費など、関係交流人口の拡大に向けた農山漁村地域における市町村のインバウンド戦略を推進する事業とする。

イ 県、市町村及び多様な地域の人材が連携して、持続可能な農山漁村ツーリズムの成長を促進するため、圏域別(本島圏域、本島周辺離島圏域、宮古圏域、八重山圏域)に先導的な農山漁村ツーリズム地区を創出し、これを横展開することにより、地域活性化事業の質的向上を図るとともに、地域活性化事業を担う多様な人材の育成を通して市町村が展開するインバウンド戦略の推進に関する量的向上を図るため、県として市町村支援に関する包括的な計画を策定し、これに基づき推進する事業

(4) (3)に関連する次の国庫補助金におけるそれぞれの事業の採択条件を変更する特例を設ける。

ア 農山漁村の地域活性化に関する農林水産省補助事業の採択に関する優先的配慮

イ 農山漁村の産業振興に関する関係省庁補助事業の採択に関する優先的な配慮

### <農漁村地域における環境施設の整備促進>

1. 農漁村地域における環境施設の施設管理者が行う長寿命化計画の策定及び保全事業(老朽化対策及び更新)に対する国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。

【新規】【財政特例】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④、P3-⑦】

- 本県の農山漁村地域にある市町村の多くが人口減少や高齢化の進展等に直面している一方で、地域を訪れる観光客の増加によって地域間交流は増加傾向にあるなど地域経済拡大の機会が到来しているものの、農林水産業の分野においてそれを十分に取り込めていないのが現状である。
- また、当該市町村が関係交流の拡大を図るため、滞在・交流施設の整備を一体的に推進する場合、農山漁村地域という地理的・社会的・経済的な条件不利性により、所得水準が相対的に低い地域住民による投資活動が期待できず、財政力も弱い状況では市町村自ら資金を調達して投資することも困難な状況にある。
- 市町村の地域特産物は主に個人消費向けの直接販売等のため、スマート農林水産業の導入なども含めた生産から地産地消、域外への販売促進までのフードバリューチェーンの再構築が課題となっている。また、人口減少等の影響により、当該地域内だけで農業振興を図るには限界があることから、地域間交流の促進への取組が課題となっている。さらに、離島地域は、本島地域に比べて生産資材の移入コストが割高となっており、生産条件に関する構造的な改善が課題となっている。
- 本県の農漁村地域における環境施設は、魅力ある農漁村地域を形成し、地域観光資源として他地域との交流による地域活性化に寄与しているが、施設整備から概ね30年を経過し、老朽化が進行した施設が多くあり、安全性や景観が低下している状況である。
- そのため、農漁村地域における環境施設の多くは、老朽化対策が必要となっているものの、施設管理者においては更新費用の確保が困難なため、施設への立ち入り禁止等の応急的な措置に止まっている状況にある。このため、農漁村地域における環境施設に係る長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に進め、魅力ある農漁村地域の景観維持、安全性の向上が求められている。

- 持続可能な農山漁村地域の維持・発展に向けて、地域特産物を活用した地域住民の所得機会を創出するため、域内で生産した農林水産物の域内消費の推進と同時に、域外への販売拡大に向けた取組、交流人口の拡大に向けた取組に対する国と県の総合的な支援及び配慮が必要である。
- 農漁村地域における景観の保持、安心安全な農漁村環境を維持するとともに、環境施設を活用した農漁村の活性化を促進するため、当該施設の長寿命化計画の策定及び老朽化対策に対する国の財政支援を設ける必要がある。

担当部課

農林水産部 流通・加工推進課、村づくり計画課、森林管理課、漁港漁場課

関連する施策展開

- 2-(7)-イ 大規模災害等に備えた強くしなやかな県土づくりの推進
- 3-(9)-ア 離島ごとの環境・特性を生かした農林水産業の振興

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(8) 地域を支える第二次産業と県産品の振興
施策展開	ア 多様なものづくり産業の振興

## 提案する制度名 ものづくり産業振興制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	○	—	○	○

目指すがた	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 製造業や、デザイン業、計量証明業等のサポーティング産業の設備投資を通じてイノベーションを活性化させ、製造業の付加価値額の増加につなげ、県内総生産の増加及び民間主導の自立型経済の構築を目指す。</li> <li>■ 地域の活性化や雇用の確保に寄与する重要な地場産業となっている県内酒類製造業を移出型産業として成長させ、「稼ぐ力」を高めることにより経営基盤の安定を目指す。</li> </ul>
-------	--

## 制度概要

8 数値が最も経済成長も

9 産業と経済全体の発展をつくらう

**<ものづくり産業イノベーション促進地域>**

1. 産業高度化・事業革新促進地域制度の名称を「ものづくり産業イノベーション促進地域」に変更するとともに、同制度の適用期限を10年間延長する。【拡充】【その他】
2. 同地域において、製造業等又はものづくり産業イノベーション促進事業の用に供する設備を新增設した認定事業者に適用される法人税の投資税額控除（法人税額からの控除）又は法人税若しくは所得税の特別償却について、次の拡充を図るとともに、特例措置の適用期間を10年とする。【拡充】【税制優遇】
  - (1) 投資税額控除について、次の変更を行う。
    - ア 「対象資産」に無形資産のソフトウェアを追加
    - イ 取得価額の合計20億円を限度額とする規定を廃止
    - ウ 税額控除の対象となる建物の附属設備について、建物と同時取得した場合に限定する要件の廃止（租税特別措置法関係通達（法人税編）第42条の9-7の廃止）
  - (2) 特別償却について、次の変更を行う。
    - ア 「対象資産」に無形資産のソフトウェアを追加
    - イ 取得価額の合計20億円を限度額とする規定を廃止

ウ 特別償却対象となる建物の附属設備について、建物と同時取得した場合に限定する要件の廃止（租税特別措置法関係通達（法人税編）第45条－8の廃止）

3. 区域内において製造業等又はものづくり産業イノベーション促進事業の用に供する施設に係る事業所税について、資産割の課税標準を1/2とする軽減措置を継続する。（地方税法附則第33条第3項）【継続】【税制優遇】
4. 県及び市町村が、製造業等又はものづくり産業イノベーション促進事業の用に供する設備を新增設した認定事業者について、事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除を行ったときに生じる減収相当額を地方交付税で補てんする国の財政特例の適用期間を10年とする。【拡充】【財政特例】
5. 所得税若しくは法人税の課税の特例又は事業税、不動産取得税若しくは固定資産税の課税免除の適用を受けた事業者は、県へ適用実績報告書の提出を義務づける規定を創設する。【拡充】【その他】
6. 措置実施計画の認定申請の際に提出する書類の記載内容を簡略化する。【拡充】【税制優遇】
7. 国及び地方公共団体は、事業者が行う区域内の施設の整備に必要な資金の確保その他の援助に努める。（沖縄振興特別措置法第38条）【継続】【その他】
8. 国及び地方公共団体は、就業上必要な教育又は職業訓練を行うための施設の整備の促進に努める。（沖縄振興特別措置法第39条）【継続】【その他】

#### <県産酒類製造業振興>

1. 県内酒類製造業が実施する(1)、酒類製造業及び県が実施する(2)の取組に対して、国の財政支援を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 県内の酒類製造業が戦略的なマーケティングに基づき実施する県産の酒類の販路の拡大に向けた次の取組
    - ア 製品開発
    - イ プロモーション
    - ウ 物流コスト低減に資する取組
  - (2) 多様な県産原料を活用した様々な酒類の製品開発に対して、沖縄に適した製造方法等に係る技術研究
2. 多様な県産原料を活用した様々な酒類の製品開発に必要な酒類の製造免許（果実酒、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール、スピリッツ、リキュール）について、酒税法第7条第2項に規定する法定製造数量規制の最低製造数量を6kℓから1kℓに緩和する。【新規】【規制緩和】

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P2－④、P2－⑤】

### <ものづくり産業イノベーション促進地域>

- 税の軽減措置等の制度活用に向けた措置実施計画の認定件数が着実に増加し、製品の開発力や技術の向上等に寄与している。
- 一方で、沖縄県の産業構造に占める製造業の構成比は、約4.4%(H29年度)で、全国平均20.8%と比較して大きく下回っており、製造業等の集積や拡大が課題となっている。
- 平成24年度に「事業革新促進」が追加された。「事業革新」とは、地域資源を活用した新事業の創出等が要件となっているところ、その要件を充たす措置実施計画の認定実績がないため、その要件の見直し等が課題となっている
- 現在、税制優遇措置の対象となる資産にソフトウェア(無形資産)が含まれていないことが、新型コロナウイルス感染症の影響で需要が高まるテレワーク環境の整備に必要な設備投資を促すことができない等の課題がある。また、20億円を超える資産を取得した場合、超過部分については税制優遇措置の対象となっていないことから、20億円以上の大規模な設備投資を促すことができない等の課題が生じている。
- 建物附属設備の取得が建物と同時であることが要件となっていることから、更なる産業のイノベーションのための建物附属設備単体での設備投資を促すことができない等の課題が生じている。
- 企業が立地してから黒字化するまで一定の期間を要する場合があります、事業税の優遇措置の適用を受けることができないこともある。また、赤字の間の固定資産税や事業所税の負担が生じている。
- 措置実施計画の認定申請書については、記載方法を簡略化し、申請者の負担軽減を図る必要があることから、その記載方法等の見直しが課題となっている。

### <県産酒類製造業振興>

- 酒類製造業は、製造業の少ない沖縄にあって、重要な地場産業のひとつであり、離島を含めた県内各地に酒造場が所在し、それぞれの地域の経済や雇用を支えている。
- 島しょ県であるため、原材料の調達及び製品の県外移出に係る輸送コストが高いなどの不利性がある。
- 人口減や飲酒人口の高齢化による酒類市場全体の縮小に加え、消費者嗜好の多様化による他酒類との競争激化など、県内酒類製造業の経営状況は厳しい状況にある。

### <ものづくり産業イノベーション促進地域>

- 沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出に関し、高い優位性及び潜在性を有している。
- 産業のイノベーションによる生産性若しくは生産額の向上又は稼ぐ力の強化に向けて、産業のイノベーションに資する製造業等の集積やものづくり産業を支えるサポーティング産業の設備投資や研究開発等を促進するため、税制優遇措置の拡充を図る必要がある。

### <県産酒類製造業振興>

- 県内酒類製造業の経営基盤を強化し、「稼ぐ力」を高めて移出産業として成長していくよう、国内外への販路拡大や酒類の多様化、多面的な支援を実施する必要がある。

#### 担当部課

商工労働部 ものづくり振興課、企業立地推進課

#### 関連する施策展開

3-(8)-イ 県産品の売上げ拡大促進

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(8) 地域を支える第二次産業と県産品の振興
施策展開	ウ 建設産業の持続可能な発展

## 提案する制度名 亜熱帯地域における建設技術の研究開発の促進

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	○

**目指すすがた**

■ 産学官連携の下、亜熱帯地域に適した防災・減災、長寿命化及び省エネなどの資材の開発や技術の研究開発を促進し、自然豊かで災害に強くエネルギー効率に優れた持続可能な「美ら島沖縄」の実現を目指す。また、研究成果を活かし、同様な課題を抱えているアジア・太平洋地域への国際協力・貢献活動に取り組むとともに、県内の事業者が有する亜熱帯地域に適した建設技術により、海外や温暖化する日本列島へ市場展開できる持続可能な建設産業を目指す。

### 制度概要






1. 国は、県内に建設技術の研究・開発及び建設人材を育成する「(仮称)亜熱帯地域建設技術研究所」を設置し、運営する。【新規】【その他】
2. 1の研究所においては、亜熱帯地域における建設技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び沖縄の振興発展に資することを目的とし、次の(1)から(4)を行うものとする。【新規】【その他】
  - (1) 亜熱帯地域における建設技術に関する調査、試験、研究及び開発
  - (2) 亜熱帯地域における建設技術に関する指導及び成果の普及
  - (3) 亜熱帯地域における建設技術に関する指針、基準の策定
  - (4) その他、上記業務に附帯する業務
3. 2の研究・開発の成果を活用した県及び市町村が実施する公共施設等の新設、改築及び維持修繕に対して、国の財政支援(国庫補助率9/10)を創設する。【新規】【財政特例】

4. 沖縄の地域特性に対応した建設技術等の海外展開等を促進するため、次の(1)及び(2)の取組に対して、国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】

(1) 県内事業者の海外展開等を促進するために県が行う次の費用

- ア 専門家等による委員会を設置運営する費用
- イ 海外展開等の支援に関する調査に係る費用
- ウ シンポジウム等の普及啓発に係る費用
- エ 海外見本市等への出展に係る費用
- オ 現地調査等の出張等に係る費用
- カ その他必要な費用

(2) 県内事業者が建設技術等の海外等への販売・展開及びそれらを担う人材の育成を行うにあたって要する次の費用

- ア 出張、研修に係る費用
- イ 機械器具等のリース・レンタルに係る費用
- ウ 現地コーディネート等の外注に係る費用
- エ 通信費、翻訳通訳費及び運送費等の諸経費に係る費用
- オ その他必要な費用

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-⑥、P3-⑦、P5-⑫】

- 本県の第2次産業の構成比は全国27%の6割弱の15%となっているものの、建設業の構成比は全国の5.6%の約2倍の10.7%と高く、建設産業の持続可能な発展は本県経済にとって重要な課題である。
- 県内の建設業者や県、市町村においては、亜熱帯地域に適した様々な建設技術やノウハウを有しているものの、データに基づく検証が進んでおらず、蓄積されたデータなどの有効活用が図られていないのが現状である。また、国の定める基準等は亜熱帯地域に最適化されたものではなく、今後は亜熱帯地域の特性を反映した建設技術・基準の構築についても検討課題となっている。
- こうした中、我が国においては、大型台風の襲来頻度の増加や夏季の最高気温の上昇など温暖化が課題となっており、自然災害に強いインフラの早期の整備や省エネ住宅の開発ニーズは増加しており、これまで沖縄が蓄積してきた技術を県外で活用できる可能性も高まっている。
- さらに、アジア・太平洋地域における国際的な共通課題の解決に向け、本県の地理的な特性とこれまで培った経験や知識を活かし、国と連携した国際協力・貢献活動ができる環境も整いつつある。
- このように、本県と同様な課題を抱えているアジア・太平洋地域や温暖化が進む日本列島が新たに開拓すべき市場として広がっているものの、県内の事業者の有する亜熱帯地域に適した建設技術の移転や亜熱帯地域に適した資材の県外販売を可能とする研究開発が進んでおらず、新市場への進出が円滑に進んでいない状況にある。

- 本県は自然豊かで災害に強くエネルギー効率に優れた持続可能な「美ら島沖縄」の実現を目指して、「自然環境の保全・再生」、「循環型・低炭素都市づくり」、「沖縄らしい風景づくり」、「耐震化、老朽化及び長寿命化」、「生産性の向上」等に対応した技術・資材等の研究開発を促進していくことも必要である。
- 県内に蓄積された亜熱帯地域に適した様々な建設技術やノウハウについて、調査研究によりデータに基づく検証を行い、国の定める基準等に反映させる必要がある。
- また、沖縄の産業構造で大きな割合を占める建設産業の持続可能な発展に向けて、沖縄の自然的特性に対応してきた県内の建設産業の技術を、新たな国外市場の開拓や国際協力・国際貢献に活用できる技術として高めるため、国の財政支援の下、早急に研究・開発等を進めていく必要がある。
- こうした課題に対応するには、亜熱帯地域における建設技術の研究開発の促進に向けたこれら財政支援や要件緩和などの制度が必要である。

**担当部課** 土木建築部 土木総務課

#### 関連する施策展開

- 1-(1)-イ 脱炭素島しょ社会の実現に向けたエネルギー施策の推進
- 2-(7)-イ 大規模災害等に備えた強くしなやかな県土づくりの推進
- 5-(3)-ウ 産業を支える多様な職業能力の育成・開発

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(10) 誰もが安心して働ける環境づくりと多様な人材の活躍促進
施策展開	ア 雇用機会の確保と多様な人材の活躍促進

## 提案する制度名 外国人材の活躍促進と受入環境の整備

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	○	—	—

**目指すすがた**

- 介護分野においては、深刻化が見込まれている県内介護事業者における人手不足の解消を目指す。
- 観光分野においては、ポスト・コロナを見据え、本県の入域観光客数が回復した際の労働力の確保を目指す。
- 農業分野においては、農業労働力確保により、県内外、海外市場への農産物の安定供給を図り、沖縄の優位性と地域特性を活かした持続可能で競争力のある農林水産業の振興を目指す。

### 制度概要

2 県民を  
笑顔に

3 すべての人に  
健康と福祉を

8 働きがいも  
経済成長も

14 海の豊かさを  
まもろう

**<介護分野及び観光分野>**

- 特定産業分野に従事する外国人の在留資格について、特定技能1号では家族の帯同を基本的に認めないとする要件を、県内においては次の分野に限り緩和する。【新規】  
【要件緩和】
  - 介護分野
  - 宿泊分野

**<農業水産業分野>**

- 外国人材を活用できる環境を整備するため、(1)及び(2)に対する国の財政支援を創設する。【新規】【財政特例】【再掲】
  - 登録支援機関が外国人材の受入れの際に実施する次の支援活動
    - 渡航費に係る助成
    - 日本語研修費用に係る助成

ウ 大型特殊等の資格等資格試験費用に係る助成

エ 市町村が実施する住宅確保に係る整備支援

オ 住宅の家賃助成

(2) 外国人材の継続的な確保に向けて、生産農家等が支払う雇入れ外国人材の給料又は家賃等について、全国の最低賃金と本県の最低賃金の差額相当分を補助する。

2. 小規模離島及び北部の中山間地域等において住居を確保するため、市町村等が国庫補助事業により整備した施設について、目的外の宿泊利用又は施設改築等による国庫返納が生じないように要件を緩和する。【新規】【要件緩和】【再掲】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-②、P2-④】

- 新型コロナウイルス感染症が拡大する前の沖縄の雇用情勢は、平成29年に有効求人倍率1.11倍と戦後初めて年間で1倍台を超えるなど大きく改善し、多くの業種で人手不足が深刻化していた。新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響もあり人手不足は沈静化している分野もあるものの、ポスト・コロナを見据えて、令和4年度から始まる新たな沖縄振興の担い手となる労働力を確保する必要がある。
- なお、外国人材の確保にあたっては、居住場所の確保など受入環境の整備のほか、他地域よりも本県の賃金水準が低いため、外国人材の沖縄への呼び込みと県内に就業した外国人材の他地域への流出が課題となっている。
- 介護分野においては、令和2年11月の有効求人倍率が2.61倍と人材の確保が難しい状況にあり、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年には21,899人の介護人材が必要となる中、約4,500人の不足が見込まれている。また、高齢化の進行のペースは全国と比較して15年程度の差があり、本県ではこれから本格的な高齢社会を迎えることから、介護人材の不足はより一層進むものと考えられる。このような状況下で、県内では技能実習制度等に基づく外国人材の受入が増加傾向にあり、実習終了後の「特定技能1号」への移行による長期間の県内での就業が期待されることから、外国人材の県内への定着に取り組む必要がある。  
(参考)技能実習による受入人数:令和元年9月末12人 ⇒ 令和2年9月末76人
- 農林水産業の分野においては、他産業への労働力流出による担い手不足と併せて、高齢化も急速に進んでおり、労働力不足が深刻となっている。このため、新規就農・就業の取り組みを進めるとともに、平成29年度から国家戦略特区制度を活用した農業外国人材受入支援事業によって96名を受け入れ、特定技能制度による雇用者数も増えている状況にあることから、県内への定着に取り組む必要がある。

- 観光分野においては、令和元年に本県の入域観光客数は過去最高の約1,016万人まで増加し、ホテルのフロント係、ベットのメイク係の有効求人倍率(平成30年度)はそれぞれ4倍、9倍を超え、深刻な人手不足となった。現在は、新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響により、本県の入域観光客数は大幅に減少したことから、宿泊分野における人手不足は沈静化しているものの、観光産業の早期の回復と持続可能な振興に向けて、本県の入域観光客数が回復した際の労働力の確保に向けて取り組みを進める必要がある。
- 令和4年度から始まる新たな沖縄振興のための施策の展開に向けて、外国人材を活用した労働力の確保が重要となることから、生活者としての環境整備を図るとともに、他地域よりも賃金水準が低い沖縄県における特定技能人材確保のためのインセンティブを在留資格制度に設ける必要がある。

担当部課

子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課、文化観光スポーツ部 観光政策課、農林水産部 営農支援課、水産課、商工労働部 雇用政策課

関連する施策展開

- 2-(3)-ア 高齢者が生き生きと暮らせる地域づくり
- 3-(2)-ウ 多様かつ質の高い観光の推進
- 3-(7)-エ 農林水産業の担い手の育成・確保と収益力の強化
- 5-(5)-イ 離島地域の活性化と持続可能な発展を担う多様な人材の育成・確保

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(10) 誰もが安心して働ける環境づくりと多様な人材の活躍促進
施策展開	イ 多様な働き方の促進と働きやすい環境づくり

## 提案する制度名 特定求職者雇用開発助成金における「沖縄若年者正規雇用促進コース(仮称)」の創設

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
—	—	—	—	○

**目指すすがた**

- 若年者の正社員としての就職機会を創出し、正規雇用の拡大を図ることで、労働者の安定的な就労を促進するなど雇用の質の改善を図り、働く人一人ひとりが、より良い将来展望を持ち、安心して働ける社会の実現を目指す。

## 制度概要



1. 国が実施する特定求職者雇用開発助成金において、35歳未満の若年者を正規雇用労働者として雇い入れた事業主に対して助成する「沖縄若年者正規雇用促進コース(仮称)」を新たに創設して、当該助成金を拡充する。【拡充】【その他】
2. 企業の人材育成を支援するため、1の事業主が助成金の申請段階で、(1)に掲げる事項を記載した人材育成プログラムを国に提出し、新規雇用から1年間実施した場合に、実施状況報告書を提出したときは、1の助成金額を増額(定額)する。【拡充】【その他】
  - (1) 人材育成プログラムに記載すべき事項
    - ア 目的
    - イ 実施内容
    - ウ 実施方法及びスケジュール
    - エ 予算
    - オ 期待される効果等

3. 企業の生産性向上の取組を支援するため、1の事業主が助成金の申請段階で、生産性要件（「生産性＝（営業利益＋人件費＋減価償却費＋動産・不動産賃借料＋租税公課）／雇用保険被保険者数」が3年度前に比べて6%以上伸びていること。）を満たしているときは、1の助成金額を割増する。【拡充】【その他】

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P1－①、P1－②、P2－④】

- 本県の非正規雇用割合は、令和2年は39.3%で、全国（37.1%）と比べて2.2ポイント上回っており、特に、若年者（15～34歳）においては、沖縄県40.0%に対し、全国は32.2%で7.8ポイント上回る深刻な状況となっている。全国では若年者の非正規雇用割合が全体より低いことから、若年者の非正規雇用割合の高さは本県特有の課題となっている。
- また、本県の令和2年の正社員有効求人倍率は0.44倍と全国（0.88倍）の半分程度の水準に止まり、正社員での就職を希望しても正社員求人が不足している状況にある。さらに、非正規雇用で就職する新規学卒者の割合（令和2年3月卒）においても、高卒は3.2%で、全国（0.7%）に比べて2.5ポイント高く、大卒は6.8%で、全国（3.0%）に比べて3.8ポイント高くなっている。

	非正規雇用割合		正社員有効求人倍率	新規学卒者のうち、非正規雇用で就職する者の割合	
	全体	若年者		高校卒	大学卒
本県	39.3%	40.0%	0.44倍	3.2%	6.8%
全国	37.1%	32.2%	0.88倍	0.7%	3.0%

- 本県の離職率については、平成29年は4.7%で、全国（4.0%）に比べて高く、特に若年者（15～34歳）の離職率は6.3%で、全国（4.8%）に比べて1.5ポイントの差がある。また、新規学卒就職者（平成29年3月卒）の3年以内の離職率は、高卒は53.2%で、全国（39.5%）に比べて13.7ポイント高く、大卒は39.0%で、全国（32.8%）に比べて6.2ポイント高くなっており、離職率、新規学卒就職者（H29.3月卒）の3年以内離職率も高い水準にある。

	離職率		新規学卒者の3年以内の離職率	
	全体	若年者	高校卒	大学卒
本県	4.7%	6.3%	53.2%	39.0%
全国	4.0%	4.8%	39.5%	32.8%

- 本県の労働生産性については、国（内閣府沖縄総合事務局）の「平成30年度 沖縄における生産性向上に向けた労働生産性分析調査報告書」によると、平成28年は379.8万円で全国最下位となっており、全国（536.4万円）を100とすると70.8%の水準となっている。

労働生産性	
沖縄	全国
379.8万円	536.4万円

- 非正規雇用は正規雇用に比べて、一般的に賃金が低いことや雇用が不安定であることに加えて、必要な職業能力を形成できないことから、その後の職業人生に大きな影響を及ぼすことが考えられる。
- また、企業にとっても、中長期的に見て必要な人材が育たないことや、求職者（労働者）とのミスマッチなどによる人材確保が難しくなるなどの問題が生じる恐れがある。
- このため、特に若年者において、不安定な雇用形態の改善、賃金の向上につながるキャリアアップ形成の機会の創出などが重要となっている。

- 現行制度「特定求職者雇用開発助成金」においても、就職氷河期世代など就職が困難な者を雇い入れた事業主に対して助成金を支給し、正規雇用の促進を図っている。本県においては、全国の状況（若年者の非正規雇用割合が全体より低い）とは異なり、若年者の非正規雇用割合が高いことから、県内企業が若年者を正社員として雇用した場合に助成金を支給するインセンティブを本助成金コースに設けることで、正社員就職機会の創出が図られる。
- 若年者が正社員として就職できる機会を創出することで、安定的な就労や職場定着、人材育成が図られ、労働生産性の向上と賃金の上昇につなげていくための助成金制度を創設する必要がある。
- 正規雇用の拡大を通じて雇用の質を改善し、併せて人材育成や生産性向上に向けた取組を進めることで、県内企業の「成長と分配の好循環」を構築することが期待できるほか、その成果を働く人に分配することが、ひいては貧困の連鎖を断ち切ることもつながることから、子どもの貧困対策にとっても、正規雇用の拡大は重要である。

担当部課

商工労働部 雇用政策課

関連する施策展開

なし

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(11) 自立型経済の構築に向けた社会基盤の高度化とネットワークの形成
施策展開	ウ 経済成長を加速させる拠点港湾機能やネットワーク機能の強化拡充

## 提案する制度名 港湾の拠点機能及びネットワークの強化拡充支援制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	○	—	○

**目指すすがた**

- 拠点港湾の機能強化やサプライチェーンネットワークの高度化・効率化を図り、各圏域の経済・産業の持続可能な発展と県民生活の向上を目指す。

### 制度概要



#### < 港湾物流の高度化・効率化の推進に対する支援 >

1. 港湾物流の高度化及び効率化を図るため、港湾近傍に民間事業者が実施する次の物流施設の整備に要する費用に充てる資金について、その費用の5.4/10に相当する金額を国が無利子で貸し付ける措置を創設する。【新規】【その他】
  - (1) 荷さばき施設又は保管施設であって、ふ頭の近傍に立地するもの
2. 港湾物流の高度化及び効率化を図るため、港湾近傍に民間事業者が実施する次に掲げる施設の整備に対する国の財政支援(国庫補助率2/3)を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 上記1の施設のうち、多層構造化にかかる経費(基礎工、ランプウェイ、昇降設備)
  - (2) 上記1の施設のうち、高付加価値化に必要な経費(鮮度保持施設、検品・仕分・梱包装置)
  - (3) 上記1の施設のうち、災害時の対応に必要な経費(耐震・免震、避難ビル施設、液状化対策)

- (4) 上記1の施設のうち、省人化・効率化に要する部分（自動仕分け装置、荷物管理システム）
- (5) その他高度化・効率化に要する部分
3. 港湾機能の高度化・効率化及びカーボンニュートラルポートの形成を図るため、港湾管理者が実施する、AI及びIoT活用等の港湾機能拡充に向けた次に掲げる施設等の整備に対する国の財政支援（国庫補助率9/10）を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 港湾施設用地舗装、上屋などの整備
  - (2) 港湾予約システムや自動ゲートなどの整備
4. 海運、港運及び陸運が連携した物流ネットワークの構築に向けて、港湾管理者が実施する次の取組に対する国の財政支援（国庫補助率9/10）を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 船社に対する航路の実証実験（輸送費補助）
  - (2) トラック事業者に対する陸上輸送の実証実験（輸送費補助）
  - (3) 複数荷主貨物の共同配送に関する実証実験（コンテナ借上補助）
  - (4) その他物流ネットワーク構築に資する取組支援

#### ＜国有港湾施設の無償譲渡＞

1. 次に掲げる国有港湾施設について、県内港湾の円滑な利活用又は港湾施設の再編を促進するために必要な国有港湾施設を港湾管理者へ無償譲渡する措置を創設する。【新規】【要件緩和】
  - (1) 当該国有港湾施設が、施設前面の埋立により当初の目的を喪失した工作物の場合
  - (2) 国有港湾施設制度内の用途以外の用途（道路から野積場など）に変更することにより、港湾の効率的な利用が見込める場合
  - (3) 復帰後の無願埋立の結果、国有港湾施設となった場合

#### ＜陸地化した国有海浜地の有効活用のための支援＞

1. 陸地化した国有海浜地の民間活用を促進するため、次の費用に対する国の財政支援（国庫補助率10/10）を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 実態把握調査に要する費用
  - (2) 測量・登記・管理に要する費用

## ＜港湾における感染症対策＞

1. 次の(1)に掲げる者が実施する(2)に掲げる感染症対策に対して、国の財政支援(国庫補助率1/3又は9/10)を創設する。【新規】【拡充】【財政特例】

(1) 感染症対策を実施する者

- ア 港湾管理者
- イ 旅客航路事業者
- ウ 貨物航路事業者
- エ 港湾運送事業者

(2) 次の感染症対策の取組

- ア 検温(国庫補助率1/3)
- イ 消毒用品、マスク、防護服、パーティション及びその他これらに類する感染症対策に資する消耗品(国庫補助率1/3)
- ウ 港湾管理者による隔離設備(陰圧テント、コンテナハウス、プレハブ)、空調設備、検温設備及びその他これらに類する感染症対策に資する設備の整備(国庫補助率9/10)

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④、P2-⑤、P2-⑥】

- グローバリゼーションの進展に伴い多様化・大量化する近年の物流需要に対応するため、海上輸送の分野においては、港湾物流の高度化・効率化を推進し、物流ネットワークの構築及び物流コストの低減を図ることが重要である。
- 港湾近傍の民間物流倉庫は、老朽化・陳腐化が進んでいることに加え、保管容量が不足しているため大都市圏並みの賃料となっており、物流コストを押し上げる要因の一つとなっている。一方で、ホテルやマンションの建設の増加に伴う土地や建築工事の単価が高騰しているため、物流の高度化・効率化に向けた建て替えやAI・IoT等を活用した設備整備などに必要な資金の確保が課題となっている。
- 県内の物流事業者は那覇都市圏を中心に事業展開しており、非効率な物流ネットワークに起因する物流コスト高が生じている。そのため、地域拠点港湾において、AI・IoT等の活用推進や、港湾機能を強化する施設整備等及びサプライチェーンネットワークの高度化・効率化を図ることが課題となっている。
- 県管理港湾には96の国有港湾施設があるが、その多くは復帰前後に整備されたものであり、相当の年数を経過しているなど、現状やニーズに合わない状況が生じているが、国が譲渡する場合には、原則有償譲渡となっており、港湾管理者に財政負担が生じるものとなっている。

- 物流機能の強化や国際クルーズ船の寄港・就航促進に向けた整備など、社会情勢に応じた港湾の利活用を行うに当たり、国有港湾施設のままではその用途が限定されていることから、柔軟な利活用や再編に支障が生じている。
- 本県は、開発用地を確保するため復帰前から公有水面埋立により土地を拡大してきたこと、島しょ県であるため多数の港湾が必要であることから、県が管理する陸地化した国有海浜地が多数存在していると考えられる。
- このような陸地化した海浜地については、海に近いという景観上の利点から、コテージやカフェとしての利用など潜在的なニーズはあるものの、民間活用に当たり、権原者の特定、測量調査等による境界確定や競争入札による売却手続の実施などの支障がある。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、離島港湾では各船会社において非接触型体温計による乗船前の検温を実施している。また、那覇港など国際貨物の荷役に係る作業においては各荷役事業者等が防護服を着用し感染防止対策を行っているが、感染収束の目途が立たない中において、継続的な対策を講じていくには各事業者の費用負担が課題となっている。

- 物資供給の安定化・低廉化による産業の発展、生活水準の向上、台風や地震などの災害時における緊急物資確保のため、無利子貸付や国庫補助により民間物流施設の整備及び高度化・効率化を図り、安定的・効率的な物流環境の確保を促進する必要がある。
- 国庫補助により、AI・IoT等の活用や、港湾機能を強化する施設整備等を推進するとともに、物流事業者の連携による生産性の高い効率的なサプライチェーンネットワークの構築を促進する必要がある。
- 物流機能の強化や国際クルーズ船の寄港・就航に向けた港湾施設整備など、国際物流拠点の形成に加え、観光振興や地域振興に資する整備を円滑かつ柔軟に行うため、国有港湾施設を無償譲渡できる制度を創設する必要がある。
- 陸地化した国有海浜地の民間活用を促進し、地域における経済効果を発揮するため、その把握のための調査費用及び民間活用に向けて生じる測量・登記・管理費用に対する国の財政支援が必要である。
- 離島住民の生活維持や減少した観光需要の回復に向けては「安心・安全の島沖縄」を実現することが重要であり、そのためには人流・物流の結節点となる港湾においても継続的な感染症対策を講じていく必要があり、その際の港湾管理者や旅客航路事業者、貨物航路事業者、港湾運送事業者の経費負担を軽減するための財政支援が必要である。

**担当部課** 土木建築部 港湾課

関連する施策展開

なし

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(11) 自立型経済の構築に向けた社会基盤の高度化とネットワークの形成
施策展開	エ シームレスな陸上交通体系の整備

## 提案する制度名 沖縄鉄軌道の整備

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
—	—	—	—	○

**目指すすがた**

- 渋滞が無く、誰もが移動できる交通手段が確保され、自転車や歩行者等中心のコンパクトな都市が形成されている。
- 都市間の移動アクセスが向上し、ヒト・モノ・文化等の交流が活発化し、誰もが教育、保健医療等を享受できる環境が整備され、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らせる。

### 制度概要

8  
働きがいも  
経済成長も

9  
産業と技術革新の  
基盤をつくろう

11  
住み続けられる  
まちづくりを

13  
気候変動に  
具体的な対策を

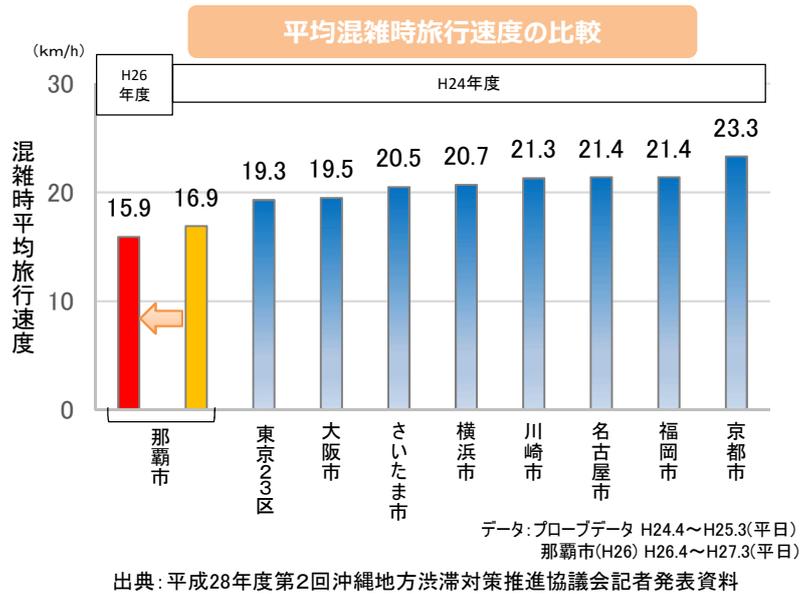
1. 沖縄に鉄軌道を導入した後において持続的な運営を可能とするため、全国新幹線鉄道整備法を参考とした、次の方式を適用する特例制度を創設する。【新規】【その他】
  - (1) 公共(国、地方公共団体)が駅やレール等のインフラ部分を整備・保有し、鉄道の運行会社は車両を保有し運行する「公設民営型上下分離方式」
2. 国及び地方公共団体は、連携及び協働して、技術革新の進展の状況を考慮し、沖縄における新たな鉄道、軌道その他の公共交通機関に関し、その整備のあり方についての検討を進め、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする規定の拡充(沖縄振興特別措置法第91条第2項)【拡充】【その他】
 

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④、P2-⑤、P2-⑥】

**現状・課題**

- 戦後、本土では戦禍を被った鉄道の復旧が行われ、さらに現在、全国新幹線鉄道整備法に基づき国主体で新幹線整備が進められている。一方、米軍統治下にあった沖縄では、沖縄戦により壊滅した県営鉄道の復旧は行われず、全国で唯一鉄道を有していない県となっている。

- 広大な米軍基地の存在、基地周辺での無秩序な市街地の形成、広域道路網の整備の遅れ及び急激な自動車交通の増大などの歴史的・社会的事情は、慢性的な交通渋滞、公共交通の衰退、環境負荷の増大など様々な問題を生じさせており、交通渋滞による経済損失額は、年間約1,800億円、損失時間は一人あたり年間約47時間と推計される。



- これら諸問題の解決や沖縄21世紀ビジョンで掲げる県民が望む将来像の実現を図る上で、那覇と名護を1時間で結び、速達性や定時性を備えた公共交通の骨格軸となる鉄軌道が不可欠である。
- 鉄軌道の導入にあたっては、戦後まもなく鉄道の復興が行われた他県の鉄道に比べ、中南部地域を中心に過密な市街地が形成された中への導入となるため、多額の整備費用を要することが予想されており、施設の整備・保有から運行までを鉄軌道の運営会社が行う一般的な整備手法では、運営会社の過重な負担となり、持続的な維持・管理に支障をきたす。

- 都市部における交通渋滞や地方部における交通手段の維持・確保等の課題に対応するためには、公共交通や多様なモビリティを利用するライフスタイルへの転換を促し、過度な自動車利用を減らす必要がある。
- このためには、県民や観光客の移動利便性の向上を図り、歩いて楽しむ賑わいのある街を形成することが重要であり、南北を高速で結ぶ鉄軌道を整備し、これとバスやモノレール等の公共交通をはじめ、無人タクシーや自動運転カーシェアリング、自動運転バス、レンタサイクル等をMaaS(モビリティ・アズ・ア・サービス)でシームレスにつなぎ、各圏域に合った沖縄型スマートシティを形成していく必要がある。
- その骨格軸となる沖縄鉄軌道については、過密な市街地が形成された中への導入となることから、多額の整備費用を要することが予想されており、一般的な整備手法では、黒字化が図れないことになるため、持続的運営の観点から、公設民営型上下分離方式の特例制度の創設が不可欠となっている。

担当部課 企画部 交通政策課

関連する施策展開

なし

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(11) 自立型経済の構築に向けた社会基盤の高度化とネットワークの形成
施策展開	Ⅰ シームレスな陸上交通体系の整備

## 提案する制度名 シームレスな陸上交通体系の整備支援制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	○	○	—	○

**目指すすがた**

■ 先端技術等を活用したシームレスな陸上交通体系を整備し、渋滞がなく、誰もがストレス無く移動出来る交通手段・交通体系を確立する。これにより、都市間の移動アクセスが向上し、人・モノ等の交流を活性化させることで、県民生活及び経済や産業の持続可能な発展に寄与する。

## 制度概要



### < 沖縄鉄軌道の整備 >

1. 沖縄に鉄軌道を導入した後において持続的な運営を可能とするため、全国新幹線鉄道整備法を参考とした、次の方式を適用する特例制度を創設する。【新規】【その他】【再掲】
  - (1) 公共(国、地方公共団体)が駅やレール等のインフラ部分を整備・保有し、鉄道の運行会社は車両を保有し運行する「公設民営型上下分離方式」
2. 国及び地方公共団体は、連携及び協働して、技術革新の進展の状況を考慮し、沖縄における新たな鉄道、軌道その他の公共交通機関に関し、その整備のあり方についての検討を進め、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする規定の拡充(沖縄振興特別措置法第91条第2項)【拡充】【その他】【再掲】

### < シームレスな乗り継ぎ環境構築制度 >

1. 公共交通の乗り継ぎ環境を整えるため、次の(1)から(4)の取組に対して国の財政支援を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) 乗り継ぎ料金の低減や複数事業者の共同運行化等

- (2) コミュニティバス及びオンデマンドバスを含む交通結節点の強化を図るための次の整備
    - ア バス停の上屋
    - イ デジタルサイネージ(電子案内板)等
  - (3) 乗り換え負担の軽減や停車時間短縮による定時性の改善に向けたノンステップバスの導入
  - (4) バス停から自宅までのラストワンマイルの移動を充実するため、次の交通手段の導入
    - ア ユニバーサルデザインタクシー
    - イ グリーンスローモビリティ(時速20km未満で公道を走行できる4人乗り以上の電動モビリティ)
2. 新モビリティサービスの導入を促進するため、次の規制の緩和を図る。【新規】【規制緩和】
- (1) 自転車道における電動キックボードの走行規制

#### ＜路線バス等の安定的な運営の推進＞

1. 路線バスの運行の欠損見込額を対象に交付される国庫補助金について、補助対象限度額(経常費用見込額の9/20)を撤廃する。【新規】【財政特例】
2. 他県鉄道に比べ割高となっている路線バス運賃について、鉄道並みに低減するための国の財政支援(国庫補助又は交付金)を創設する。【新規】【財政特例】
3. 路線バスやコミュニティバス等の運行維持経費に対する国の財政支援について、特別交付税措置(地方負担額の8/10)から国庫補助又は交付金(地方負担額の8/10)に変更する。【新規】【財政特例】

#### ＜島しょ型スマートモビリティの推進＞

1. 知事は、離島・過疎地域及び観光拠点などの移動サービスの確保・改善が必要な地域を対象として、自動運転移動サービスの導入を促進する地域を指定する(以下、「指定地域」という。)。【新規】【その他】
2. 1の指定にあたって、知事は、国、県、市町村及び専門家などで構成する協議会を設置し、意見を聞くものとする。また、同協議会は、次の(1)から(3)を行うものとする。【新規】【財政特例】
  - (1) 指定地域における自動運転移動サービスについて、道路空間の有効活用の観点等から助言等を行う。
  - (2) 大学等のデータプラットフォームと連携し、交通ビッグデータ等に基づく新しいモビリティに対応した道路空間やまちづくりのあり方を検討し、知事に提言する。

(3) その他必要な事項

3. 指定地域において実施する次の(1)及び(2)について、国の財政支援(国庫補助率9/10)を創設する。【新規】【財政特例】
- (1) 県及び市町村が行う自動運転移動サービスの実証実験及び社会実装に伴い負担する次の費用
- ア 協議会を設置運営する費用
  - イ 実証実験の計画策定に係る費用
  - ウ データの取得、管理運営等に係る費用
  - エ システム開発費及び利用料
  - オ 自動運転専用レーンを整備する費用
  - カ 電磁誘導線、磁気マーカー設置費用
  - キ 市町村が行う運賃支援に係る費用
  - ク 自動運転に係る離島等の市町村道の整備を県が代わりに行うための費用
  - ケ その他必要な費用
- (2) 民間企業が行う自動運転移動サービスの実証実験及び社会実装のために必要な次の費用
- ア 光ファイバの敷設及び高速大容量無線局の設置費用
  - イ 電磁誘導線、磁気マーカー等設置費用
  - ウ デジタルサイネージ(電子案内板)など情報提供設備設置費用
  - エ その他必要な費用
4. 民間企業による実証実験への参入を促進するため、指定地域において次の(1)及び(2)の措置を設ける。【新規】【規制緩和】【要件緩和】
- (1) 自動運転移動サービスの実証実験及び社会実装を図る民間企業については、行政による活用と同等と見なし、公共交通機関などの運行データ等を無償で利用できる要件の緩和
- (2) 公道における電動キックボード等の新モビリティの走行規制の緩和
5. 自動車の自動運転を支援する道路及びその附属設備の早急な整備を進めるため、離島・過疎地域における指定地域の道路整備を市町村に代わって県が実施できる制度を創設する。【新規】【その他】

<沖縄の道路交通緩和に資するプラットフォーム整備>

1. 県が渋滞緩和を図るための施策を検討するため必要な次の(1)～(5)に対して、国の財政支援(国庫補助率9/10)を創設する。【新規】【財政特例】

- (1) 収集専用車載器、スマホアプリなどの先端技術を活用した交通に関するビッグデータの収集
- (2) (1)において収集したビッグデータを活用した渋滞の種類についての調査及び分析
- (3) (2)において分析した渋滞の種類を基にAIを活用した渋滞の予測
- (4) (3)の予測を元にした渋滞緩和策の検討
- (5) TDM(交通需要マネジメント)及びロードプライシング(道路課金)の実証実験の実施

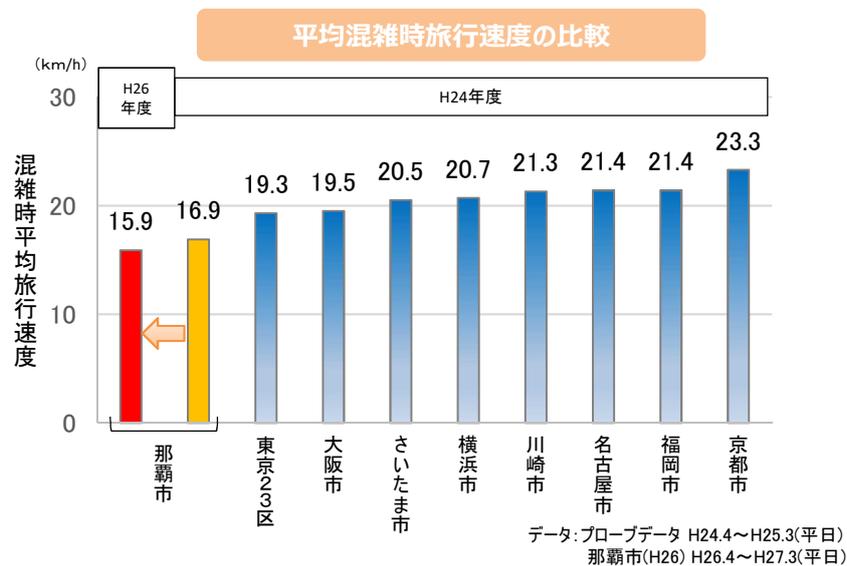
### ＜交通の確保＞

1. 国及び地方公共団体は、海上、航空及び陸上の交通の総合的かつ安定的な確保及びその充実に特別な配慮を行う規定を継続する。(沖縄振興特別措置法第91条第1項)【継続】【その他】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④、P2-⑤、P2-⑥、P3-⑦、P4-⑧】

- 本土では戦後、戦禍を被った鉄道の復旧が行われ、さらに現在においても、全国新幹線鉄道整備法に基づき国主体で新幹線整備が進められているところ。一方、米軍統治下にあった沖縄では、沖縄戦により壊滅した県営鉄道の復旧は行われず、全国で唯一鉄道を有していない県となっている。
- このため沖縄県では、陸上交通のほとんどを道路に依存しており、慢性的な交通渋滞が発生し中南部都市圏の交通渋滞は全国ワーストとなっている。
- 様々な渋滞対策を実施してきているものの、人口や交通量の増加に対して対策が追いついておらず、沖縄県の交通渋滞による経済損失は、損失額が年間約1,800億円、損失時間が一人当たり年間約47時間と推計されており、経済に与える影響は大きい。
- このため体系的な道路網の整備とあわせて、過度な自動車依存から公共交通への利用転換が課題となっている。
- 基幹的公共交通システムである鉄道を有していない本県では、公共交通の中心は路線バスとなっており、那覇を中心に本島を網羅するバス網が形成されてきたところであるが、多様化する県民等のニーズに対応できず、公共交通の衰退が続いてきたところ。
- ドア・ツー・ドアで移動する便利な自動車から公共交通への利用転換を図るためには、移動特性に応じた機能の異なる移動手段を確保し、階層的な公共交通ネットワークを構築するとともに、既存公共交通の利便性向上を図ることが必要である。

- 階層的な公共交通ネットワークの構築にあたっては、現在、沖縄に欠けている速くて大量輸送可能な鉄軌道の導入を図る必要があるものの、沖縄鉄軌道は、広大な米軍基地が存在し、基地周辺に無秩序に過密に形成された市街地の中への導入となるため、戦後まもなく鉄道の復興が行われた他県の鉄道に比べ、多額の整備費用を要することが予想されており、運営会社の過重な負担による持続的な運営への影響が課題となっている。
- 生活バス路線については、その確保維持を図るため、欠損額について国・県・市町村が負担し支援しているものの、補助に係る県及び市町村の財政負担は大きい。
- また、路線バスについては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う活動自粛等の影響により、公共交通機関の利用客が急激に減少しており、自社が運行する貸切バスの収益を路線の維持に充てることも困難となる中、路線の存続自体が危ぶまれているところ。
- 路線バスの利便性については、バスレーンの延長やノンステップバス導入等の利用環境改善施策等により、定時速達性や分かりやすさ等は以前と比べると格段に向上してきたものの、南部・北部・東海岸・離島では通路の狭い旧型の2ステップバスが未だに運行し、障害者・高齢者の乗り継ぎの支障となっており、公共交通利用を阻害する要因となっている。
- 近年、運転手不足等による交通弱者の移動手段の確保が課題となっており、自動運転技術を活用した新たなモビリティの導入などが今後求められるものの、離島過疎地域においては、財政力が弱く自治体独自で交通環境整備を行うには負担が大きい。



出典：平成28年度第2回沖縄地方渋滞対策推進協議会記者発表資料

- 都市部における交通渋滞や地方部における交通手段の維持・確保等の課題に対応するためには、公共交通や多様なモビリティを利用するライフスタイルへの転換を促し、過度な自動車利用を減らす必要がある。
- このためには、県民や観光客の移動利便性の向上を図り、歩いて楽しむ賑わいのある街を形成することが重要であり、南北を高速で結ぶ鉄軌道を整備し、これとバスやモノレール等の公共交通をはじめ、無人タクシーや自動運転カーシェアリング、自動運転バス、レンタサイクル等をMaaS(モビリティ・アズ・ア・サービス)でシームレスにつなぎ、各圏域に合った沖縄型スマートシティを形成していく必要がある。
- また、沖縄型スマートシティの実現の観点から、今後、新たに返還が予定される駐留軍用地の広大な跡地をモデル地域として活用し、新たなライフスタイルに対応した道路空間やまちづくりのあり方を検討する必要がある。
- 一方、過密な市街地が形成された中への導入となる鉄軌道については、持続的な運営を可能とするため公設民営型上下分離方式の特例制度の創設が不可欠となっている。
- 現状、鉄軌道が無く階層的公共交通ネットワークが形成されていない本県においては、路線バスが鉄軌道の役割も担ってきたことにより、利用者のニーズ等に対応できず経営状況が脆弱である県内公共交通事業者の自己負担による対応は困難となっており、公的補助制度や路線バス等の安定運営に資する特例措置の創設が必要である。
- 自動車交通については、渋滞に起因する経済損失の減少、地球温暖化ガスの排出量削減を図るため、広範囲に効果的な渋滞対策を実施することが求められており、正確な交通流の把握及び渋滞予測等に基づく対策検討を行う必要がある。
- また、現在の自動運転技術の研究においては、完全自動運転(レベル4)に移行するにはまだ時間を要するとされており、自動運転車専用道路や電磁誘導線などのインフラ側からのサポートが不可欠となっている。
- 自動運転のほか、ICTを活用した遠隔医療、遠隔教育、防災情報の収集・発信など今後進められるスマートシティの要素となる各取組を推進する上で、光ファイバ網や5Gなどの高速・無線局等は、不可欠なインフラであるが、整備には時間とコストが必要なため、早期の取組開始と計画的な整備が必要である。

**担当部課**

企画部 交通政策課、土木建築部 土木総務課、道路街路課、道路管理課

**関連する施策展開**

- 1-(1)-ウ 新たな島しょ型モビリティの導入
- 2-(6)-I 離島を結び、支えるシームレスな交通体系の構築

将来像	IV 世界に開かれた交流と共生の島を目指して
基本施策	(3) 世界の島しょ地域等との国際協力活動と国際的課題への貢献
施策展開	ア 多様な分野における国際協力・貢献活動の推進

## 提案する制度名 **グローバルグリーンアイランドサミット(GGIS)推進制度**

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

**目指すすがた**

- 自然環境を良好な状態で保持し、観光資源として活用するなど持続可能な発展を実現するため、島しょ地域を中心とする国際環境協力により、国際社会と共生する地域の形成を目指す。

### 制度概要



1. 海岸漂着物や外来種問題、表土流出問題、ゴミ処理問題などの島しょ地域の環境問題及び環境施策等について、国内外の地方自治体レベルの国際協力体制の強化を図るため、次に対する国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】
  - (1) グローバルグリーンアイランドサミット(GGIS)フォーラム等の国際会議に参加・開催するために必要な経費
  - (2) 国際環境協力に関する取組事例等の情報収集・発信に係る経費
  - (3) 国際環境協力の実施に要する経費

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P5-⑫】

**現状・課題**

- 沖縄県は、亜熱帯海洋性気候の下、豊かな生態系を育むサンゴ礁が発達した青い海と貴重な野生生物が数多く生息・生育する緑豊かな島々から構成され、世界的にも希少な固有の自然環境を有している。
- 沖縄の自然環境は、文化・産業・防災など多面的な生態系サービスを提供する一方、島しょ性に基づく地理的条件や環境容量が小さいことから海外からのマイクロプラスチックの基となる海岸漂着物や外来種の移入などの環境負荷に脆弱であり、日本本土とは異なる特徴を持つ。

- 持続可能な島しょ地域の未来を実現することを目標に、平成30年8月に開催された第1回グローバルグリーンアイランドサミット(GGIS)フォーラムには、沖縄、米ハワイ州、韓国済州島、中国海南省が参加し、海岸漂着物問題をはじめとする環境問題について議論を交わした。

- 観光産業が盛んな本県にとって、国内外からの多くの観光客を魅了する観光資源としての自然環境を良好な状態で保持することは、持続可能な発展を実現するにあたり不可欠である。
- 近年の環境問題は、気候変動に伴う海水面・海水温の上昇やサンゴの白化をはじめとした海域生態系の崩壊など、大規模化する傾向にあり、一地域のみでは対処できず、その解決策を見出すために国際協力体制を強化する必要がある。
- 島しょ地域特有の環境問題に対して、同じような地理的条件や経済構造を有する世界の地方自治体と国際協力体制を構築し、持続可能な発展に向けた地域事例の共有等を通じて解決策を見出す必要がある。

**担当部課** 環境部 環境政策課

#### 関連する施策展開

- 1-(1)-ア 社会生活における資源循環の推進
- 1-(2)-ア 生物多様性の保全・継承
- 1-(2)-イ 水域・陸域・大気・土壌環境の保全・再生
- 1-(3)-ア 海洋環境の保全及び利活用
- 1-(3)-イ 国際的な海洋空間の保全及び適正利用
- 1-(3)-ウ 陸からの汚濁負荷の低減

将来像	IV 世界に開かれた交流と共生の島を目指して
基本施策	(4) 離島を核とする交流の活性化と定住・関係人口の創出
施策展開	ア 離島・本島間の交流の促進

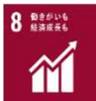
## 提案する制度名 離島の旅館業に係る特例措置の拡充

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	○	—

**目指すすがた**

- 離島における若者等の定住を促進し、地域の活性化を図るため、旅館等の立地を促進し、就業機会の確保と所得の向上を図る。
- また、要件を拡充することにより、従来適用のある比較的大規模な旅館等に加え、小規模な旅館や簡易宿泊所等も本制度の適用を容易とし、これまで適用が少なかった小規模離島においても活性化を図ることが可能となる。

### 制度概要




1. 離島の地域内において、旅館業の用に供する設備を新增設又は建物及びその附属設備を取得した場合に適用される法人税及び所得税の減価償却の特例の期限を10年間延長する。【拡充】【税制優遇】
2. 1の法人税及び所得税の減価償却の特例の適用対象について、「宿泊施設の宿泊可能人数の拡大を図るための改修」を追加する。【拡充】【税制優遇】
3. 1の法人税及び所得税の減価償却の特例の適用対象となる取得価額について、「1,000万超」から「500万超」へ引き下げる。【拡充】【税制優遇】
4. 地方公共団体が、離島の地域内における旅館業の用に供する設備の新增設をした者の事業に対する事業税、建物又は土地の取得に対する不動産取得税、建物又は土地に対する固定資産税を課税免除した場合において、これらの措置に基づく減収分を地方交付税で補てんする措置を継続する。(沖縄振興特別措置法第94条)【継続】【財政特例】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④】

- 県内離島においては、若年者層の島外流出や高齢化の進行等により地域活力低下が懸念されるなど多くの課題を抱えている。

～ 国内客の離島訪問率 ～

- 本措置の活用等により、宮古圏域及び八重山圏域等における入域観光客数は、増加傾向にあるが、小規模離島は低調である。

圏域等	平成23年度	平成30年度	上昇・下降
宮古圏域	6.0%	10.2%	↑
八重山圏域	14.4%	15.9%	↑
小規模離島	5.3%	4.8%	↓

- 離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光リゾート産業を振興し、就労の場を創出することにより、離島地域の活性化を図る必要がある。
- 具体的には、宿泊施設の立地促進を図るため、本制度を延長するとともに、比較的小規模な旅館等にも適用できるよう適用要件の緩和等を行う必要がある。

担当部課

企画部 地域・離島課

関連する施策展開

3-(9)-ウ 持続可能で高品位な離島観光の振興

将来像	V 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して
基本施策	(2)「生きる力」を育む学校教育の充実
施策展開	ア 確かな学力を身に付ける学校教育の充実

## 提案する制度名 学校教育の充実及び安全・安心な学校づくりのための総合支援制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

目指すすがた

■「生きる力」を育むことが出来る教育環境の充実を図り、児童生徒一人一人が豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることを目指す。

## 制度概要



1. 学校教育の充実と推進を図るため、県及び市町村が実施する次の(1)から(5)に対して国の財政支援(交付金制度:国庫交付率9/10)を創設する。【新規】【財政特例】

(1) 地域の実情に即した教育に係る下表の名称に掲げる者の配置

### 学校教育充実のための支援員等一覧

名称	役割	配置先
学習支援員	児童生徒の個に応じた学習支援	小・中
特別支援教育支援員	障害特性に応じた学習・生活支援	小・中・高
医療的ケアを行う看護師等	医療的ケアが必要な児童・生徒への対応	小・中・高・特
ICT教育支援員	児童生徒の習熟に応じたICT支援	小・中・高・特
就職相談支援員	生徒に対するきめ細かな就職指導	高
不登校相談支援員(就学継続支援員)	児童生徒の登校、就学継続に向けた支援	小・中・高
学校運営アドバイザー	学校教育の課題解決に向けた指導・助言	小・中
スクール・サポート・スタッフ	児童生徒への指導時間確保のための支援	小・中
スクールカウンセラー	児童生徒等への心理的な相談支援	小・中・高・特
スクールソーシャルワーカー	福祉分野等からの総合支援	小・中

※配置先 小:公立小学校、中:公立中学校、高:公立高等学校、特:公立特別支援学校

- (2) 公立学校(小・中・高・特)におけるICTを活用できる教育環境の構築に向けた次の整備
  - ア 児童生徒への1人1台パソコンの整備とICT活用環境(ネットワーク整備、通信費)の整備
  - イ アの環境を維持するために必要な機器の保守管理及び更新
- (3) 大学等進学率の向上に向けて、生徒の進学意欲を高めるために実施する次の取組
  - ア 県外大学等を訪問し、大学教授の講義や大学生との意見交換等を実施(高校生対象)
  - イ 県外のエキスパート教員の招聘による研究授業、研修会等の実施(教職員対象)
- (4) 少人数学級の実現に向けた体制整備
  - ア 公立小中学校において少人数学級編制を実施
  - イ アを実施するために必要となる教員の配置
- (5) 児童生徒が安心して学習を継続できるよう、児童生徒及び職員が検査機関等においてPCR検査を受検出来る体制整備
  - ア 検査機関等にPCR受検体制整備委託
  - イ 宿泊を伴う実習や研修等に参加する児童生徒及び職員への事前のPCR検査実施
  - ウ 学校や学生寮にて感染者が出た場合において、必要な児童生徒及び職員へのPCR検査実施

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-③】

- 本県の児童生徒の学力については、全国学力・学習状況調査等の結果、小学生の学力が全国水準を維持するなど改善しているものの、中学生の学力がいまだ全国平均に達していない状況にあり、また、大学等進学率も全国に比べ極めて低くなっている。
- 特別支援教育の推進については、障害のあるなしに関わらず、共に学ぶ仕組みの構築を進めているところであるが、特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒が急増しており、受入体制が課題となっている。
- 情報社会に対応した教育の推進については、情報通信技術は今後生きていく上で欠かせないツールとなっていくことから、ICTに触れる機会の充実や教育の情報化を推進するための環境整備が課題である。
- 本県の新規高卒就職者内定率(R2年3月)については全国の99.3%と比較し、低い状況である。また、新規高卒就職者の早期離職率(H29年3月卒)も全国の約1.3倍となっており、在学時から生徒の職業観を醸成する教育環境の整備が課題である。
- 本県の生徒千人あたりの不登校者数は小学校12.6人、中学校46.2人、県立高等学校29人と全国と比較し極めて高い状況となっており、不登校の対策強化は喫緊の課題となっている。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、本県の教育現場においても臨時的休業措置や職員及び多くの児童生徒の罹患が報告され、児童生徒が安心して学習を継続できる対策が課題である。

教育分野に関する各種指標の全国比較

指標名		沖縄	全国平均
全国学力・学習状況調査平均正答率(R元年度)	小学校	+2.8ポイント	0ポイント
	中学校	△5.8ポイント	0ポイント
大学等進学率(R2年3月卒)		40.8%	55.8%
人口に占める特別支援学校生徒の割合(R元年度)		0.16%	0.12%
人口に占める特別支援学級生徒の割合(R元年度)		0.37%	0.21%
新規高卒就職者内定率(R2年3月)		98.0%	99.3%
新規高卒就職者の早期離職率(H29年3月卒)		53.2%	39.5%
不登校児童生徒数(生徒千人あたり:R元年度)	小学校	12.6人	8.4人
	中学校	46.2人	41.2人
	高校	29人	15.8人

- 児童生徒の生きる力を育み、確かな学力を身につけさせるためには、個々の習熟や障害特性等に応じたきめ細かい学習支援等に取り組むとともに、教職員が児童生徒一人ひとりとしっかり向き合える環境を整備する必要がある。
- また、小中学生期、高校生期のそれぞれのステージに不登校対策や情報教育の充実、大学等進学率や就職内定率の向上など様々な課題があり、その解消を図るため、中長期的に取り組むを進める必要がある。
- さらに全国の約2.2倍となっている本県の子どもの貧困の解消に向けて、貧困の世代間連鎖を断ち切るためには、教育の充実や教育と福祉の連携を図ることが特に重要であり、施策を力強く後押しする制度創設が必要である。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑えながら安全安心に学べる場を確保するため、宿泊を伴う研修等に参加する児童生徒及び職員に対し、必要に応じて、PCR検査を実施する必要がある。

**関連する施策展開**

---

- 2-(1)-ア 子どもの貧困の解消に向けた取組の強化
- 2-(1)-ウ 子ども・若者の育成支援
- 5-(2)-イ 心豊かで健全な青少年の育成
- 5-(2)-エ 大きな夢と目標を抱く教育の推進
- 5-(2)-オ 時代の変化に対応する魅力ある学校づくりの推進

将来像	V 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して
基本施策	(2) 「生きる力」を育む学校教育の充実
施策展開	オ 時代の変化に対応する魅力ある学校づくりの推進

**提案する制度名** デジタルトランスフォーメーション(DX)による新たな学習環境構築に係る支援制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

**目指すすべきた**

- 社会的ニーズの変化や技術的発達など、教育を取り巻く環境の変化に対応した持続的で魅力ある学校教育の実現を目指す。
- デジタルトランスフォーメーション(DX)等により、多様な他者との協働的な学びを通して、児童・生徒の可能性を引き出す教育環境の構築を目指す。

## 制度概要



1. デジタルトランスフォーメーション(DX)による新たな学習環境構築に向けた県が行う次の取組に要する費用に対して、国の財政支援(国庫補助率9/10)を創設する。【新規】  
【財政特例】
  - (1) オンライン及びオンサイト融合型の学習空間における新たな学びの推進に係る取組
    - ア 教育ICT環境の整備(遠隔地との同時双方向で協働的な学び)
    - イ 外部人材の活用(社会に開かれた教育課程)
    - ウ 生徒の国内外派遣(学習空間を学校外に拡張)
  - (2) 従来の学びのあり方にとらわれないICTを活用した新たな学習環境構築に向けた調査研究

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-③】

- 新型コロナウイルス感染症の流行や将来起こり得る新たな感染症への懸念がある中、ICTを活用した教育環境構築の重要性が広く認識、浸透しており、今後の教育の在り方について国においても議論がなされている。
- 各学校においては学習支援でのICT活用が進んでいるが、学校外の多様な他者とのオンライン空間における協働的な学びに至っていないのが現状である。
- 今後、教育分野でもデジタルトランスフォーメーション(DX)により、空間的、時間的制約が少ない新しい教育形態への移行が進むことが見込まれ、学びの質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等の実現にもつなげるICTを活用した10年後を見据えた新たな教育環境の構築が課題となっている。

- 時間や場所を問わずに、多様な人々が、多様な方法で関わる学びを可能にするICTの特徴は、広大な海域に多数の離島が存在し、本土から遠隔にある沖縄の地理的な特殊事情に由来する条件の不利性の解消を図るとともに、歴史、文化、自然等の沖縄の地域特性を活かした教育交流活動を可能にするものである。
- アジアの中心に位置する沖縄において、本県の高校生が県外並びに海外の人材とともにICTを活用したオンライン及びオンサイト融合型の学びに参加する中で、多様な能力を涵養し、グローバルに活躍できる人材の育成を一層図る取組を推進する必要がある。
- 多様な生徒のニーズに応じた学習形態や学習内容を提供することで、時代変化に柔軟に対応し、先見性に富む人材を育成するため、従来の学びのあり方にとらわれないICTを活用した新たな学習環境構築に向けた調査研究を進める必要がある。

**担当部課** 教育庁 県立学校教育課

#### 関連する施策展開

なし

将来像	V 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して
基本施策	(3) 「働く力」を引き出し、伸ばす人材育成の推進
施策展開	A 先端的知識・技能を習得するための基盤教育の推進

## 提案する制度名 国際性に富む人材育成(留学)制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

目指すすがた

- 外国語教育の充実を図り、多様な知識・技能を修得した世界で活躍できる人材の育成を目指す。

## 制度概要



1. 県が行う次の(1)及び(2)に対する国の財政支援(国庫補助率9/10)を創設する。【新規】  
【財政特例】
  - (1) 沖縄の高校生を海外の高校等へ派遣
  - (2) アジア及び太平洋地域の高校生の受け入れ及び県内児童生徒との交流  
【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-③】

現状・課題

- 近年、グローバル社会に対応する人材育成の重要性が増している中、急成長するアジアに隣接する沖縄県においても、今後更なる国際化の進展が予想されることから、国際性と多様な能力を涵養し、グローバルに活躍できる人材を育成するため、世界に興味・関心を寄せ、一定程度の外国語を習得している若者を、今後も海外へ派遣する環境づくりが求められている。
- 国において「国際文化交流促進費補助金」があるが、補助金対象生徒が全国で2,000人であり、また、国庫補助額は6万円/人となっており、個人負担が大きいことから、同制度を活用できるのは一部に限られている。沖縄県の国際化の進展に対応する人材を幅広く育成するため環境づくりが今後も必要である。

- 今後、急速な国際化が進展する中で、より多くの高校生を海外派遣及び海外高校生の受け入れにより国際交流機会を拡充し、グローバルな視点を備え異文化への理解度の高い人材を育成するため、現行の国の制度とは別に沖縄独自の国の財政支援を創設する必要がある。

**担当部課** 教育庁 県立学校教育課

#### 関連する施策展開

4-(2)-ア 交流基盤としてのウチナーネットワークの継承・発展

将来像	V 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して
基本施策	(5) 離島地域の教育環境の充実とコミュニティを支える多様な人材の育成・確保
施策展開	ア 離島における公平な教育機会の確保と学習環境の充実

## 提案する制度名 離島の教育環境向上支援制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	○

目指すすがた

- 離島の児童生徒一人ひとりの教育を受ける機会を保障するとともに、地理的要因から生じる教育に係る経済的負担を軽減し、離島においても日本本土や、本島と変わらない教育環境の実現を目指す。

### 制度概要



- 離島における公平な教育・学習機会の享受のため、県及び市町村が実施する次の(1)から(5)に対して国の財政支援(交付金制度:国庫交付率9/10)を創設する。【新規】【財政特例】
  - 複式学級の教育環境改善に向けた取組
  - 図書館未設置の町村の読書環境向上に向けた取組(電子書籍の環境整備含む。)
  - 組踊・琉球舞踊の公演及びワークショップの開催
  - 離島及び本島における児童生徒が、スポーツ、文化芸術の教育活動で県内外に派遣される際に、その負担軽減を図る取組
  - 市町村が実施する高校未設置の離島出身の高校生への通学費及び居住費の支援
- 国及び地方公共団体は、離島の教育の充実について配慮を行う規定を継続する。(沖縄振興特別措置法第92条)【継続】【その他】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-③】

## 現状・課題

- 離島・へき地の学校においては、地理的要因などによる人口の偏在性により複式学級の割合が高くなっており、教育の環境整備に課題がある。
- 離島においては、財政的な事情等から、図書館を設置していない自治体が多い状況であり、また、文化的な取り組みに触れる機会も少ない。
- さらに、本県の離島地域は、その遠隔性、散在性等の条件不利性により、住民等の移動手段が船又は飛行機に限られ、移動に係るコストが高く、進学・教育活動等に係る児童生徒の保護者の経済的負担が大きくなっている。

## 必要性

- 離島・へき地校において複式学級の割合が多いことや、図書館を設置していない自治体が多い状況であることなどから、公平な教育・学習機会を確保するため、地域の実情に即した教育環境整備に取り組む必要がある。
- 教育については、地理的要因に左右されない公平な教育機会を確保することが重要であり、県内外で行われる教育活動等への参加や高等学校に進学する際の経済的負担の軽減を図る必要がある。

## 担当部課

教育庁 教育支援課、学校人事課、保健体育課、生涯学習振興課、文化財課

## 関連する施策展開

- 1-(4)-ア 沖縄文化の継承・発展・普及
- 2-(1)-ア 子どもの貧困の解消に向けた取組の強化
- 2-(1)-ウ 子ども・若者の育成支援
- 5-(2)-ア 確かな学力を身に付ける学校教育の充実

固有課題	2 駐留軍用地跡地の有効利用による県土構造の再編
	—
	—

**提案する制度名** 跡地利用推進法の延長及び改正

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	○	○	○

**目指すすがた**

■ 駐留軍用地跡地の有効利用と県土構造の再編により、世界に誇れる沖縄らしい風景の再生や景観の創出、新たな都市空間の形成、平和・共生を理念とし、環境に配慮した持続可能な沖縄の発展につなげる。

**制度概要**



**<跡地利用推進法の延長>**

1. 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（跡地利用推進法）を延長する。【継続】【その他】

（主な制度）

返還実施計画に基づく支障除去措置、拠点返還地の指定、駐留軍用地への立入のあっせんに係る国の義務、駐留軍用地（跡地）内の土地先行取得制度、給付金・特定給付金の支給、駐留軍用地跡地利用推進協議会の設置

**<土地先行取得基金制度の延長>**

1. 返還後の計画的な開発整備に向けて公共用地を円滑に先行取得するため、県や市町村が設置する基金への積立に対する国の財政支援を創設する。【新規】【財政特例】

**<土地先行取得に係る課税の特例措置の延長>**

1. 土地所有者が県又は市町村等へ駐留軍用地を譲渡した場合に、その譲渡所得から5千万円を特別控除する所得税及び法人税の特例措置の適用期間を10年間延長する。【継続】【税制優遇】

### ＜支障除去措置の拡充＞

1. 国が土地所有者への土地の引き渡しにあたり土壌等汚染及び廃棄物等の支障を除去する措置に、次のことを追加する。【拡充】【その他】
  - (1) 当該土地(同法の施行前に返還された土地も含む。)の引渡し後に土壌等汚染又は廃棄物等が見つかった場合、国の責任で支障除去措置を講ずる。
  - (2) 支障除去措置の調査事項に、返還予定区域に存在する可能性のある(基地特有の)汚染物質等を含める。
  - (3) 絶滅のおそれのある野生動植物及び特定外来生物等を含めた自然環境調査を実施し、その結果に基づく環境配慮の取組を実施する。

### ＜拠点返還地の指定要件の緩和＞

1. 内閣総理大臣が指定する拠点返還地について、段階的に返還が見込まれる駐留軍用地であっても、一団の土地として跡地利用することが見込まれるときは、当該土地全部を指定の対象とする。【拡充】【要件緩和】

### ＜給付金及び特定給付金の給付上限額廃止＞

1. 土地所有者に給付される給付金及び特定給付金について、一の所有者に対する給付上限額を廃止する。【拡充】【財政特例】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④、P3-⑦】

- 平成31年3月末現在、沖縄県には、我が国における米軍専用施設・区域の約70.3%が集中しており、その施設・区域は狭小な県土の中で大規模かつ高密度に形成され、しかも沖縄の振興を図る上で重要な位置に所在している。また、沖縄の米軍施設・区域は、本県の総面積の8.2%、とりわけ人口、産業が集中する沖縄本島については、14.6%を占め、高密度の状況にあり、県民の良好な生活環境の確保、都市の形成、体系的な道路網の整備等、社会経済の面で大きな影響を及ぼし、県土利用上大きな制約となっている。
- 復帰後に返還された米軍基地面積は10,179.3haあるものの、この間に追加提供された面積等もあることから実質減少面積は9,952.6haとなり、復帰時の面積28,660.8haから約34%の減少となる。
- 平成25年4月5日に、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還に関して、各施設・区域ごとの返還区域や返還条件などが示された「沖縄県における在日米軍施設・区域に関する統合計画」が公表された。当該計画によると返還予定面積は1,048ha +  $\alpha$ となっている。令和2年3月31日時点の返還済面積は72haであり、今後、普天間飛行場(476ha)や牧港補給地区(268ha)など976ha +  $\alpha$ の大規模な返還を控えている。

- なお、本県の米軍基地面積の所有形態別状況は、民有地が39.6%、市町村有地が35.6%、県有地が1.3%、国有地が23.5%となっており、国有地が87.4%を占めている本土と大きく異なっている。特に、人口が集中している中南部地域においては、民有地が約76.3%を占めており、多数の地主が存在することから、駐留軍用地跡地の利用に係る合意形成に多くの時間と労力を要することが予想され、返還前の公共用地確保が課題となっている。
- また、返還後の駐留軍用地跡地の円滑かつ迅速な利用を図るためには、土壌等汚染や廃棄物等の支障除去が課題となる。法施行前に返還、引き渡しが行なされた土地についても土地引き渡し後に土壌等汚染や廃棄物等が発見される事例があり、跡地利用に支障が生じている。また、米軍基地は、軍事基地であるが故に国内の一般地域と比べて化学物質の種類や利用に特殊性があること等から、国内の一般地域では想定されていない土壌汚染等が生じている可能性がある。加えて、駐留軍用地内に存在する貴重な自然環境を次世代へ継承するためには、積極的な保全対策を講ずることが重要であることから、支障除去措置を行う前に自然環境調査の実施を義務づけることが必要である。
- さらに、牧港補給地区(268ha)は統合計画で段階的な返還が示されているが、県及び浦添市においては一団の土地として跡地利用の推進を図っていく予定である。なお、大規模な跡地利用にあたっては国の積極的関与が必要であるが、段階的な返還(各200ha未満)にあつては、国の取組方針策定義務(200ha以上)の対象外となる可能性があり、一団の土地としての跡地利用に支障が生じる恐れがある。
- 給付金及び特定給付金は地権者が土地を使用収益できないことに対して補償的に支払われるべきものであるが、一の所有者に対する交付上限額が1,000万円/年に設定されており、大規模な地権者は不公平な取扱いとなっている。

- 嘉手納飛行場より南の駐留軍用地、約1,000haの返還が今後本格化する見込みとなっている。返還後の跡地利用を、地権者の理解のもと円滑に進めていくためには、跡地利用推進法の延長と、土地先行取得基金制度や税制優遇措置等の特例措置の継続が必要である。
- また、現行制度を活用した跡地利用の取組を進める中で、新たな課題等が生じており、今後返還される駐留軍用地の跡地利用を円滑に進めて行くためには、制度の見直しが必要となっている。

担当部課

企画部 県土・跡地利用対策課、環境部 環境政策課

関連する施策展開

2-(8)-イ 残された戦後処理問題の解決

固有課題	5 固有課題克服のための行財政システムの強化・拡充と地域全体の政策推進
	(3) 地域に根ざした政策金融の活用
	—

## 提案する制度名 沖縄振興開発金融公庫の存続

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
—	—	—	—	○

**目指すすがた**

- 本土との格差是正と自立型経済の構築を目指して、沖縄振興策と一体となった政策金融を推進することにより、県民生活や経済産業の発展に寄与する。

## 制度概要

1. 沖縄における政策金融を一元的・総合的に担っている沖縄振興開発金融公庫について、令和4年度以降においても現行の組織及び機能を継続する。【継続】【その他】  
【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-①~P5-⑫】

**現状・課題**

- 沖縄振興開発金融公庫は、国による財政措置と並び、沖縄の振興開発における「車の両輪」として、本土との格差是正と自立的発展の基礎条件の整備を金融面から支援している。
- 設立以来約6.7兆円の出融資実績があり、本土における日本政策金融公庫などの機関と同様の融資制度に加え、沖縄の地域的な政策課題に応えるため、国や県の沖縄振興策などに則した独自制度を活用し、地域に密着した政策金融を実施している。
- 具体的には、中小企業の振興、離島地域の活性化、駐留軍用地跡地への融資及び産業基盤整備、リーディング産業支援、ベンチャー支援のための出資制度など、沖縄特有の課題への対応に加え、待機児童解消や子どもの貧困、雇用の「質」の改善、生産性の向上などの顕在化した新たな課題など、沖縄の事情を踏まえたきめ細かな出融資制度が沖縄の振興発展を強く後押ししている。

- また、沖縄振興開発金融公庫は、中部、北部、宮古、八重山に支店を置き、総合公庫としての機能を最大限に発揮していることに加え、新型コロナウイルス感染症に係る関連融資においては、県内全域において幅広い業種や規模の事業者の事業継続を強力に支援するセーフティネット機能を果たしており、令和2年10月末時点で融資決定が11,753件(約2,412億円)と、過去のセーフティネット融資の件数をはるかに超える規模の資金繰り支援を実施している。(参考:米国同時多発テロ358件、リーマンショック347件、東日本大震災423件)

- 沖縄振興開発金融公庫においては、行政改革推進法(以下、「行革法」という。)の中で「平成十四年度を初年度とする十箇年の期間が経過した後において、新政策金融公庫(以下、「日本公庫」という。)と統合するものとする」と規定されており、前回の改正では、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律の附則により、行革法の規定が「平成二十四年度」に改められており、令和4年度以降に延期されている。

- 現在の沖縄振興開発金融公庫の融資実績のうち約6割は独自制度による融資となっており、日本公庫と統合された場合、沖縄の政策課題に対応した独自制度の廃止等により、政策金融機能の大幅な低下が懸念される。



- また、新たな沖縄振興で目指す自立型経済の構築に向けては、産業インフラや交通インフラの高度化、離島・過疎地域の定住条件の整備、電力供給における脱炭素化への取組、大規模な駐留軍用地跡地開発などに取り組んでいくこととなるが、こうした事業を円滑に進めるには、沖縄の実情に即した長期かつ低金利の融資制度が重要な役割を果たしてきた。
- 沖縄振興開発金融公庫だけの制度である産業開発資金をはじめリーディング産業貸付のような独自制度がなければ、ホテルや空港ターミナルビルなどの大規模な資金需要に十分対応できなくなることが懸念される。

- 沖縄振興開発金融公庫は、本土との格差是正などの今なお残る沖縄特有の課題への対応において、沖縄の地域特性や特殊事情に十分配慮しつつ、沖縄の県民生活の向上のための基盤整備や産業振興など沖縄振興と一体となった、資金供給等の役割が発揮されている。こうした沖縄振興開発金融公庫による資金供給機能やその他支援機能の充実・強化を図ることは、新たな沖縄振興においても、重要である。
- このため、国による財政面の支援措置と並び、沖縄振興における「車の両輪」として、沖縄県や民間金融と協調・連携した一層の役割発揮が求められ、現行の沖縄振興開発金融公庫の組織・機能は必要不可欠である。

## 関連する施策展開

---

- 2-(5)-ア 計画的な生活基盤の整備
- 2-(6)-イ 安全・安心な生活を支えるインフラの整備
- 3-(2)-ア 「新しい生活様式」における安全・安心で快適な観光の推進
- 3-(3)-イ 国際情報通信ハブ形成の加速化
- 3-(4)-ア シー・アンド・エアなど多様な国際物流ネットワーク強化と物流コスト低減
- 3-(5)-ア 沖縄科学技術大学院大学等を核としたイノベーション・エコシステムの構築
- 3-(6)-イ SDGsに資するビジネス展開の促進
- 3-(7)-ア おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化
- 3-(7)-エ 農林水産業の担い手育成・確保と収益力の強化
- 3-(8)-ア 多様なものづくり産業の振興
- 3-(8)-イ 県産品の売上げ拡大促進
- 3-(8)-ウ 建設産業の持続可能な発展
- 3-(9)-ウ 持続可能で高品位な離島観光の振興
- 3-(10)-ア 雇用機会の確保と多様な人材の活躍促進
- 3-(11)-イ 世界水準の拠点空港等の整備
- 5-(5)-ア 離島における公平な教育機会の確保と学習環境の充実

<b>根拠法令</b>	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律
	第八章 法令の適用に関する特別措置
	第四節 大蔵省関係

**提案する制度名** 沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
—	—	—	○	—

**目指すすべきた**

- 一人当たり県民所得、完全失業率が全国並みに達しており、また沖縄県産酒類製造業の営業利益率が類似業界並みに達している。

## 制度概要



1. 沖縄県の区域における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮し、沖縄県産酒類の税負担を調整するため講じられている特例措置について、適用期間を10年間延長し、法律施行の日から59年以内とする。【拡充】【税制優遇】

(参考) ※ 条文中の括弧内部分は省略

**沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律《一部抜粋》**  
(内国消費税等に関する特例)

第80条 沖縄県の区域における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその税負担を調整するため、次の各号に掲げる国税については、政令で当該各号に定める措置を定めることができる。

一 酒税 沖縄県の区域内にある酒類の製造場のうち、当該製造場が沖縄の酒税法の規定による免許を受けてこの法律の施行の日前から引き続いて酒類を製造していたものとして政令で定めるところによりその製造場の所在地の所轄税務署長の指定を受けた製造場において製造された酒類で、同日から起算して49年以内に、当該区域内にある酒類の製造場から移出されるものに係る酒税の軽減に関する措置 ※ 条文中の括弧内部分は省略

**沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令《一部抜粋》**  
(沖縄県産酒類に対する酒税の軽減等)

第72条 沖縄県の区域内にある酒類の製造場のうち法第80条第1項第1号の指定を受けた製造場において製造された酒類で、次の各号に掲げる期間内に当該区域内にある酒類の製造場から移出されるものに係る酒税の税額は、酒税法第23条の規定又はこの規定の特例に関する法律の規定にかかわらず、当該酒類の移出の日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ、これらの規定により計算した金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した

金額とする。

一～七（略）

八 平成元年4月1日から令和3年5月14日まで 100分の80（酒税法第3条第10号に規定する単式蒸留焼酎にあつては、100分の65）

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P2-④】

現状・課題

- 沖縄県の世帯消費支出に占める酒類の割合は、酒税の軽減措置により全国平均並み（H28からH30までの3年平均：全国1.21%、沖縄1.26%）の水準となっており、県民生活への影響が緩和されている。
- 直近の営業利益をみると、ビール製造業界では約28.2億円（H30）、泡盛製造業界の直近の営業利益は、▲0.9億円（H30）となっており、特に泡盛製造業界の約4割が営業赤字にあり、近年の酒類消費量の減少と県外産同種酒類との競争激化により、業界全体としては、安定的な経営状況にあるとは言えない状況となっている。
- 酒類製造業は、製造業の少ない沖縄にあつて、重要な地場産業のひとつであり、離島を含めた県内各地に製造場が所在しており、それぞれの地域の経済や雇用を支えている。

必要性

- 一般消費者の生活、地域の産業、雇用を守るとともに、沖縄の酒類製造業の自立的経営の促進を図るため、酒税の軽減措置を継続する必要がある。
- また、泡盛酒造所の約4割は離島に所在し、地域の経済や雇用を支えており、地域コミュニティの維持や独自文化の継承に寄与していることから、本軽減措置の継続が必要である。

担当部課 商工労働部 ものづくり振興課

関連する施策展開

- 3-(8)-ア 多様なものづくり産業の振興
- 3-(8)-イ 県産品の売り上げ拡大促進
- 3-(9)-イ 地域資源を活用した特産品の振興

根拠法令	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律
	第八章 法令の適用に関する特別措置
	第四節 大蔵省関係

## 提案する制度名 揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
—	—	—	○	—

目指すすがた

- 1人当たり県民所得、完全失業率、世帯消費支出に占めるガソリン代の割合が全国平均程度に達している。

### 制度概要

7 経済の発展を促す

10 人やモノの平等をなくさず

- 沖縄県の区域における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮し、揮発油税及び地方揮発油税の税負担を調整するため講じられている特例措置について、適用期間を10年間延長し、法律施行の日から60年以内とする。【拡充】【税制優遇】

(参考)

**沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律《一部抜粋》**  
(内国消費税等に関する特例)

第80条 沖縄県の区域における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその税負担を調整するため、次の各号に掲げる国税については、政令で当該各号に定める措置を定めることができる。

三 揮発油税及び地方揮発油税 この法律の施行の日から起算して50年以内に、沖縄県の区域内にある揮発油の製造場又は保税地域から移出され又は引き取られる揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減に関する措置 ※ 条文中の括弧内部分は省略

### 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令《一部抜粋》

(揮発油税及び地方揮発油税の軽減等)

第74条 平成5年12月1日から令和4年5月14日までの間に、沖縄県の区域内にある揮発油の製造場又は保税地域から移出され、又は引き取られる揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の税率は、租税特別措置法第88条の8第1項の規定にかかわらず、揮発油1キロリットルにつき、揮発油税にあつては4万6千800円に538分の486を乗じて得た金額とし、地方揮発油税にあつては4万6千800円に538分の52を乗じて得た金額とする。

【沖縄らしいSDGsの優先課題: -】

#### 現状・課題

- モノレール以外の鉄軌道がなく、陸上交通の移動手段は専ら自動車に依存しており、家計消費支出に占めるガソリン支出の割合は全国平均の約1.5倍となっている。
- 他方で、一人あたり県民所得は全国平均の約7割と全国最下位にとどまっており、低所得世帯の割合は34.5%（平成29年）、完全失業率3.5%（直近5年平均）といずれも全国一高い状況にある。
- 東西約1,000km、南北約400kmにわたる広大な海域に約160の島々が散在し、本島と離島間の輸送費の負担が大きく、離島における定住条件や産業振興の課題となっている。
- このため、揮発油税及び地方揮発油税（国税）の軽減措置の一部を沖縄県が石油価格調整税（法定外普通税）として課税し、その税収を実質的な財源に石油製品輸送等補助事業を実施し、離島における石油製品の価格安定と円滑な供給を図っている。

#### 必要性

- 本軽減措置及び石油製品輸送等補助事業が廃止となった場合、県内石油製品価格の上昇に伴う経済活動の縮小や雇用の喪失を招く恐れがある。また、離島においては、定住条件の悪化による人口流出の加速化、離島地域の衰退が進む可能性があることから、本軽減措置の継続が必要である。

#### 担当部課

子ども生活福祉部 消費・くらし安全課、企画部 地域・離島課

#### 関連する施策展開

2-(6)-ア 人流・物流・情報流に係るコスト低減